

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

平成18年9月愛荘町議会定例会

1日目(平成18年9月13日)

開会:午前09時02分 延会:午後06時00分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 79号 愛荘町都市計画審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 80号 愛荘町公共下水道事業審議会条例の制定について
- 日程第 6 議案第 81号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール条例の制定について
- 日程第 7 議案第 82号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の制定について
- 日程第 8 議案第 83号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の制定について
- 日程第 9 議案第 84号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の制定について
- 日程第10 議案第 85号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第 86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第 87号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第 88号 平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第 89号 平成17年度秦荘町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第 90号 平成17年度秦荘町国民宿舎特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第16 議案第 91号 平成17年度秦荘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第17 議案第 92号 平成17年度秦荘町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第18 議案第 93号 平成17年度秦荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第19 議案第 94号 平成17年度秦荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

- 日程第20 議案第 95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第21 議案第 96号 平成17年度愛知川町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第22 議案第 97号 平成17年度愛知川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第23 議案第 98号 平成17年度愛知川町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第24 議案第 99号 平成17年度愛知川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第25 議案第100号 平成17年度愛知川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第26 議案第101号 平成17年度愛知川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第27 議案第102号 平成17年度愛知川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第28 議案第103号 平成17年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第29 議案第104号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第30 議案第105号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第31 議案第106号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第32 議案第107号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第33 議案第108号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第34 議案第109号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第35 議案第110号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第36 議案第111号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第112号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第11から日程第12まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番 辰己 保

2番 小林 直

- 3番 森 隆一
4番 西澤久仁雄
5番 河村善一
6番 本田秀樹
7番 小川 勇
8番 珠久清次
9番 竹中秀夫
10番 吉岡あみ子
11番 森野榮次郎
12番 小杉和子
13番 瀧 すみ江
14番 水野清文
15番 宇野義美
16番 久保田九右衛門

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君) 皆さん、おはようございます。本日、平成18年9月定例会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の夏は例年になく酷暑に見舞われましたが、日ごとに秋の気配を感じるきょうこのごろでございます。議員各位におかれましては、本定例会にご出席いただきまして、高壇からではございますが厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、平成17年度の各会計の決算審査をお願いするわけですが、昨年度は2月に合併した関係で旧町の各会計と合併後の愛荘町の各会計にわたっており、例年になく決算審査になるわけでございます。じゅうぶんなご審議も賜り、来年度の予算編成や行政執行に生かせるようご議論をお願いしたいと思います。

今定例会に提案されます案件については、理事者より詳細にわたって説明をいただくことと存じますが、議員各位におかれましては斬新で活発なご議論のもとに、適正にて妥当なご決議をいただきますことを心からお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、今定例会や各常任委員会、特別委員会協議会を通じまして各議員より出されます意見等をじゅうぶんにご配慮賜り、愛荘町発展のために特段のご尽力をいただきますことをお願いし、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成18年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎町長提案趣旨説明

○議長(久保田九右衛門君) 町長提案趣旨説明。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) おはようございます。本日、ここに平成18年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中にもかかわりませず、早朝よりご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明申し上げますが、その前に少し私の今、考えていることを少し述べさせていただきます。

特に今回、提案させていただきました特別養護老人ホームに係る債務負担行為につきましては、さまざまな議論をいただいているところでございます。近い将来、私たちも最後は介護を受ける身となりますが、住民の皆さんが安心

に高齢者を迎える地域社会の構築に行政の重い責任を有します。(保障料を負担)をいただいている方々への負担

してセーフティネットを担う役割を担うべきであるという考えです。本条例を制定していただくことにより、多岐にわたるサービスを受け一部負担をする受益者、事業者のサービス提供、国・県の支援など、介護保険制度はみんなで支え合う制度として発足し成り立っているものでございます。住民の最も近いところで互いに痛みを分かち合っている町も責任の一端を負い、応分の負担をして今後の健全な運営に資することが必要と考えているところでございます。

この課題につきましては、これまで議会に詳細にご報告申しあげ、ご意見を承るべく、議員全員協議会におきまして4月、7月、8月、9月と4回にわたってご説明をさせていただきました。今回、提案の運びとなりましたが、議員各位におかれましては、何とぞじゅうぶんなご審議をいただきますようお願い申しあげるところでございます。

さて、提案させていただいております議案の案件についてご説明を申しあげます。

今回の9月議会におきましては、条例制定並びに廃止条例議決案件7件でございます。さらに平成18年度愛荘町一般会計補正予算並びに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算、さらに平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計の決算承認案件が7件、それから17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計の決算承認案件8件、さらに17年度の愛荘町一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計決算承認案件が9件と、あわせて33案件をご提案させていただきました。

それでは、条例制定並びに廃止条例議決案件7件につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案第79号 都市計画審議会条例議決案件ですが、都市計画法の規定により、都市計画に関する事項を調査審議する都市計画審議会を新たに設置するために、新規制定をお願いするものでございます。

次に、議案第80号 公共下水道事業審議会条例議決案件につきましては、地方自治法の規定により公共下水道事業に関する事項について、特に合併協議で懸案になっています公共下水道の使用料について、3年以内に調整することになっておりますので、審議会の設置について新規制定をお願いするものでございます。

次に、第81号議案 町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール条例、議案第82号 町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例、議案第83号 町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例、議案第84号 町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例は、町立福祉センターラポール秦荘条例で、けんこうプール・いきいきセンター・いきがいセンター・はつらつドームおよびふれあい広場を一括してこれまで条例制定していましたが、指定管理者制度へ移行するに当たり、関連施設単位に分割して新たに条例制定をお願いするものでございます。

それに伴いまして、議案第85号につきましては、現行の町立福祉センターラポール秦荘条例を廃止するものでございます。

次に、議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算並びに議案第87号 愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算の2件でございます。

まず、平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ652万7,000円を追加し、総額を85億751万7,000円をお願いするものでございます。そのほか、債務負担行為補正といたしまして、特別養護老人ホーム建設補助金1億6,800万円および地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第87号 平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ6,015万2,000円を追加し、総額13億6,175万2,000円をお願いするものでございます。

次に、17年度決算認定でございますが、合併前の愛知川町、秦荘町、それから2月13日合併後の愛荘町と3団体の会計ごとの決算となり、一般会計、特別会計あわせて24会計の決算となります。

まず、第88号は、平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算でございます。議案第89号は、住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算、90号 国民宿舎特別会計歳入歳出決算、91号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算、92号 老人保健特別会計歳入歳出決算、93号 下水道事業特別会計歳入歳出決算、94号 介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。これまでが旧秦荘町関係でございます。

次から旧愛知川町関係で、まず議案第95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算、96号 愛知川町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算、97号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、98号 土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算、99号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、100号 老人保健事業特別会計歳入歳出決算、101号 下水道事業特別会計歳入歳出決算、102号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

次からが愛荘町関係でございます。まず議案第103号 愛荘町一般会計歳入歳出決算、104号 愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算、105号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、106号 土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算、107号 国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算、108号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、109号 老人保健事業特別会計歳入歳出決算、110号 下水道事業特別会計歳入歳出決算、111号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

以上、24会計の一般会計並びに特別会計の決算認定をよろしくご審議のほど、お願いいたします。

平成17年度旧秦荘町、愛知川町および愛荘町の普通会計ベースの決算状況を申しあげますと、地方公共団体の財政力を示す数値、この財政力指数は0.572でございます。財政構造の弾力性を判断する指数、経常収支比率は84.9でございます。

公債費の財政負担の割合を判断する数値、起債制限比率は11.1%でございます。この数値が20%を超えますと起債借入れの制限を受けることとなります。

平成18年度から起債が許可制度から協議に変わりました。一般会計および特別会計あわせて実質公債費比率は15.3ということになっております。この数値が18%以上になると許可が必要になります。

また、一般会計の基金の積み立て状況でございますが、45億3,962万3,000円でございます。土地開発基金におきまして2億6,378万5,461円、別に土地といたしまして4万8,886㎡でございます。17年度中のこの基金の取り崩し額は5億270万円ございました。新たに積み立てたものが3億785万4,000円ということで、実質2億円の取り崩しということになります。

起債残高におきましては、100億9,545万6,000円ということになりまして、住民1人当たりでございます50万4,000円でございます。この50万4,000円は、町村平均で16年度末で48万8,000円ということになっておりまして、17年度末の県下町村平均はまだ出ておりませんが、1町1村平均並みかと思われます。

それからそのほか、下水道事業特別会計の起債残高が大きく122億6,452万8,000円でございます。この下水道事業は、住民1人当たりでございます61万3,000円ということになりまして、あわせて住民1人当たり一般会計、普通会計両方あわせると111万7,000円ということになります。この下水道事業特別会計につきましては、交付税で半分以上が交付税算入をされることになりまして、下水道使用料が2億円近くになっておりますが、その使用料を充当して返演していくということになります。

以上が、18年9月愛荘町議会定例会に提案しご審議をお願いいたします案件でございます。

詳細は各担当から説明をいたしますので、じゅうぶんご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申しあげまして提案趣旨の説明とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) ただいま、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

〔教育長 川口 繁君登壇〕

○教育長(川口 繁君) 議長のお許しをいただきまして、9月8日に開催されました愛知中学校体育大会中に起こりました救急車要請に係る報告をさせていただきます。

体育大会の開催されました当日は、昼過ぎから前夜の雨の影響もありグラウンドの気温が上昇している状況でした。そんな中、体調の不調を訴える生徒が出てきたため救護テントで休ませたところ、2年生の女子が過呼吸症候群、いわゆる過呼吸の症状が出てまいりました。生徒の症状を判断して午後2時47分に救急車の要請をしたところでございます。

到着した救急車に感化されたのか、学級対抗種目の疲労と興奮が重なったのか、周りにいた生徒が連鎖的に過呼吸の症状を次々と訴え、生徒、保護者の方々にも助けをいただきながら応急手当を施しましたが、救急隊員の指導もあり救急車の増車を要請していただきました。

結局、愛知郡消防署、東近江消防署の救急車5台等で37名の生徒を近隣の病院に、あるいは町内の医院にピストン搬送をしていただきました。内訳は男子5名、女子32名で、新聞報道では熱中症と報じられたものもございましたが、いずれも過呼吸症候群で、搬送された37名のうち25名が点滴等の治療を受け、34名はその日のうちに保護者につき添われ帰宅いたしました。残り3名は経過観察で入院をしたところです。

また、搬送された生徒以外で帰宅後3名の生徒が体調不良を訴え、そのうち2名は家族の方により病院へ、1名は救急車で病院へ運ばれ治療を受けました。翌9月9日に担任を通じて確認をいたしましたところ、ほとんどの生徒は回復していましたが、入院しました2名の生徒は念のためもう1日入院することとなりました。入院中のもう1名の生徒ですが、過呼吸の症状は治りましたが、他の病の疑いが見つかったため入院が続いているところでございます。

以上がその概要でございます。

過呼吸症候群は、多分に精神的な要因によって引き起こされる症状とされていますが、当日の急激な温度上昇による体力の消耗、水分不足等も影響したものと考えられますことから、今後、係るような事態を防止するため、児童生徒に過負担がかからないよう、また個々の体力差を考慮した健康観察に留意するなどの点について、昨日、臨時校園長会を開き指示をいたしましたところでございます。

保護者の皆さんはもとより、議会の皆様をはじめ町民の皆様にも多大なご心配をおかけしたことに改めて申しあ

げます。

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君) これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(久保田九右衛門君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番、竹中秀夫君、10番、吉岡 友三子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(久保田九右衛門君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から28日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から28日までの16日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長(久保田九右衛門君) 日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 本 田 秀 樹 君

○議長(久保田九右衛門君) 6番 本田秀樹君。

〔6番 本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹、一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、小学生の通学バスについてお伺いいたします。

現在、山川原・百々町地域の子どもたちは、小学校1年生から3年生児童は通学のバスにより登下校をしております。小学校4年生から6年生児童は徒歩により登下校をしていますが、両地域とも児童数が年々減少しており、下校時においては授業の終了時間が異なるために一人になることが多いのです。山川原・百々町地域は人家のあるところまで民家が1軒もないのが現状であり、子どもたちに目が届かない大変危険な状況にあります。

このように山川原地域、百々町地域の子どもたちのことだけではなく、旧の秦荘町でもこのような状況の箇所や、保護者も考えられている方はたくさんおられると思います。愛荘町全体の子どもたちの安全性を考えると、地域や通学途上において子どもたちをねらった凶悪犯罪事件が続発しており、県内はもちろん近隣地域においても登下校時における事件も多発している現状であり、事件が起きてからでは遅いのです。

現在は、山川原地域と百々町地域が小学校1年生から3年生の児童が通学バスにより登下校していますので、小学校4年生から6年生児童も安全性のことを考えると一緒に乗車できないのか、教育長にお伺いいたします。

次に2点目ですが、人間ドック、脳ドック検診についてお伺いいたします。

愛荘町国民健康保険では、保険事業の一環として人間ドック、脳ドックを実施されています。日ごろ不安に思っている健康状態についてチェックすることにより、病気の早期発見、早期治療ができることについてはありがたいことだと思います。

しかし、対象者については70歳未満の国保被保険者と限られた申し込み者となっております。70歳以上の方々の国保被保険者はどのように検診をされておられるのか、お伺いいたします。

愛荘町国民健康保険の保険事業の一環で実施されていますが、愛荘町全体のことを考えると、申し込み者を国民健康保険加入者だけに限定せず、定員が少ない場合については愛荘町の住民が検診できるようにできないものなのか、また社会保険加入者も検診ができないものか、お伺いいたします。

次に3点目ですが、県道愛知川彦根線歩道の拡幅についてお伺いいたします。

県道愛知川彦根線は、生活道路として日々通勤、通学道路として利用しています。小学生、中学生は狭い歩道を利用

用いながら通学をしていますが。特に朝の通学時間帯については、JR稲佐駅へ行く高校生たちや通勤の人たちと重なり、歩道が狭いため道路まで出て通学をしているのが現状であります。小学生は何とか歩道を利用しながら登下校をしていますが、中学生については自転車通学ですので、歩道を利用できずに道路まで出て通学している毎日です。

このように、危険にされている子どもたちを見ていると、本当に安全で、自転車と歩行者がすれ違いのできる歩道が必要だと思います。

以前に一般質問の中で要望として質問しましたが、現在、道路管理者である湖東地域振興局建設管理部道路課とどこまで協議をされ、道路と歩道の現状を把握されておられるのか町長にお伺いするとともに、今後の方針・具体策について答弁を求めます。

次に、在宅介護の24時間対応についてお伺いいたします。

高齢化の進展に伴い、自宅で介護を受けながら生活する高齢者が増加しております。特に一人暮らしの高齢者だけの世帯が増えていることや、高齢者が高齢者を介護しているのが現状です。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが、自分たちでできることが決まっているために本当に困っているのが現状であり、適切な介護を受けながら住み慣れた地域で安心して生活できるように望んでおられます。

介護の必要な在宅の高齢者が夜中にぐあいが悪くなったとき、転んで起き上がれないなど、そんな緊急時に対応ができるように考えていただきたいと思います。そのためには、24時間対応ができる安心な在宅介護が必要だと考えますが、町長に答弁を求めます。

最後ですが、高齢者を守る虐待防止法についてお伺いいたします。

お年寄りの権利を守るため、高齢者の虐待防止と養護者支援の両面を盛り込んだ高齢者虐待防止介護者支援法があります。高齢者が虐待され命や体に重大な危険が生じている場合、市町村への通報を義務付けたり市町村長に立入調査を認めるなど、行政の早期介入による高齢者の虐待防止が期待されています。

高齢者を養護する人の支援としては、介護などの負担を軽くするために市町村は相談や指導、助言ができます。また養護者の負担軽減のために緊急の場合、市町村が高齢者を短期間養護する部屋を確保することも定めています。さらには、国や自治体に対しては、虐待を受けた高齢者の財産上の被害防止を推進するため、制度の利用促進を定めています。

愛荘町として、高齢者虐待防止法に対してどのような対応をされているのか、町長に答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 本田議員のご質問のうち、3番、4番、5番目の項目について私からお答えさせていただきます。

まず、県道愛知川彦根線の歩道の拡幅についてでございますが、朝の通学、通勤時間帯は歩道が狭いため、道路を走っている自転車もありまして危険な状況であります。私もずっと見て回ってまいりました。

こういったことにかんがみて、これまで長期にわたり旧愛知川町から県に道路拡幅と歩道の拡幅を強く要望してまいりましたところですが、現道の長野地内におきましては、民家が密集し用地買収が不可能との結論に達し、やむを得ず新しくバイパスとして長野地先に新設されたものと聞いております。

現在の愛知川彦根線は、平成19年度末に町道として移管される予定になっておりまして、この秋には県と現地立ち会いし必要な補修箇所など要望をしていきたいと考えております。

交通安全対策としましてはどんな対策がとれるのか、湖東地域振興局道路計画課と今後、協議してまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者を守る虐待防止についてでございますが、昨年秋の臨時国会におきまして、高齢者虐待防止介護者支援法が全会一致で可決成立いたしました。本年4月から施行されているもので、この法律では、住民に最も身近な市町村や都道府県を具体的な対策の担い手として明確に位置づけ、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担軽減を図ることとしています。

さて、高齢者虐待防止介護者支援法に係る町の対応であります。まず第11に、町が高齢者虐待に係る通告を受けた場合の対応につきまして、夜間、休日であってもその通告が速やかに責任者に伝わるようマニュアルを作成し、その徹底を図っております。

次に、高齢者を養護する方への支援としては、地域包括支援センターが相談や指導、助言に当たっておりまして、この4月から8月まで電話や面接での対応件数は延べ747件であり、うち虐待ではないかと相談を受けた件数は5件ありまして、早速その対応を図ってきたところであります。また、介護者家族の会「ひまわり」をこの5月から再編成いた

に、世帯の活動のなかで看護支援を担っているに似ています。さらに、高齢者の財産上の被害防止を図るため、地域包括支援センターでは社会福祉協議会やケアマネジャーと連携し、権利擁護事業や成年後見制度の利用を進めており、現在既に数名の方を支援しているところでございます。

次に、在宅介護の24時間対応についてでございますが、在宅介護されている方の中には、介護依存度が高い方と医療依存度の高い方がおられます。

介護依存度の高い方は、訪問介護や通所介護、その他町単独事業の福祉サービスを利用しながら生活をされており、日ごろから介護サービスを受けることによって普段の状況がわかりますので、体調の変化に素早く対応できます。町内外への訪問事業所には、24時間365日営業を掲げているところが2カ所ありますが、利用実態としては町内での夜中、早朝の利用は今のところなく、夜9時ごろまでの利用が数件あるのみでございます。また、高齢者の一人暮らしや一方が寝たきり等の高齢世帯には、煙感知器や火災報知機を備え、緊急時に郡消防本部に直通し会話ができる緊急通報システムを既に50軒に設置済みであり、24時間対応が可能となっています。

次に、医療依存度の高い方は、日ごろから訪問看護を利用して在宅療養をされています。この方々は、昼夜を問わず体調が急変することがあり、訪問看護の緊急時訪問看護で24時間365日、日ごろの体調を知っている看護師が対応をされています。ちなみに、町内の訪問看護事業所レインボー泰荘では、定期訪問以外の緊急訪問は月10回程度ありまして、そのうち夜中の緊急訪問は月、ない月もありますが2回ぐらいある月もございます。

このように、在宅介護に係る24時間対応につきましては、そのニーズに対応できているものと承知をいたしてあるところでございます。以上です。

○議長(久保田九右衛門君) 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君) 本田議員のご質問で、2点目の人間ドック、脳ドック検診についてお答えをいたします。

国民健康保険法第82条において、保険者は健康教育、健康相談、健康審査、その他の被保険者の健康の保持増進のために、必要な事業を行うように努めなければならないと規定されており、保健センターと連携した取り組みを進めています。

国民健康保険は、加入者の相互扶助共済を図る社会保障制度として運営されており、急速な人口高齢化の進展に伴い、疾病構造も変化し医療費は増加傾向にあり、医療費の適正化や保険事業活動として被保険者の病気の早期発見、早期治療を促すため、人間ドック、脳ドック検診を実施しているものです。これらの財源につきましては、被保険者が負担する国民健康保険税のほか、国・県の補助金、一般会計繰入金および被用者保険者療養給付費等交付金などにより賄われていることから、被保険者とさせていただいております。また、70歳以上の被保険者につきましては、保健センター事業で、70歳以上の方全員を対象に町内の医療機関でいきいき健康審査を実施いたしております。

一方、国民健康保険被保険者以外も対象にすることについてですが、健康日本21を中心とする国民の健康づくり、疾病予防をさらに積極的に推進するため、健康増進法が制定され健康づくり対策が推進されており、被用者保険等の方々につきましては、それぞれの被用者保険制度において検診されることとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 教育長。

〔教育長 川口 繁君登壇〕

○教育長(川口 繁君) 小学生の通学バス高学年の乗車についてお答えをいたします。

山川原・百々町地域の小学校4年生から6年生までのスクールバスでの登下校時における乗車についての質問でございますが、愛知川小学校のスクールバス運行につきましては、議員もご承知のとおり昭和54年当時、山川原地区の小学校3年生までの子どもは分校で学習し、4年生から本校へ通学することになっていましたが、愛知川小学校の改修に伴って分校を廃止することになり、この条件としてスクールバスで小学校低学年の子どもを送迎することになったところであり、その後、近隣で山川原地区と同距離の百々町地区を含めた小学校3年生までの子どもの送迎でスクールバスを運行することとなり、現在に至っております。

議員ご指摘のとおり、子どもたちの安全面から見ますと、同乗して送迎させていただくことは有効と判断できますが、全町的に通学距離、人家が少ないなど同様の条件の地域が他にもあり、どうした基準で判断するかなど検討いたしました結果、安全対策として通学バスによってこれらをカバーすることは困難と考えられます。

これらのことを含め総合的に勘案し、地域の方々のご協力を賜りながら今後、子どもの安全対策がさらに高められるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

このようにして、百々町の高学年の子どもに対するスクールバスの運行は、現時点においては困難と考えており

[illegible]

ますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) 6番 本田君。

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹、再質問をさせていただきます。

小学生の通学バスについて再質問をさせていただきます。

先日、町長と教育長あてに小学生の通学バスの乗車については、山川原区長、山川原子ども会会長、保護者一同と、百々町区長、百々町子ども会会長、保護者一同で要望書を提出しているわけでございます。要望書の中にも、両地域とも児童数が年々減少しており、下校時に一人になることが多いことなどから、通学バスの乗車を希望しております。

先ほど通学バスは困難というようなお答えをもらっていますが、事件があってからでは本当に遅いのであります。もう少し具体的に考えていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

次に、県道愛知川彦根線歩道の拡幅について再質問をいたします。

歩道の拡幅については、小・中学生には安全な歩道が必要だと考えます。しかし歩道については、拡幅だけの問題だけではないのです。現在、長野地先の歩道部分については高低差があります。人家の出入り口や田んぼの乗り入れなどで、その高低差は30センチぐらいあると思います。このような高低差があれば、自転車通学の子どもたちは危険だと考えます。

また、長野国道地下道は歩行者と自転車のすれ違いが難しく、歩道という歩道がないのが現状です。朝の通学時間帯は危険な状態になっているのが現状であります。歩道や地下歩道は、だれもが安心して安全な利用ができることを望んでいるわけであり、車いす利用者も同様です。段差のない歩道、地下歩道については勾配があるので手すりの設置などを考えていただきたいと思います。町長に答弁を求めます。

次に、在宅介護の24時間対応について再質問をさせていただきます。

一人暮らしの高齢者や、同居家族がいても日中一人になる高齢者がおられます。介護の高齢者の数は年々増加し、介護サービスに対する給付金もかなりの勢いで増加しております。

介護保険法の改正に伴う介護サービスもありますが、愛荘町としての現状に合った介護サービスをもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

次に、高齢者を守る虐待防止法について再質問をいたします。

高齢者への虐待を発見するのは大変難しいことであります。高齢者虐待が発見しにくい理由が幾つかあります。虐待されている側も虐待をしている側も自覚がないということです。また、虐待の事実を隠すケースも多いわけです。確実に高齢者の安全を確保するために、厚生労働省は全国の自治体に向けたマニュアルを提示していますが、もう少し愛荘町としての具体的な取り組み方やマニュアルについて町長に答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) まず、歩道の件ですけれども、高低差があったり段差があったりというところは大変利用がしにくいということでございますので、これは県とも協議しながら、また移管がなされた後は町道として、関係者の協力が得られるところからでもやっていくべきだというふうに思います。

在宅介護の問題と虐待の関係につきましては、担当主監の方からお答えさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 教育長。

○教育長(川口 繁君) お答えいたします。

子どもの安全対策として、危険を避けていくためにバス通学によってこれをカバーしていこうという観点で、これを検討させていただきました。ご承知のように、その基準のとり方によって、どういう箇所が危険であるかという判断の基準も大変難しいと思いますが、町内の全域を考えていきますときに、心配の可能性のある箇所は数多くあります。これらをバス通学をさせることによってカバーするのは大変しきれない範囲が非常に多くなりますし、それでカバーしていこうとすると大変範囲が大きくなりまして、これをバス通学によって安全対策を解決していこうという方向性は、困難と判断をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) 24時間対応の在宅サービスの介護サービスについてというふうなことで再質問がございました。

特に冒頭、町長の方からお話がありましたように、一人暮らしとか一方が寝たきりの高齢者については、緊急通報サービスというような形でさせていただいているのですけれども、もう少しそこまでには至らないという方については、社会福祉協議会にお願いをしまして、日中の見守りサービスというのをヘルパーさんに行ってもらい、そういった方も数十人おいて、そういった形で日中、一人になられる方でちょっと心配なという人にも、そういった町独自のサー

ビスを受けていただけるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

そして最後に虐待の問題でございますけれども、議員おっしゃいましたように、実際は虐待をしているのやけれども虐待しているという自覚もないというのもございますし、その反対もございますけれども、先ほど申しましたとおり、地域包括支援センター、いろんな介護のご相談をお受けいたしております、それで話が虐待でないかと思ってきたのが5件というようなことでございまして、私どもとしましては町がそういった虐待の通報を速やかに受けられる体制ということで、役場の宿日直のマニュアルをつくりまして、こういった場合、即座に私どもがその家へ行って対応できるという体制をとっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 6番 本田君。

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹。小学生の通学バスについて再々質問をさせていただきます。

先ほどから教育長の答弁の中でも、なかなか通学スクールバスは困難だということをお聞きしておりますが、それも地域によって理解はできるのですけれども、教育委員会としてどこが危険な地域なのか、どこが安全な地域なのかというの理解されていると思いますが、その辺を答弁をお願いしたいと思います。

県道愛知川彦根線歩道の拡幅について再度、再々質問をさせていただきます。

歩道は、だれもが安心して利用できるのが歩道だと考えますが、ゆとりのある幅広い歩道、段差のない歩道を望んでいるのが一番だと思います。また、一部の交差点については横断歩道のラインがないところもあります。子どもたちが安心して通学ができるように横断歩道のラインを引いていただきたいと思います。

また、子どもたちの安全性を考えると、どちらかの歩道に手すりなどの取り付けができないのか、また道路管理者と協議をしていただきたいと思いますので、答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 建設課長。

○建設課長(北川利夫君) 質問にお答えいたします。

県道愛知川彦根線の歩道拡幅につきましては、町長の答弁にあったとおりでございますが、歩道は広い方が安全なことは明らかでございます。建設当時の歩道につきましては、安全性を考慮いたしましてマウンドアップにされていると考えております。これは、狭い路肩を歩行者とか自転車が通行していますと、路肩が下がっていることによりまして目の錯覚から小さく見え、特に薄暮期とか雨の日には大変見づらい状況にあると考えます。

このことから、歩道をマウンドアップ化して一段上げ、歩道や自転車等の高い目線において見やすいようにする、一つのこれも安全策であったかと思えます。マウンドアップすることによりまして、雨天時にできる水たまりから歩行者等を保護するというのも目的の一つであると思えます。これらの改修に当たりましては、バリアフリー化対策も必要ですので、歩道は道路とフラットにするとか、マウンドアップする場合はスロープを緩やかにするなどし、また歩道面については透水性舗装するなど、水たまりができない工作物で対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

また、ご指摘の現道につきましては、秋にも先ほど町長の方が言いましたように、湖東地域振興局建設管理部道路建設課と立ち会いをして、すぐ直せるもの、例えば歩道のオーバーレーン、また打ちかえ、簡易な水路の改修、またライン表示等につきましては、地元の自治会と協議しながら、また公安委員会とも協議しながら進めていきたいと思えます。狭い道路につきましては、ラインによって車道を狭めるといったようなことにより、大型車等が通りにくいようにできないものかということも検討してまいりたいと思えます。

長野の国道地下道につきましては、幅が2.5、高さも2.5と狭い状況にあります。特にですが通過時には圧迫感がございます。すれ違い時には特に感じると思えます。車いすで利用している方々には、スロープ等が23メートルから28メートルほどございますので、勾配も約1%ございます。つらいようですが、スロープとしては地上から見ても最大限のようでございます。

手すりの取り付けにつきましては、取り付けによって余計に違和感が発生しないかということもありますが、必要に応じて考えていきたいと思えます。

また、歩道や地下道の通過時におきましては、モラル等もございまして、小・中学校の先生方をお願いしてご指導いただいているところですので、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 教育長。

○教育長(川口 繁君) 通学途上の危険箇所等の確認についてでございますが、各学校では通学道路ごとに保護者の方々の協力を得ながら、学校、高学年の子どもも交えて安全マップというのをつくっております。そして具体的に自分たちが通る通学道路につきまして、危険な場所、注意すべき事項等について、ともどもに考え子どもたちへの指導もしている、このようなことを毎年このところ繰り返しているわけですが、さらにきめ細かくこのことがなされるよう学校には指示をしております。こうした安全マップが子どもたち、保護者、そして地域の方々にも広まって、そしてみ

んなで子どもの安全が守れるような地域社会づくりをつくっていくのが大変大切かと、このように考えております。よろしく申し上げます。

◇ 森 野 榮次郎 君

○議長(久保田九右衛門君) 11番 森野榮次郎君。

〔11番 森野榮次郎君登壇〕

○11番(森野榮次郎君) 11番 森野榮次郎、議長のお許しを得て一般質問を行います。

まず1点目でございますが、来春4月24日に予定されている小学校6年生、中学校3年生を対象とする全国学力・学習状況調査についてお尋ねいたします。

文部科学省の見解を問うまでもなく、次代を担う児童・生徒の学力については、全国民等しく大きな関心を持っています。特に諸外国との対比における学力低下の傾向、小学校での英語科の導入の動きなどなど、大きな話題を呼んだ問題であります。

学力の現状、向上方策の模索のためであると考察いたしますが、あわせて学習状況の調査ともいわれています。文部科学省の見解並びに教育長の所見をお尋ねいたします。

次に、中3と小6を指定した理由、教科は限定されるのか、結果としての知識技術を求めるものなのか、学習状況の調査はいかなる方法でなされるのかなどについてもお尋ねをいたします。

3点目に、参加体制についてであります。

各校独自のカリキュラムによって学校経営はなされ、学習活動は展開されています。既に公表されている調査です。19年度カリキュラムに位置づけて一斉に調査されるのか、希望参加で各校独自、あるいは教育委員会レベルで実施されるのかもお尋ねいたします。

あわせて、本町での参加体制、国や県レベルの状況、さらに参加に対する教職員の意思統一の状況についてもお尋ねをいたします。

あわせて、12件ばかり質問事項があろうかと思えます。

それからもう1件、調査に当たっての留意事項、結果の利活用についての配慮事項等については、じゅうぶんにご検討いただいているとは存じますが、教育施策と相まって極めて重要なことであります。教育困難事情への対応策、遅進児対策、指導法への改善、明らかになるであろう学校間格差等々についての所見もお尋ねをいたします。

2点目についてであります。平成18年度権限移譲された法定外公共物の管理運営についてお尋ねをいたします。当初お伺いいたしましたとき、在来集落におけるトラブルの固まりのようなものをお引き受けいただいたとの思いを持ちました。反面、行政手腕の見せどころでもあります。期待するところや大であります。

はじめに、所管事務事業の内容、新規事業であります管理体制の整備状況等についてお尋ねをいたします。

里道水路の管理については、まず官民境界のいさかきを想起します。決めては里道水路の幅員、面積等を明記した書類、図面の有無であると理解します。いかなる図面、あるいは書類をご用意されたのか。不幸にして決め手のない場合、利益相反関係の事態にどう対応されるのかをお伺いいたします。

従前集落では精密・粗雑の差はあってもこのような事態に対応するため、大字全図、あるいは小字帳、道路帳、測量野帳等が代々大切に相続されています。里道水路の成り立ちから考えても、これがその後作成された行政図面等の原本であると考えます。行政図面が正しいとする意見もあります。これについて、当局の見解を求めます。

里道が町道に、素掘りの水路が構造物にかえられ大変便利をしている状況であります。問題は地区相伝の図面書類が正しく読み取られなかったために、延長線上の里道水路の接点でぎくしゃくしているところがあります。図面や文書修正はできても、現場修正は責任問題もかわり多額の費用もかかり難しい状況にあります。具体的な箇所を指摘するまでもなく、一般的にその対応策についてのお尋ねをいたします。

さらに先年、彦根市肥田町とのほ場整備事業に際し、長野地区との境界が問題になりました。愛荘町と彦根市の行政界でもあります。長野地区には、先ほどもお聞きいただいておりますとおり、相伝の図面、書類もあり境界は現地で明示できます。肥田町では、関係書類は公民館の火災で焼失したとのことであります。長野相伝の図面、書類に基づく説明で境界は納得していただきましたが、現地境界は土地改良で移動しているはずであります。行政界の変更は議会承認が必要と伺っています。いまだ工事中で遅れているとは思いますがその後、議会では伺っていません。些末なことかも知れませんが、面積案分等公簿上の表示を含め適正に処理されているかをお伺いいたします。

なおこの春、生活道路にブロックを積み上げ通行を妨害する事件が発生しました。字の道路帳では6尺でだれも疑問を持ってはいません。周辺住民の苦情から区長が対応しておられますがいまだ解決していません。

行政にお尋ねしましたところ、ブロックを積んだ本人の承諾を得ない限り撤去できない。正式に官民境界確定の申請

をされても同様である。ほかにも同じようなことがあり困っているとのことであります。明らかに不法占有であっても、本人の承諾がないとどうにもならないという趣旨の回答であります。ほかにも事情があったとしても、無法がまかり通ることになります。説得を重ね、わだかまりを取り除き円満解決をするのが最高であります。時間をかけてもうまくいくとは限りません。強制執行の必要なときもあります。内容についてはご承知おきのとおりであります。解決方法の検討をお願いしました。いかにして解決されるのか、お伺いいたします。

先述のとおり、図面書類の読み違い、火災焼失等自然散逸のおそれは多分にあります。限られた地域の問題ではありますが、取り返しのできない貴重な文化遺産です。正本の写しをとり、どちらかを行政で保存するなど、適正な保存方法や仮名の読み取り、小字帳と他の文書との関連等についても、集落任せでない指導のあり方についてお伺いいたします。

3点目であります。地方交付税制度の改革が検討されているというニュースがあります。

現行制度では、基準財政需要額から地方税収を減じた額が地方交付税額になるとされています。愛荘町の本年度決定額、臨時財政対策債発行可能額を含めれば、17年度より1億8,960万4,000円少なく、19億8,464万1,000円であります。このうち合併協議のとき大変大きな問題でありました合併算定がえの金額はいくらとされているか、お尋ねをいたします。

次に、新型交付税制度が導入されると、都市部が増額し地方が減額するといわれています。具体的な算定方法の有無は存じませんが、新潟県は208億円減少するという試算額が報道されています。現在の交付税の3分の1が新型交付税に切りかわった場合、23道府県で交付税額がふえ23道府県で減少すると試算されています。愛荘町はどうなるのか。減少するとした場合どれぐらいになるのかをお尋ねいたします。

続けて、政府の方針では、新型交付税制度に来年度から段階的に移行するとされています。そのようにいはいかないかは別であります。方針どおり進められるとまさに焦眉の急であります。減額が見込まれた場合、その穴埋めはどうされるのかお伺いをいたします。

県下13市13町のうち、栗東市、草津市、竜王町は地方税などの基準財政収入額が基準財政需要額より多く、地方交付税を必要としない不交付団体であります。新型交付税は、財源不足で、全国的に50兆円を超える債務超過の現交付税の総額を抑制するためともいわれています。それだけでなく愛荘町だけで1億8,960万4,000円減額しています。率にして8.7%であります。

交付税に頼らず産業振興方策等を検討して、100%自治を目指すべきであると考えます。町長の見解を求めます。以上であります。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 森野議員のご質問のうち、地方交付税改革についてお答えいたします。

合併算定がえとは、合併した場合、本来合併後の愛荘町の人口・面積などで交付税額を算定するわけですが、これを一本算定といいます。そうしますと、人口等すべての数値が合算されたもので算定することになり、交付税の制度上、人口などが増えれば増えるほど補正係数が小さくなります。そういたしますと、交付税額はそれぞれ旧町で算出し合算したものより当然少なくなります。

合併したら制度上、交付税が少なくなることは合併を推進する上で支障になることから、合併特例法の中で合併前の各町交付税額の合算額を10年間は保障するとされました。この合算額と一本算定額の差を合併算定がえといいます。平成18年度の地方交付税の合併による合併算定がえの額は、臨時財政対策債を含めて4億5,636万5,000円です。

新型交付税制導入につきまして、平成19年度から導入し、その後その部分の割合を順次拡大し、3年間で新型交付税の部分について5兆円規模を目指すとしておりまして、基準財政需要額の算定において人口と面積を基本とした簡素なものにするとなっております。その算定方法は明らかになっていませんので、現時点で独自に計算することができません。

そもそも新型交付税への移行分の考え方ですが、基準財政需要額には義務的経費とその他の経費があります。その他経費を対象とするもので、交付税総額を変更するものではありません。交付税の持つ財源調整と財源保障機能は今後も必要であり、地方とじゅうぶんに意見交換を行い、現実の財政運営に支障が生じないよう具体の制度設計を行うこととされており。また激変緩和措置も検討されているところでございます。

合併算定がえが10年間保障といいますが、この額を保障いたしておりません。交付税総額の減額、その保障部分の縮小も予想されますし10年が過ぎれば保障も切れるなど、一層厳しくなることを前提に財政運営をしていかなくてはならないと考えます。そのため行財政改革を進めるとともに、自主財源の積極的な確保は喫緊の重要課題であり

ます。

今後の税源移譲も視野に入れますと、何といても税源を確保するためには企業誘致しかなく、財政基盤確立のため最善の努力を注ぎたいと考えております。

○議長(久保田九右衛門君) 農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君) 続きまして、法定外公共物の管理運営についてでございます。

まず、1点目の所管事務事業の内容、管理体制の整備状況についてですが、法定外公共物、里道、水路のことですが、これにつきましては平成17年4月1日から、従来の国土交通省の所管からすべて市町村に権限移譲されたところです。目的は、法定外公共物の保全、適正な利用を図り、公共の福祉の増進に寄与するところであり、管理については町であります。日常の維持管理については集落にお願いしているところでもあります。

事務事業の内容につきましては、法定外公共物の敷地、水面、流水等を占用する道路、河川占用等の許可、また隣地の所有者等から法定外公共物の境界確定の申し出があった場合は、当該隣接地の所有者との協議により境界を確定することや、法定外公共物としての用途目的を創出し、将来にわたっても公共の用に供する必要がない場合には、行政財産の用途を廃止して普通財産とすることなどが事務事業の内容であります。

境界確定は、権限移譲前と同様、申請手続方式であり、官民境界立会の申請があると現場立会を行い、その結果を確定協議書としてまとめ申請者と町が保管することになっています。現行、保管は図書によるファイル整理の保管としております。今後は、この膨大な図書資料をコンピュータの導入によりデータ処理を行い、保管、閲覧、調査等を正確かつ迅速化を図っていかなければならないと考えています。

2点目の官民境界現場立会につきましては、従来は県が主体に進められてきましたが、平成17年4月以降については、県で示されていた次のような内容を重視しながら進めています。里道については最低90センチ、水路については最低60センチを基準として確保していただくようをお願いしているところでございます。

当然、立会には代々大切に相続されている古図等のあるなしにかかわらず、ほかに地権者、隣地の方々、区長、農業組合長、長老等の意見も重要視しながら確定しますが、昔の記憶や想像ばかりでお互いの主張があり、折り合いがつかないため強引には決められず、不調になり確定できないままのところもあります。ただし不調のまま未確定では分筆できないこととなります。境界確定は、境界確定を必要とされる相手が決めるものであって、町としては立会し基準幅だけ守ってもらい、あくまでも地権者に決定してもらうものと県から引き継いでいます。

3点目でございますが、集落に備えつけの古図等がある場合にはそれらを尊重しながら確定しています。しかしながらあくまでもこういう形であったというアバウトなところもあり、現在のような座標管理による正確な寸法等ではないことがほとんどです。

例えば土地を売買したり、相続に伴って分筆したり、公用地に必要な部分を取得したりする場合は地積情報が必要です。地積の情報は登記所の簿冊、登記簿と地図によってあらわされています。しかしながらこれらの記録は、まだに明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積等が正確ではないことをご承知のとおりで、決して行政図面が正しいものではありません。裁判でも古い地図ほど重要視される場合が多々あります。特に当時、作成された字限り図は、国民自身による局地的な測量によるもので、経度との関連づけもなく現地と大きく食い違いが生じているものもあります。

4点目ですが、地区相伝の図書書類が正しく読み取られなかったために、延長線上の里道、水路の接点でぎくしゃくしている。図面や文書修正できても現場修正は責任問題や多額の費用もかかり難しい状況になる。その対応策ですが、まず、工事にかかる前には役員さんと地権者を集めて工事説明会を開くことが原則ですので、工事の内容を説明し必要に応じて現場説明もしているはずですが。

官官の境界はほとんど確定しませんが、官民においては構造物を入れる場合は地権者に官民の確認をしてもらっていますので、工事が済んでから施工の責任問題が生じることはないと思っていますし、今後もじゅうぶん注意して施工しなければならないことだと思っています。

5点目の本町と彦根市の行政界の件でございますが、現在、彦根市肥田町と一部愛荘町長野において、稲枝東地区経営体育成農業基盤整備事業が実施されており、平成18年4月に官民境界が確定しております。市町村界の変更については、当土地改良事業においては、境界線については移動はしますが面積については変更しないこととなっております。

市町村がえ変更の議会での議決ですが、換地処分前に事業主体である滋賀県から関係市町に対し、議会議決に関して申請がされることとなっておりますので、よろしくお願いします。

6点目でございますが、さきのご質問で答弁しましたとおり、権限移譲前においても県では官民境界確定にあつては

隣接者、地元役員の皆さんの意見を参考に決定していました。したかつて、町では権限移譲後もその方式を引き継ぎ、官民境界の立会を行っています。

ご質問にある未確定地におけるU字溝積みは、本人が自分の私有地であることを意思表示しているに過ぎません。だからといってその行為が明らかに官地を侵していない限り強制撤去は好ましくない。むしろ地元住民の皆さんの協力を得て、早く境界確定ができることが解決につながると考えています。

ご指摘の場所の解決については、早期解決を願い4月に役員さんのご厚志により話し合いの場を設けていただきました。現在も役員さんにご尽力いただいておりますが、お互いの感情が先走り解決に至っていません。今後も話し合いの場をもって円満解決に努めたいと思いますので、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

こういった問題を回避するため今、注目されているのが国土調査法に基づいた地積調査で、確かな調査と近代的な測量技術を使った測量により、土地の正確な位置、形、地番、地目、面積等を明らかにし、新たに地積図と地積簿をつくる作業です。土地取引のみならず公共事業の実施にも寄与する地籍調査に、各集落で取り組んでもらえたらと思いますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

最後の質問であります。図面・書類等、各集落の古文書は貴重な財産です。愛荘町にも歴史文化博物館があります。そこでは各集落の貴重なものを火災や害虫から守るため保管してくれますし、害虫から守るための燻蒸もしてくれますのでご利用をお勧めいたします。ほかには図書方式の保管方法をコンピュータに取り込むデータ方式があると考えています。将来的には、町保管のデータをもとに町主体で境界確定を実施していかなければなりません。地元の意見を軽視することはできないと思いますのでご理解ください。

また、変体仮名の読み取りについては、町史編さん室に専門家がおりますので、現代文字に変換してもらえればと思います。

以上のとおりでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) 教育長。

〔教育長 川口 繁君登壇〕

○教育長(川口 繁君) 全国学力調査について答弁をいたします。

第1番目の調査の趣旨についてのご質問ですが、文部省の見解については次のように述べています。

国の責務として、義務教育の機会均等や教育水準が確保されているかどうかをきめ細かく把握分析するとともに、国における教育の成果と課題などの結果を継承しその改善につなげる。2番目に、すべての教育委員会、学校が全国的な状況との関係における学力に関する状況、教育条件の整備状況、児童・生徒の学習環境や家庭における生活状況等を把握し、指導や学習の改善等につなげるとされています。

そして私の学力調査への見解についてでございますが、基本的には文科省の見解と同じであります。どの子にも確かな学力と豊かな人間性を培うことは学校教育の目指すところであり、そのねらいを達成するために学力や学習環境の状況を把握し、教育施策や指導の改善につなげるための調査であることから、この結果を有効に活用することは重要であろうと考えています。また、この調査で測定できる学力は特定の一部であると踏まえ、他の教育活動の状況とあわせ正しい分析が必要だと考えています。

なお、この調査によって学校間の序列化や過度の競争をあおらないようにじゅうぶん配慮しなければならないものだと思っております。

次に、実施要綱についてであります。小学校6年生と中学校3年生とされました理由は、義務教育の各学校段階における到達度を把握するためになされたものであります。その後、平成20年度以降については19年度の定着状況を見て検討されると聞いております。

次に、調査の教科でございますが、読み書き計算など日常生活のあらゆる学習の基礎となる教科であり、これまでの国際的な学力調査や教育課程調査で課題の見られた小学校は国語と算数、中学校は国語と数学の予定でございます。

調査の内容につきましては、主として知識に関する内容と主として活用に関する内容を、学習指導要領に基づき基礎的な事項に絞って出題されるほか、学習意欲や学習方法に関するもの、生活習慣や学習環境に関する調査も含まれると発表されております。

調査日は平成19年4月24日(火曜日)、全国一斉に行われる予定でございます。

次の質問の参加体制についてであります。調査の実施主体者は国であり、参加主体者は学校の設置管理者、つまり教育委員会です。愛荘町のすべての該当学年が参加の予定をしております。希望参加ではございません。国・県レベルでの参加体制はまだ正確な情報はありませんが、国はこの調査の意義を理解し対象となる全児童・生徒が参加することを原則としているとしています。

教育委員会の役割に関する質問についてでございます。この調査で課題、学校に示す改善策の内容については、

教職員の参加に対する忌避感等についてはございませうが、この調査を理解し実施に利用し計画の中でメニューに実施されるものと考えております。

次に、結果の活用等についてでございます。児童・生徒に対しては、学習改善や学習意欲につなげていくという観点から、その子どもに係る各設問の正誤や、指導学習の改善につながるコメント等が記載された個評が提供されることになっていきます。また学校に対しまして、平均正答値、得点のばらつき、分布状況、正答率のほか、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の側面と学力との関係等の相関関係の分析等が出されることになっており、出された資料についてはいゅうぶん活用し今後の改善につなげたいと考えています。

また学校間格差の問題でございますが、国が実施する学力調査結果を都道府県が個々の市町名、学校名を明らかにした公表は行われません。また、各市町が個々の学校名を明らかにすることは、学校の序列化や過度の学力競争につながるおそれが払拭できないため、校名を明らかにした公表は行いません。この点につきましても深いご理解をお願い申し上げ答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君) 11番 森野君。

○11番(森野榮次郎君) 再質問をいたします。

まず、お答えをいただきました順番でいって、地方交付税制度の問題についてであります。合併算定がえで、いま4億5千数百万円の額が保障されているというお答えをちょうだいしたわけでありましたが、そうすると18億何がしから4億、これ合併をしなかったとしたら両町あわせて4億何ほか減っていると思うわけか、その辺のことをまず1点お尋ねをしたい。

2点目に、具体的な算定方法等がということですが、愛荘町は増える方か減る方か、大まかに言ってその辺。町長の後ほどの所見で、税収の増大を図ってきたいという力強いお答えをちょうだいしているわけでありましたが、とりあえず増の方になるのか、23道府県が増で23府県が減であるというふうな報道もあるわけでありまして。おおよその見当では無理かとは思いますが、その辺をまず1点お尋ねしたい。

次に、法定外公共物についてであります。

この地域に相伝されている古図面といいますが古文書といっているのかわかりませんが、その辺のことについてアバウトなところもあるというご指摘をいただいております。確かにおっしゃるとおり、緯度、経度にあてはまらない、方角が定かでない、表記が非常にまちまちであるというふうな点について、そのご批判は当然あると思うんですが、実質的に里道、水路の幅員ということになりますと、里道90センチ、水路幅60センチの最低確保を期待する、そういうようなお答えの方がこれはまさにアバウトである。地域において何百年、自然風水害に耐えてその都度、加筆修正されてきた絵図面につきましては、地域の実生活に根差した非常に強いものがあると思います。

特に幅員については、90センチ、60センチというようなアバウトなものではないという理解をしております。90センチ、60センチというお話をお聞かせいただいて今現在、私の集落で起っているこのブロック積みの問題も、確かに積んだ方の発言の中に90センチであるというような発言があったに聞いております。その辺が出どころではなからうかというふうには思いますが、その辺のところを含めて、本人の意思表示にしか過ぎないというお答えであります。現実にはそこはもう車の通行はできない状態になっています。

そういう現地の状況をじゅうぶんご存じなのか、そういう状況を踏まえての今のご見解であったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

次に、学力調査についてであります。いろいろと念の入ったお答えをいただいたのでありますが、最後の方でお伺いいたしました序列化につながる、あるいは過度の競争を激化するというご配慮は当然であると思います。しかしながら、学校名を挙げての結果報告がない、それも一種の配慮かは存じませんが、教育長の冒頭のごあいさつにありました過呼吸症候群につきましても、愛知中学校には発生して秦荘中学校には発生していない、これは一体どういうことですかという質問は、何人もの方から伺いました。やっぱり愛知川はそういう面においての訓練ができていないのかなという見解も伺っております。

そういう状況の中でありますから、いきなりあそこがどうだ、ここがどうだというのは非常に無理かとは思いますが、現実には運動会たった1日のことであっても、それだけの学校間の格差が生じているわけでありまして。目に見えない部分でどこまで広がっているのかという不安はついて回ると思います。

その辺についての見解をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 再質問いただきましたうち交付税に係る部分について、私の方からお答えさせていただきますが、最初に、合併してなかったらどうなっていたかというご質問のように承りましたが、この算定がえは要するに合併した場合は、その額を保障したいというところから、今の4億5千数百万円がそのまゝの金額、今の1億

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江 君

○議長(久保田九右衛門君) 13番 瀧 すみ江君。

〔13番 瀧 すみ江君登壇〕

○13番(瀧 すみ江君) 13番 瀧 すみ江、一般質問を行います。

まずはじめに、ごみ収集について質問します。

合併後、ごみ収集方法については、旧秦荘町、旧愛知川町のそれぞれの収集方法をそのまま継続しています。秦荘地区、愛知川地区のごみカレンダーを見比べてみますと違う部分が見受けられます。

1点目に、両地区のごみ収集の違いをどのように統一していくのか、今後の計画について答弁を求めます。

びん類の収集においては、秦荘地区では集積所で4色に分別してコンテナに入れるようになっています。愛知川地区では、無色透明びんの収集日と色つきびんの収集日が別になり、無色透明びんの収集日には灰色のコンテナに入れて集積所にコンテナごと持っていき、色つきびんの収集日には茶色びんは灰色のコンテナに入れてコンテナごと出し、青緑色びん、黒色びんは集積所の大型コンテナに色別に移しかえることになっています。

両地区の収集方法を比べると、おのずとどちらの方が利便性が高いかがわかります。愛知川の方法は、朝持っていたコンテナを夕方取りこいかなければなりませんし、収集日が分かれているのでわかりにくさがあります。同じように金属類、ガレキも、秦荘地区では集積所にあるコンテナにあげるようになっており、愛知川地区では各家のコンテナを集積所に置いてくるという方法になっています。びん、金属類、ガレキの収集方法においては、秦荘地区の収集方法の方がわかりやすく利便性が高いと考えます。

2点目として、今後、ごみ収集方法を統一する場合、びん類、金属類、ガレキの収集方法は利便性の高い秦荘地区の収集方法にあわせていただくことを求めますが、答弁をお願いします。

われもの類の収集においては、集積所に出すのは全町的に年2回ですが、愛知川はそれにプラスして今年度は3回予定の資源回収時にわれもの類の収集を行っています。秦荘地区は行ってないということです。今年度のわれもの収集日において、愛知川地区は年5回あるのに秦荘地区は年2回しかないという差が出ています。合併して同じ町になったのですから、よい方にあわせることが町民の暮らしを守ることです。

3点目に、来年度からわれもの類の収集回数を全町年5回にしていくことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、肺がん検診の実施について質問します。

結核検診として若い年代も受けることができた胸部レントゲン撮影は、結核予防法の改正によって65歳以上の方だけになりました。検診率も高い胸部レントゲン撮影は、結核だけでなくほかの肺疾患が見つかる例が少なくありません。厚生労働省の2004年人口動態統計によると、がんによる死亡の中で肺がんによるものは男性では1位、女性では3位となっています。そのほか死亡率高い大腸がん、胃がんについては既に集団検診が行われていますので、肺がん検診の必要性は高いと確信します。

以上のことから、肺がん、じん肺、悪性中皮腫などの肺の病気を早期発見するために、肺がん検診と位置づけた胸部レントゲン撮影を65歳未満の方も実施することを求めますが、答弁をお願いします。

次に、介護保険の改定について質問します。

介護保険の改定により、要支援1と要支援2、要介護1の軽度な高齢者の方は、原則として今年の4月から車いすや介護ベッドなどの貸与が受けられなくなりました。また、従来からの利用者への経過措置も9月末が期限とされています。

1点目として、愛荘町では何人ぐらいの方が影響を受けるのか。また、車いす、介護ベッドを引き続き利用する場合の負担増はどのぐらいかなどの実態について、答弁をお願いします。

今、要支援1と要支援2、要介護1の軽度な高齢者の方が、引き続き車いすや介護ベッドなどを使えるように助成制度を設ける自治体が出てきています。愛荘町でもサービスの低下を防ぐために、要支援1と要支援2、要介護1の軽度な高齢者の方が引き続き車いすや介護ベッドなどを使えるように、助成制度を設けることを求めますが、答弁をお願いします。

次に、巡回バスについて質問します。

3月議会においても巡回バスについて質問を行ったところですが、そのとき総務主監より、巡回バスについては新町

まちづくり計画の中で、のぎを閉く都市全盛のまちづくりの公共交通の充実の施策として、公共施設などの有効活用と町民の交流を促進するため、これらを結ぶ輸送サービスなどについて検討することとされている。今後は総合計画および実施計画を作成しなければならないが、経費の利用や効率性などじゅうぶん検討していくという答弁をいただいています。

巡回バスは、高齢者や障害者など町民の方の活動範囲をより広げることができるため、介護予防や生きがい対策、生活援助につながると考えます。健康ブール、両地区の図書館などに定期的に行きたいけれど遠くて行けないという町民の方の声もお聞きしていますので、早期の巡回バスの実施を切望するところですが、巡回バス実施に向けた具体的な計画について答弁をお願いします。

最後に、歩道の改修について質問します。

町道愛知川栗田線の近江鉄道踏切から東近江警察署愛知川警部交番前までの歩道は、石畳風の造りで建物の出入り口の部分は傾斜がきつくなっており、自転車、車いす、ベビーカーを使う方から、ガタガタと振動があり傾斜部分を通るとき特に危ないという声をお聞きしております。

町道愛知川栗田線の近江鉄道踏切から東近江警察署愛知川警部交番前までの歩道を、通行しやすい歩道に改修することを求めますが、答弁をお願いします。終わります。

○議長(久保田九右衛門君) 総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、濨議員の4番目の巡回バスについて答弁をさせていただきます。

巡回バスにつきましては、総合計画および実施計画の作成に経費や利用の効率性など、じゅうぶん検討していく旨お答えをいたしております。総合計画の策定は、今年度と来年度の2力年で計画をいたしております。現在、委託業者の選定を終えたところでございます。一方、愛荘町総合計画審議会委員の公募委員3名を公募の上、決定をいたし、今後計画の検討をお願いするところでございます。

ご質問の趣旨につきましては、じゅうぶん理解をいたしておりますけれども、全体の中で総合的に効率性と長期展望に立った総合計画での検討が必要であると考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君) それでは、濨議員のご質問のうち、1点目のご質問でありますごみ収集についてお答えをいたします。

まず、1点目の両地区のごみ収集の違いをどのように統一していくのか、今後の計画についてであります。一般廃棄物のごみ処理につきましては、今日までの地域の取り組みを生かしながらごみの減量化、資源化に取り組んでおり、両町の集積や収集方法等に相違がありますが、一一定着しているなど住民の混乱を避けることから、合併調整協議におきまして検討期間を設けて3年を目途に調整することとして、旧町方式により収集運搬をしているところでございます。

今後、現状の課題等について関係機関との調整や調査研究に努めることとしていますが、現在、湖東地域の広域処理施設の整備に向けて、関係市町等が湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会を設置し協議しており、その動向等も踏まえて検討することになります。

2点目のごみ収集方法を統一する場合、びん類、金属類、ガレキの収集方法は、秦荘地区の収集方法にあわせることについてであります。秦荘地区におきましては集落の公民館等にごみステーションを設置され、集中方式による一括集積方法となっております。びん類に関しては収集後に別の場所に搬入し、他の業者が分別作業を行い処理しているところでございます。一方、愛知川地区の集落におきましては、複数のごみステーションを設置され分別集積方式となっております。

いずれにいたしましても、ごみの出し方のルールとマナーが守られ、排出者の責務など啓発に努めているところですが、一括集積となりますと収集場所の確保と収集後に再度分別作業を必要とし、また近年、住宅開発等の振興により収集箇所が増加しており、収集作業に時間を要していることから、今後の計画とあわせて検討してまいりたいと考えています。

3点目の来年度からわれもの類の収集回数を全町年5回にしていこうことについてであります。今年度から7月と1月に収集日を設けたところです。愛知川地区においては、町で実施する古紙回収にあわせてわれもの類を回収しておりますが、粗大ごみや資源ごみ回収時に回収できるよう方法を検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをしたいと思います。

／＼と、肺がんの検診に力を入れる各人になっていきます。

昨年4月に結核予防法の一部改正がありました。これは、1つ目には、結核が全国に広く蔓延していた時代から、今や高齢者中心の罹患動向であること。2つ目に、若年者の罹患率の低下、ツベルクリン反応陰性者のB.C.G接種機会の創出等の弊害。3つ目に、結核患者等の服薬管理の重要性等々、結核対策を取り巻く状況の変化を踏まえたものです。

これにより、本町においても65歳以上の方を対象に結核健康診断を実施しております。また、ツベルクリン反応検査を廃止して、生後6カ月までのお子さんに直接B.C.G接種を4カ月時検診の機会をとらえて行っております。

法改正前、すなわち平成16年度以前は日の両町ともに16歳以上を対象に結核健康診断を実施してきました。この結核健康診断で他臓器疾患が発見されたことや、65歳以上の方で肺がんが発見されたこともあります。結核健康診断と肺がん検診では検査方法や制度管理が異なるため、結核健康診断で肺がんの早期病巣を発見することは難しいと考えております。

今後は、肺がん予防対策に力点を置き、教育委員会と連携を図りながら小・中学生から禁煙教育や、妊産婦における禁煙分煙教育等の一次予防啓発活動を展開していきたいと考えております。また、長引くせき、たんや血液がまざるといった症状等がある方は、早めに医療機関を受診するよう奨励していきます。また、自身の喫煙や受動喫煙が肺がん発生に大きな影響を及ぼしていることから、町公共施設や集落公民館等での禁煙、分煙の徹底や協力をお願いし、防煙、禁煙、分煙の推進を図っていききたいと考えております。

最後に、3点目の介護保険の改定についてお答えをいたします。

本年4月から要支援者および要介護1の認定者については、その状態像から利用が想定されにくい福祉用具について、一定の条件に該当する方を除き保険給付の対象とされないこととなり、従来利用者にあってもその経過措置が9月末で切れます。本町ではこのことで影響を受けられるのは62人中56人であると承知しております。

また、引き続き車いす、介護ベッド等を使用する場合の負担増はどれぐらいかとの質問であります。今まで保険対象として1割負担額は、電動ベッドで月額1,500円程度、電動車いすで2,000円から2,300円程度負担をされておりました。現在、愛荘町にかかわりのある介護用品レンタル事業者十数社では、新品や中古品の一括や分割での販売や、従来の用品の介護保険外レンタル等その対応はまちまちであり、一概に幾らの負担増とは言えません。

いずれにしても不当な価格とならないよう、地域包括支援センターやケアマネジャー等が個々の相談に応じていただけているところです。

最後に、軽度認定者に係る福祉用具の助成制度であります。介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援を実現するために、軽度の利用者の状態像からはその福祉用具の利用が想像しにくい。また介護保険における福祉用具がより適正に利用される観点からも、助成制度を設ける予定はございませんので、ご理解をいただき答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君) 続きまして、5点目の町道愛知川栗田線の近江鉄道踏切から東近江警察署愛知川警部交番前までの歩道の改修について、お答えします。

この歩道は、昭和60年に土地改良事業の区域外排水路として新愛知川に排水される水路の上につくられた歩道で、既に20年を経過しています。当時は景観にマッチしたもので、美観も考慮されたものであったと思っております。しかし、当時のインターロッキングブロックやタイルは近年、製造されている精度の高い製品ではなかったかと思われます。ブロックの面取りが大きかったりパーツが不ぞろいであったりし、そのためご指摘のとおり、車いす、ベビーカーを使う人からガタガタと振動があるといわれるようでございます。

現在の歩道は、マウンドアップにより施工できていますが、乗り入れ口の関係で特にベビーカー、車いすは通行しにくい状態であるため、それらの通行が快適にできるようバリアフリー化を進めるよう、まちづくり計画でも取り上げています。再度、愛知川栗田線の見直しを行い、国道8号から警察署の交番までのアクセス道路について、地域住民の生活および利便性の向上を目指すとしています。

そのため、第1ステップとして愛知川栗田線の愛知川庁舎入り口の交差点改良を行います。この改良工事では、既に歩道部バリアフリー化対策として道路と同じ高さにするので設計しており、近々着工する予定でございます。その先の線等につきましては、計画では平成19年度に測量調査設計し、20年には歩道部から工事にかかるよう進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 13番 龍君。

○13番(龍 オムト君) 13番 龍 両質問を行います。

ごみについてですけれども、17年度決算の概要に書かれております課題についてそのまま言っていたわけですが、ごみ収集方法の統一ですが、一定3年をめぐりに調整するという協議になっているとのことなのですが、めぐりに調整が必要ということなのですが、今、答弁にありましたように、広域処理施設の整備にあわせてごみ収集方法を分別するということになるのかどうか。合併だけの問題ではなくて、リバースセンターが耐用年数がそうとう超過するということで、広域処理施設の整備ということで前から問題が出ていたと思うのですが、そのことにもあわせてごみ収集方法の統一をされるのかどうかということについて、答弁をお願いします。

そして、われもの収集のことですけれども、前向きに答弁をいただいたと思います。粗大ごみ、資源収集時に方法を検討するということですが、来年度からの実施となるのかどうかについて答弁をお願いします。

これは、合併したのに両地区の差が2回と5回ではあまりにも開きすぎているということで、やはり統一していく必要があるかというふうに考えるからです。なので、来年度から統一していけるのか、検討して統一していけるのかについて答弁をお願いします。

そして肺がん検診についてですけれども、肺がん検診と結核検診では検査方法、精度管理が異なるということで、肺がん予防対策に努めるというふうなお話でした。けれども確かに秦荘の方は、私も秦荘の議員ではなかったわけですので把握できておりませんが、結核検診において肺がん検診を発見できたという例が、今までに何ケースもございます。そういうことで、やはりこの死亡率も発病率も高い肺がん検診、予防に努めるのはもちろんですが、胃がんとか大腸がんが続く死亡率の高さですので、やはりそれ独自で肺がん検診をやるのは難しいと思いますけれども、もとどおり検診車で結核検診にあわせて肺がん検診という名目で、65歳未満の方にも胸部レントゲン撮影が受けられたら、やはり1ケース、2ケースという方が肺がんが発見でき命拾いをされるということが生まれると思います。今までの実績が明らかにしていると思います。

そして、これも愛知川町の今年かわかりませんが、これは結核予防法が改正されてからの65歳以上だけの検診になったのが平成17年度、去年からですが、そのときの旧愛知川町の平成17年度の予算においては、65歳以上だけになったとってその費用が30万円の減額のみだったわけです。ということは、合併したからそれ倍と思っても60万円の費用を使えば、増額すれば若い方でも胸部レントゲン撮影を受けられるということになるわけです。今、されているところに年齢層を対象者を広げれば済むことですから、費用的にも手続的にもそれは結核予防法との関係がありますから、どうされるかということですが、それは担当課が工夫されて手続的にも難しいことはないと思います。そういう面で、少しでも町民の健康を守るという姿勢に立っていただき、早期にこのような施策を町独自で実施されることを再度求めますが、答弁をお願いします。

次に、介護保険の改定についてですけれども、厚生労働省が今回のこの軽度の要介護度の方に福祉用具を機械的、一律に回収しないように求めた事務連絡文書が各都道府県の担当課に送られていたということを知っております。当然、県の担当課から愛知川町の方にもそのような指導があったと考えますが、あったのかどうかについて答弁をお願いします。

そして、本当に利用者にとって必要ならば、貸与を継続する旨のお答えを担当課で先日お聞きしたように思いましたが、答弁の方にあらわれていたのかどうかかわかりませんが、個々の相談に応ずるような答弁でした。これがそれに当たるのかということについて答弁をお願いします。

それで、あとは巡回バスのことですが、総合計画で本当に愛知川町にとって一番適したものを、総合計画をした後につくっていく、これは私も賛成です。やはりいろいろな町の巡回バスを見せていただいていますけれども、さまざまな施策で行われています。タクシー形式というのがありますし、それおバスの大きさでも大きいものから10人乗りの小さいものまで、それぞれの町ごとに違ってあります。

ですが、やはりなるべく早く本格実施できるように、今から研究や試行的な実施などできることをしていただける、このようなことがとても大事だと思います。なぜなら、旧愛知川町の愛知川庁舎のサービス室に行っても解決できない問題があって、秦荘庁舎に行かないとわからないので行ってくださいとこのような声も聞いています。当然、秦荘の方が秦荘庁舎のサービス室に行って、愛知川庁舎でないとわかりませんと、行ってくださいとこういうことも生まれていると考えます。愛知川の方の方は直接お聞きした声です。

そういうことで、私は合併する前から、サービス室ですべての用事が足せるのかというふうなことを指摘してまいりました。それは若狭町というところに視察に行ったときに、ここの合併のサービス室は若狭町というところのサービス室の施策、そういうものを取り入れたそうであるからそこに視察に行ったときに、サービス室ですべての用事が足せるのかと聞きましたところ、それは肝心なことはその担当課がある庁舎に行ってもらわないといけない、このようなことを役場の方がおっしゃいましたので、私は合併前からやはり不便になる、今までとサービスは同じと言っておりますけれども不便になるということを指摘しておりました。やはり早くもこのような町民が不便を感じる状況が出てお

ます。

総合計画は今年と来年、来年にできるということでしたね。たしか19年ですかね。とにかくまだ1年以上もかかるわけですから、実施という点においてはこの不便を解消できる、そのような時期はまだまだ先なわけです。

そういうことで、本当に今、実施できるというときにやっぱりすぐ実施できるように、やはりいろいろな研究、対策を進めておいていただきたい、このように考えますが、行政の見解を求めますので答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) 巡回バスの質問でございます。

これにつきましては、議員ご承知のように新町まちづくり計画の中にうたってございます。これにつきましては当時、策定委員会でもっていろいろなご意見をいただきました。全国的に見ますといろいろな方策をされている中で、やはり利用客が少ない。またそれにかわってまた新しい方策を模索しておられるところもたくさんございます。そういうことで、巡回バスというような表現ではなく移送サービス等の検討というようなことで、最終決定をいただいたというようなことでございます。

これは議員も今、おっしゃいましたように、巡回バス、いろいろな方策がございます。九州の方では乗り合いタクシーバスというようなものにもう転換をされているところもありますし、目的達成のためにいろいろな方策を模索しながらじゅうぶん検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) 住民課長。

○住民課長(福田俊男君) ご質問にお答えしたいと思います。

2点いただきましたので、まず1点目のごみ処理の収集運搬と処理の関係でございますが、現在、燃えるごみにつきましてはリバースセンターで固形燃料化させていただいておりますし、また不燃ごみにつきましては愛知郡清掃センターにおきまして、まとめたものを京都府のカンボの方に処理をさせていただいております。

一方、このことで地域の区域内につきましては、こういう固形燃料化施設とそれから焼却する施設でそれぞれ処理をされておりますが、それぞれの処理施設の耐用年数等の関係から現在、湖東地域の処理施設の広域化に向けての事業促進協議会で、これらの処理についての検討をさせていただいているところでございます。

収集運搬につきましては、廃棄物の処理清掃に関する法律に基づきまして、市町村が収集運搬することになっておりまして現在、この中で収集をさせていただいておりますが、現状の状況を見てみますと、ごみステーションの設置箇所の状況、あるいはまたこの設置箇所に伴いますステーション自身のスペースの問題、あるいはまた集積をいただきますステーションのスペースの問題等、これらが一定の課題になってくようなかと思っております。

そういうふうな現状の把握も今させていただきながら、今後これらの収集運搬につきましての検討をしていきたいなということを思っておりますので、お願いしたいと思います。

それから2点目のわれもの類の年5回収集について、来年度からの実施についてでございますが、現在、われものにつきましては今回、ごみ収集の中で一定1月と7月にそれぞれ1回ずつの収集をさせていただいております。1月期につきましては、古紙類の回収の時点にあわせまして一定、われもの類の収集をさせていただいておりますが、この古紙類の回収につきましては、例年6月ぐらいに小学校で行われます清掃日か授業での収集以外の時期を、行政の方で古紙類の回収をさせていただいて、その時点に合わせさせていただいているという方式をとらせてもらっております。

一定、秦荘地区につきましては、このカレンダー以外の時点で対応は今、いたしておりませんが、来年度以降、現在行われております資源回収の粗大ごみ、あるいはまた非資源回収の粗大ごみの回収がそれぞれの集落ごとに設定をされますので、その中でいっゆる収集ができるように検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) それでは、瀧議員のご質問で再質問がございました結核健康診断の検診の年代を下げて、肺がん検診にも対応したらどうかというようなご質問、それと福祉用具の介護保険の件についてお答えをさせていただきます。

今ほど西川主監が申しましたとおり、結核健康診断で肺がんの病巣が見つかることがあったことも事実でありますけれども、私は考えますのに、その結核健康診断の年代を下げて、それが肺がん検診もいけるのだというようなことになると困るというふうに思っております。

肺がん検診といいますのは、もちろんエックス線間接写真等、そして一日のたばこの本数の年数を掛けて600以上の方について、特に血のまじったたんとかそういうことが出る場合に、喀たん細胞診、これは3日間、その朝のたんを取っておいてその3日間のたんをまた顕微鏡で見て、肺がんの病巣があるかどうかというふうに検診をするというような

こと、あるいはレントゲン検診におきまして、ただ単に今のレントゲンを見るのじゃないに、その方の1年前、2年前のレントゲンとそして今のレントゲンを見てどう違うかというようなことで、肺がん検診をされているようでございます。本来でしたらそういったことの肺がん検診というようなことになるわけですが、それには相当の精度管理というのが必要でございますので、当面はその喫煙等々の啓発活動でお願いをしたいというふうなことを今は考えているところでございます。

それと、介護保険の福祉用具の貸与について冒頭、厚生労働省老健局の振興課から県あてに、こういった福祉用具の貸与費および介護予防福祉用具貸与費の取り扱い等についての事務連絡でございますけれども、それが県に来ましてそれが私ども市町に指導があったということは確かで、現実でございます。

冒頭、西川主監の方から、それについて影響する方について62人中56人というような回答をさせていただきました。すなわち現在、この4月以降、福祉用具を経過的に9月まで貸与を受けておられる方には、ケアマネジャーを通じてその方の身体状況等の確認をしまして、その結果、軽度者であってもその状態像によって利用が必要な方が6人というようなことで、私ども認定をさせていただいて、10月以降も引き続きその介護保険で、福祉用具をこの6人の方については利用いただくというようなことを決定をさせていただいております。

もともとこの通知は、軽度者、要支援の方で寝返りがじゅうぶんできる人でも、電動ベッドのボタン一つでベッドが起き上がる、そういった福祉用具が介護保険の対象としてリースされていた、レンタルされていたというようなことで、それはちょっと本人さんの自立、自分が動こうというそういうものに合致していないんじゃないかというようなことがありまして、こういう通達があったところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 13番 瀧 すみ江、再々質問を行います。

ごみの合併後の統一のことですけれども、結局、処理施設の湖東地域の処理施設の耐用年数のことから、広域処理施設の整備に向けてということは統一ということとは関係ないのかどうか、そして合併調整協議のとおり3年をめどに調整されるのかどうかについて、ちょっと答弁としてはなかったように思いますのでお願いしたいと思います。

そして今の介護保険のことですけれども、結局6人の方が行政としては必要だということで、介護保険の1割負担でされるということでしたけれども、そのほかの方はご本人が必要だというふうに思っても行政が必要でないというふうにされているのか。今、結局それ以外の今、介護保険でそれを使っておられる方ですけれども、そういうことなのかどうかということですが、その必要なか必要でないのかというの、何を基準にして判断されるのかというのが問題だと思います。やはり要介護状態というふうなことで、調査してそしてその要介護認定されているわけですので、ご本人が必要だからそれを貸与を受けたいというふうに思っておられても、何を基準に判断されるのかということがちょっと理解できませんので、答弁をお願いしたいと思います。

それからその期限的なものです。6人の方がということですので、必要で介護保険でということですが、それはそういう措置というのは今後、期限なしでされるものかどうかということをご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君) 住民課長。

○住民課長(福田俊男君) ごみに関するご質問にお答えさせていただきたいと思います。

処理と収集方法がそれぞれ別かというふうなご質問でございますが、基本的には処理は処理、収集運搬は収集運搬という形で考えておりまして、収集運搬につきましては先ほど答弁させていただきましたように、検討機関を設けて3年以内に調整をさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) 今ほどの福祉用具の貸与でございますけれども、本人さんが必要と思っても保険で貸与できないんじゃないかというようなご質問だったように承っておりますけれども、これは本人さんが必要だと思ったらすべて公費で出せるのかという、そういうわけにはいかないというふうに思います。基本としては、あくまで認定調査をさせていただいておりますけれども、そのときに例えば一人で車の乗り降りができるかとか、あるいは寝返りができるかとかできないかとか、そういった状況によって軽度者であっても一定、そういった福祉用具が必要という者については認めさせていただいている、それが6人というふうなことで、何を基準にといいますとその認定調査の結果ということでご理解いただきたいと思います。

ただそういった認めにつきましても、6カ月程度で再度調査をさせていただいて見直しをさせていただく必要があると認識しております。

以上です。

◇ 宇野義美君

○議長(久保田九右衛門君) 15番 宇野義美君。

〔15番 宇野義美君登壇〕

○15番(宇野義美君) 15番 宇野義美です。3点について質問をさせていただきます。

まず、現在の町内にある特別養護老人ホームの現状把握、あるいは調査がどのように行われておるかということについてお尋ねいたします。

皆さんも既にもうニュース等でご存じのとおり、東京都多摩さくら園におきまして90歳の女性の入所者に対する高齢者虐待事件が表面化、今年の8月に表面化いたしました。

現在、施設の約3割が何らかの虐待という事実があるといわれております。虐待の種類にいろいろございますけれども、今はそんなふうなことも報道されております。

また、福祉という美名のもとに介護手数料の不正請求事件等が発生し、抜本的に制度の見直しが必要な事態になっているものというふうにも判断をいたします。国政におきまして、老人介護はあらゆる条件を検討されて、今後は施設介護より在宅介護の方向を示してきております。これは財政の問題ともう一つは内面的な心の問題、人間性の問題、こころ辺に入っておるといふふうに理解をしておるわけですが、一見、施設、箱ものの充実が形であらわされいかにも福祉に理解のある施策とこういふふうに思われますが、反面、ソフト面、すなわち人間の心の部分が荒廃の一途をたどり、すべてが金で解決する現在の社会の縮図をあらわしている結果ではなからうかと、こんなふうに使われます。

人が人でなくなっている社会現象が毎日のごとくにニュースとしてあらわれてきておりますし、本来、人間社会のあり方は、何が一番大切な要素と考えるのか、すなわち人間社会のあり方の原点に立ち返るときと考えております。さて、今回の事件に際しまして、特別養護老人ホームの現状把握と調査が行われておるか、当町内において1施設現在ございますけれども、このさくら園のような虐待事件、あるいは介護料の不正請求等の事実はないと思いますけれども、行政責任として現在の状態を把握しておられるのかどうか、またしておられないとすれば、今後どういふふうに対処をされていかれるおつもりなのかをお尋ねいたします。

まず1点目はこれでございます。

次に2点目、農政改革にかかわる行政の役割と認識ということでお尋ねをいたします。

今回の農政改革におきまして、基本的に行政の役割について認識をどのように持っておられるかをお尋ねいたします。

まず第1点目に、6月議会の一般質問で、私からの提案をいたしました仮称でございますけれども総合地域農業センター等の開設について提案をいたしました。考え方を質問いたしましたところ、答弁として、各種関連機関等の連携した総合的な支援体制が不可欠であると考えておりますが、各関係機関との調整協議が必要となってまいりますので、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えるところという返答をいただいております。

具体的にどの程度、進捗しているのか、その後の経過をお尋ねいたします。

2番目に、町長にお尋ねいたします。

町長の農政に対する考え方の中に、行政として農業コンサルティングの育成強化、充実というようなことを挙げておられますが、その具体的な内容というのが見えてきておりません。町長の本意はどこにあるのか、農業は当町でどのような位置づけをしようとしているのかをお尋ねいたします。

3点目に、農業の持つ多面的機能のうち環境問題は国民的課題であり、農業、水、環境保全向上対策は、各地方自治体が主体性をもって取り組むことによって県・国の対策内容も決定されてまいります。当町としてどのような考え方をお持ちなのか、行政主導の立場から具体的にお尋ねをいたします。

活動に取り組む地域単位はどのようにしていく方針なのか、活動組織構成において地域住民参加型、あるいは地域内交流型、都市農村交流型、その他いろいろとあると考えられますが、方向性をお尋ねいたします。

また、活動内容として必須内容と選択内容がございますが、その上に高度な環境保全活動というものがのっております。どこまでの取り組みを推進をしていこうとお考えであるのかをお尋ねいたします。

活動履行確認は、またどのような方法をとってされるのかということもお尋ねをいたします。

4点目でございますけれども、新しい米の自給システムが2007年度から始まりますことで、農政の転換は、担い手づくりを通じた生産の効率化と計画生産、農地、農業、用水等インフラ部分の保全が一体で動くこととなっております。一連の改革は、農業を通じて農業、農村を総合的に変えることがねらいであります。問題は改革が生産現場に定

看するかどうかであります。この牽引けんいん役を行政としてどのように推進していくのか、また担い手、宮農組織をどの程度進められたか、進捗状況をお尋ねいたします。

なお、担い手あるいは宮農組織に加入しない農家が出てきた場合、生産調整を拒否された場合、その農家への対応策、あるいはその集落への担い手、宮農組織への影響について、行政としてどういう認識をお持ちなのか、あるいは農業振興策の立場からお尋ねいたします。

3点目、ポイ捨てごみの対策についてでございます。

町内のごみのポイ捨て等、多大に大変に多くございまして、農家におきましても水田管理の中で、ポイ捨てごみの処理管理をしなければならないというような現状でございます。各町内、また各町内の飲料水の自動販売機が多く設置されておりますけれども、空き缶、ペットボトル等の回収箱が常設されていない販売所があります。基本的には人間としてのモラルの問題ではありますが、このような状態を許しているところにもその一因があるのではないかとこういうふうに考えますが、そこで質問をいたします。

ごみゼロの町にするために、行政として基本政策をお尋ねいたします。一例として次のようなことを検討してまいかがかと提案をしながら、行政としての今後の方策を具体的な施策としてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

まず、ポイ捨てごみの宣言都市、宣言町等、啓発運動をもっと具体的に現状の今の進めぐあいから一歩進んで、アクションプランを立ててはどうか。

それから、自動販売機の回収箱、かごの設置義務づけ等の方策をとる考えがあるのかどうか。

他市町、他府県では、ポイ捨てごみならずもごみ問題として、小規模リサイクルセンター等をNPO法人を立ち上げながら、あるいはボランティア団体を運営母体として、行政もかかわって各地に小さな施設を設置しながら、このような方策をいうことを考えてごみ問題に取り組んでいるという部分がございまして。ごみの有効活用、リサイクル、こうしたことによって本当のごみの少量化を目指す、こういうことに取り組んでおりますが、こういうことについての検討はあるのかどうか。

それから、ごみのポイ捨て禁止条例、条例はいろいろ制定されておりますけれども、いま一步条例を踏み込んで、先ほど申しましたアクションプラン、これをどのように取り組んでいくのか、そういうようなことになれば、現状の状態をより改善するという方法が見つからないというふうに考えますので、行政としてのお考えをお尋ねいたします。

以上、終わります。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 宇野議員の農政改革推進についてのご質問にお答えをいたします。

農業コンサルと農業の位置づけについてお答えをいたします。

まず、農業コンサルティングの充実についてでございますが、農業の担い手の高齢化や米の生産調整の拡大、米価の下落など年々拡大かつ加速化し、これに対応するべく毎年、幾多の対策がとられてきました。昨今の集落宮農組織から認定農業者や農業団体への移行、品目横断的経営安定対策、さらには環境にこだわり農業から最新の農地、水、環境保全向上対策へと目まぐるしく変遷をいたしております。

このような状況下で、農業者や地元関係団体にとっては、減農薬対策や有機栽培、土づくりなどの技術面をはじめ、これらの記録、会計経理などの事務面等、非常に複雑専門化してきました。従来のように長年の経験と勘でよい米をたくさんとるだけでは、経営が成り立たなくなってきました。現場では一体どうしたらよいのやわからんというのが正直な声であります。

私は、これらの課題に農業者とともに考え相談に応じられる体制として、JAなどと農業コンサルのようなものがないかと考えたところであります。町行政だけではあらゆる相談に対応しきれず、彦根の河瀬にあります湖東農業管理センターにも相談いたしました。愛荘町だけの対応というわけにもいかず、限られた人員ですぐには答が出ないというのが現状であります。さらに、島川のJA東びわこ地域センターとも相談をいたしてまいりまして、現実的な方法がないか検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政や農協がそれぞれ担うべき分野と、お互いに連携補完すべき分野がございますので、関係機関が組織する愛知中部農協振興近代化協議会とも協議をまいりたいと考えております。

次に、農業の位置づけについてであります。農業は人間が生存していくための基盤であり、人類がある以上最も重要な産業である。当町のような農村にとりまして、農業なしでまちづくりはあり得ないと考えております。

先人が何世紀にわたってくわやすきを振るって広大な農地を開き、水を引き何代にもわたってこれを耕し、土から得られた富で文化をばぐみ子孫を繁栄させていただいた原点であり宝物であります。日本の農業は、近世のごく短い期間に近代技術の進歩や人間社会の激変によって、今や危機に瀕(ひん)しているといっても過言ではありません。

耕作放棄地は平成22年度で約 6,000ヘクタール、令和2年度は約 7,000ヘクタールに増加しています。

耕作放棄地はこの20年（33倍、38万6,000ヘクタール、耕地全体の10%にも達している）と報じられております。

先般、こんな短歌が載っていました。耕作放棄は農家の恥と思ひしも、泣く泣くなせり継ぐ子なき身は。こんな短歌が載ってまして心に響いたところでございます。

農業が世界的な潮流に飲み込まれ、私たち個人の生活や農業の営みにあまりにも大きな影響を及ぼしております。私たちは、先人が残してくれたこの大きな財産を大切に守っていかなければならないと思っています。そのため、この地域で農業を承継していただける担い手対策については、国や県の施策を積極的に関係団体と力をあわせながら推進してまいりたいと考えております。

今後とも、ご指導方よろしく願いいたします。

○議長（久保田九右衛門君） 農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監（姓農明彦君） 次に、宇野議員の農政改革推進についてのご質問のうち、19年度新規事業の農地、水、環境保全向上対策からお答えします。

ご承知のように、この事業は地域の共同活動によって農地や水を守り、今よりも質の高い環境保全に向けた取り組みに対して、交付金が県協議会から直接支払われる事業でございまして、現在、集落へ実施要望の有無について照会中であります。

活動に取り組む地域単位についてですが、まとまりの点で集落単位を主体として考えております。また活動内容については、必須項目はすべてクリアすることとし、選択項目や高度な環境保全活動はそれぞれの集落においてメニュー化の上、地区採択の時点で決定されることになっております。

なお、これらの活動履行確認は市町が行うこととされております。

次に、平成19年度から始まります新しい米の自給調整システムについてのご質問でございますが、この新しい自給調整システムは、平成22年度を目標とする米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて展開されている米政策改革の一環でございまして、平成19年度に大きく変わるところは、米の生産目標数値の配分を農業者および農業者団体が担うシステムへと転換するところでございまして、行政はその支援を行っていくこととされております。

現在、移行に向けた準備のため、管内の関係機関と論議を重ねているところでありますが、当町といたしましても今までの推進ノウハウがございますので、スムーズな移行に向け最大限支援していく必要があると認識しております。また、米の生産調整への対応でございますが、新しい農政改革では担い手へのメリット対策が強調されすぎまして、従来の水田転作助成金はなくなるかの誤解が生じておりますが、来年度の国の予算額から申しあげますと、水田転作助成金は全体で20億円増の1,480億円となっております。生産調整への参加メリット対策や地方型達成に対する特別加算措置も拡充されると聞き及んでおりますので、本年度に近い支援をさせていただけるものと考えております。

このことから、米の生産調整は従来どおり集落単位で達成いただけるようご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、担い手の進捗状況でございますが、現在、認定農家数は21名、特定団体数は5集落、5集落の内訳は、蚊野、東出、円城寺、西出、沓掛でございます。において設立されたところでございまして、この秋口はあと7集落、荻間、畑田、元持、松尾寺北、軽野、竹原、豊満が設立をされる予定でございまして、合計12集落になる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田九右衛門君） 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監（西川博司君） 宇野議員の1点目、高齢者福祉の対処策についてお答えをいたします。

町内要介護施設での虐待実態でございますが、高齢者虐待防止援護者支援法第21条では、業務に従事する要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村への通報を義務付けていますが、8月末現在までにこういった通報もなく、また町独自の施設調査においても虐待実態は承知しておりません。

また、町内要介護施設での介護給付費の不正請求については、年間6回にわたる介護給付費の個人通知を見て、町への疑証通報や県の指導監査により発覚しますが、制度発足以降こうしたことにより発覚した事実はなく、不正請求はないと考えております。

なお、こうした施設での高齢者虐待や不正請求の防止を図るため、従来から県の指導監査がそのチェック機能を果たしていましたが、今後は県および市町村による介護保険法第23条および24条に基づく集団指導、実地指導、さらにはこれらの指導を必要とされる場合、監査を行い、改善報告書の提出が厚生労働省による指導の取組に

には、このほか等が必要となる物品、器具等については、各自治体の指定の処分場等を行うこととなります。

よろしくお願いいたします。

次に、3点目のポイ捨てごみ対策についてお答えをいたします。

その1点目の啓発運動の施策についてであります。散在性ごみについてはシルバー人材センターに業務委託をして、クリーンパトロール隊を設置し町内全域を定期的に分別収集するとともに、排出者のマナー向上のため啓発看板の設置や広報愛荘を通じて啓発を行っているところです。

現在、町域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年、19年度の2カ年で環境基本計画を策定するための準備をいたしており、その中で必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

2点目の自動販売機設置に伴う空き缶、空きびん等の回収箱の設置義務についてであります。平成4年に滋賀県ごみの散乱防止に関する条例が施行され、条例第3条で事業者の責務が規定されており、関係機関を通じ協力要請を行っていきたいと考えております。

3点目の小規模リサイクルセンター施設の考え方についてであります。現代社会においては大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式を見直し、物を大切に制限された資源を有効に活用する循環型社会を築くことが求められています。また、ごみの排出抑制、再利用、再資源化とともに、生ごみを含むリサイクル率を高めることが課題となっています。

町では美化推進委員を通じて、家庭の生ごみの水切りの徹底など、1日1人50グラムのごみ減量化作戦を提唱するとともに、各集落等でごみ減量化研修会の開催や生ごみリサイクルの取り組みに努めたいと思慮しております。

4点目のポイ捨てごみ禁止の条例化の取り組みであります。滋賀県ではごみの散乱防止に関する条例が平成14年4月1日から施行されていることから、町としては、これから進める環境基本計画作成に当たっての環境基本条例を制定する中で対応していきたいと考えておりますので、ご理解をくださるようお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 15番 宇野義美君。

○15番(宇野義美君) 再質問をさせていただきます。

まず、現在の福祉施設に対する調査という部分においては、今の段階では申し出に基づいてやるというようなところでございまして、現実には町としてはやっておられないということでございますが、こうしたことから一方、やはり進んでやらないと現実にはこのさくら園のようなこうした実態が生まれてくるわけありますので、今後においてやはり不定期でも、行政としての立入調査等を行っていくというような姿勢をとられるのかどうか、ちょっとお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それから、農政のことについてでございますけれども、現在、集落営農あるいは担い手農家という数字はお伺いをいたしました。まだ全集落推進しておりません。このあたりについて、具体的にどういふふうに進めていこうとされておられるのかという部分、これは農業者も当然おのずから考えなきゃなりませんけれども、農業振興という意味から、行政としてもその推進策をやはり進めていかなきゃならんだろうとこんなふうには考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

それから、仮称農業センターの話でございますけれども、実はこれは農家としても非常に望まれているところでございまして、幸いなるかな農協の支部とそれから愛荘町というのは、愛知中部と愛荘町というのは同一になってございます。農協の方としても、ぜひそうした取り組みにさせていただけるならば、我々としてもお願いをしたいというような農協の意向もございまして、農業者としてもぜひそういうようなことをやっていただけるならば、非常にありがたいというような要望もございまして、積極的に取り組みをいただきたいとこんなふうに思います。

今、河瀬に農業センターがございまして、これですべてをカバーするということは非常に現実論としては難しいという部分がございまして、その辺について、現場の動きをしっかりと踏まえながら進めていかなければならない。先ほどいいましたように、生産現場の理解を得ながら進めなきゃならんという部分がございまして、再度この考え方を伺います。

それから、環境の問題でございますけれども、環境向上推進対策におきましても、この間、行政としては各集落の農業組合長をお寄せになったというふうにお伺いしております。これは、集落ぐるみということで、先ほど地区ぐるみというふうなお話をいただきましたが、そうなりますとやはり区長、その辺も当然、声をかけて進めていかなきゃならん問題であろうと。その辺について、手法がそれでよかったのかどうか、もう一度そこら辺を徹底する意味において、この問題をお進めになるのかどうか、お聞かせを願いたいとこんなふうに思います。

それから、ポイ捨ての対策でございます。生ごみ回収箱の設置義務は条例で定められておるわけですが、一か

いり、町内、町外ともに影響してまいる問題でございます。隣接の町に対しての働き、あるいは愛荘町としての姿勢というものをしっかりと出してやるために、具体的にやっぱり目に見える動き、アクションを起こしていかなければいけないだろうとこんなふうに思います。今、既にクリーンパトロール等で落ちたものを拾うということよりも、落とさないためにどうするかというようなアクションプランをぜひお考えいただきたいと思うわけですが、再度、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) 最初の要介護施設に係る指導、監査等でございますけれども、先ほども主監の方が説明をいたしましたとおり、来年4月以降、今まで県だけの指導監査ということでありましたけれども、町も入って指導をしていくということで、その指導におきましても運営指導と報酬請求指導、虐待とかそういったものについてのヒアリング等々を行って、著しい運営基準違反が確認された場合、これは虐待とか身体拘束の例でございますけれども、そういったものが明らかになった場合には監査というような形で、指定取り消しとか各種指導をしていくというようなことになります。

また、介護報酬の請求の指導につきましても、町もかかわっていくというようなことで、そういったことで報酬請求に不正が確認された場合、また前段と同じように監査とか一般行政指導とかいうような形で、不正の防止を町も一翼を担って、よりよいケアの実現を果たしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) 担い手対策に対する未組織の集落に対する対応をどうするのかというご質問であったと思いますが、現在12集落において認定済みおよび認定予定の集落があるわけですが、当然その集落にあっては担い手のメリットを19年度から受けるということになります。

一方、産地づくり対策の方で、デメリットが生ずるとされる未組織集落に対しましてどうなのかということで、来年度の国の概算要求予算を見ておりますと、産地づくり交付金は20億円ほど増額する予定でございます。増額しております。その中でどういう方向に向くのかということでございますが、3年間、19年度から3年間、維持から縮小に向かうということで、順次産地づくりは縮小していくということでございます。

未組織集落においては、様子見のところはまだあるようでございまして、実際にデメリットが出てきます19年度から具体的にデメリットが出てまいりますので、こういうデメリットが生じますよということを説明してまいりまして、新たに組織化、担い手になっていただくように誘導してまいりたいと思っております。

その次に、農業支援センターについてでございますが、現在、技術面では今、何を植えるのかというようなといった、何を種植えたらいいのかという初歩的な相談とか、一方、残留農薬は隣のトマトに大丈夫かといった高度な質問なんか多岐にわたっておりまして、また、経理面はどうするのかという相談内容は多岐にわたると思います。

現在、農業に対する支援体制といたしましては、JA、それから当然町、それから県、県にも普及員制度がございますので、振興局にも担当が作物ごとにありますので、それから経営面では農業会議といったそれぞれ支援体制がございますので、現在どれだけの支援がされているのかとか、現在、調査中でございます。そこを有機的に結びつけて、有効に働けるシステムを調査中でございまして、答弁にもありましたように、愛知中部農業振興協議会においても前向きに検討していく予定でありますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 住民課長。

○住民課長(福田俊男君) ポイ捨てごみ対策についての予防面でのご質問にお答えをしたいと思います。

現在、ごみを拾う方につきましては、先ほどから申し上げてますように国パトロール隊等で収集をさせていただいておりますが、啓発を含めて今後の予防対策でございますが、一定境界を隣接する関係上、他の隣接市町村につきましても、そういう広報誌等での啓発活動等もお願いをいたしているところでございます。また、年度当初、各集落にお願いいたしております美化推進委員さん、あるいはまた不法投棄監視員さんの会議の中でも、そういうふうなごみ対策についてのお願いをいたしているところでございまして、これらのまた会議を通じまして各集落、あるいはまた全体的な不法投棄の監視員さんのパトロールの中で、呼びかけを徹底してまいりたいというふうなことを思わせていただいております。

1点、小学校4年生になりますと、環境教育として授業をされているわけございまして、現在、地場センター等の見学等をいただいておりますが、そういう環境教育を通じて、皆さん方に意識の啓発とモラルの向上に努めていきたいというふうなことを思っておりますので、今後ともよろしくお願い申しあげまして答弁にさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時50分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) 宇野議員の農地水の事業の区長さんに対する説明でございますが、現在、農業組合長さんを8月30日にお寄りいただきまして説明会を行いました。その場で、9月20日までに要望、手を挙げられる集落は手を挙げてくださいということで、取りまとめをお願いしておりますので、9月20日をもって締め切りますので、10月初めに区長さんおよび地域の代表者を集めて、再度、乗るか乗らないかの説明会を開催いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇ 辰 己 保 君

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己 保君。

〔1番 辰己 保君登壇〕

○1番(辰己 保君) 1番 辰己、一般質問を行います。

まずはじめに、愛知川幼稚園送迎バスについて質問を行います。

私は、愛荘町最初の定例会議で、愛知川幼稚園送迎バスの運行を国道以西の未実施地域全域で現状を把握した上で実施するように提案をしたところです。その理由は、通行車両が多い国道にもかかわらず地下道等の安全対策が講じられていないもとの横断を余儀なくされていること、また、幼稚園西部地域の園児送迎車両ルートは、狭隘な道路の利用と危険な踏切を通過しなければならない。西部地域からの保護者送迎は、大規模幼稚園にもかかわらず括弧付きの安全な幹線道路は1ルートだけと言えるわけです。ですから、何としても国道以西についての愛知川幼稚園の送迎バス、その実施を求めました。

その問題提起を行ってから5カ月がたっているわけです。送迎ルートの研究などの報告を求めるとともに、送迎バスの早期実施を教育長に求めておきます。答弁をお願いします。

次に、スマートインターチェンジについて質問を行います。

私は、12メートル以上の大型車および牽引(けんいん)車を除く全車種が利用可能なスマートインターチェンジすなわち社会実験のインターチェンジを調査するために、北陸自動車道をはじめ、磐越、山形、東北まで調査に行きました。設置されているところは、(仮称)湖東三山インターチェンジと同様、工場などが近隣にない閑散とした環境に設置されています。視察したインターチェンジの利用台数はおおむね日量400台から500台という回答でした。利用車種はほとんどが全車種を使えるといえ、自家用車すなわち通勤車両でありました。東北地域の鉄道交通事情から、高速道路の利用で、近隣の新潟市、また山形市、仙台市、福島市など、こうしたところに通勤されているのだと推察することができます。

三重県の亀山インターチェンジは、日量1,600台とのことでした。このインターチェンジは、そのねきに国道1号線が通っており、その緩和策も必要。こうしたことから、国交省も後押しをしている。また、インターチェンジの隣接地に工場地帯が整備されている。こうした地域で、到底秦荘地域と道路整備の緊急性においても違いがあります。

町長は、湖東三山インターチェンジの利用台数を日量1,700台と過去に言われました。そのデータの根拠は何に基づくのか、答弁を求めておきます。

社会実験インターチェンジは、隣接道路の活用とETCを設置するだけの投資で建設されているわけです。当然、中には、リゾートといいますか、そうしたところに複合的に施設をつくって設置をしているところもないわけではありませぬ。しかし、このような社会実験型の採算ベースは日量何台とされているのか、その基準すらわからないわけで、答弁を求めておきます。

期成同盟会は、湖東三山インターチェンジ設置費用に15億円と思惑を持っています。社会実験型インターチェンジに15億円もの投資は、まさに、今、はやり言葉のように、もったいないと言わざるを得ませぬ。そこで、費用対効果について答弁を求めて、一般質問とします。

○議長(久保田九右衛門君) 政策調整室長。

〔政策調整室長 高橋正夫君登壇〕

○政策調整室長(高橋正夫君) スマートインターチェンジにつきましてお答えいたします。

まず、(仮称)湖東三山インターチェンジの1日の利用台数1,700台の根拠についてでございますが、この数値につきましては、滋賀県土木交通部道路課が平成17年度に(仮称)湖東三山インターチェンジ可能性の検討を実施されました。現況の交通量とアンケートをもとに推計されたものでございます。

その結果、(仮称)湖東三山インターチェンジ設置された場合、現状より約1,600台の利用増があるものと推定されたものと

その結果、新インターチェンジが設置されれば、現在、1日に1万1,000台の利用がある彦根インターから新インターへ転換すると予想される交通量が796台、約800台です、および、1日約1万台利用がある八日市インターからの転換交通量が758台、約760台です、となっております。さらに、新インターができることによりまして、新しく利用が増えるだろうと予測される台数、これを誘発交通量と言うそうですが、1日に193台、約190台を見込みまして、この転換交通量と誘発交通量を合算したものが合計1,747台と見込まれているものでございます。

なお、転換交通量の算定根拠は、国土交通省の行った道路交通センサスの市町村別インターチェンジ出入り交通量を基礎として住民アンケートから求めた住民の選別による市町村別転換交通量率、さらに市町村別に既設インターまでの所要時間をもとに新インターを利用した場合の短縮時間を分単位で算定し、利用者は近い方を利用することを前提に転換率を求め、一定の算式で求められたものでございます。

一方、誘発交通量につきましては、現在は既存のインターを利用していないが、スマートインターが新しくできたら利用するというもので、住民アンケートから求めた市町村別誘発交通量割合や市町村別高速道路利用頻度などの数値をもとに求められたものであります。

次に、社会実験型の採算ベースの日量でございますが、中日本高速道路株式会社に確認しましたところ、これはスマートインター利用者のうち、高速道路通行区間の遠距離利用者数が多ければ多いほど高速道路株式会社の採算が高まるものであり、一概に何台とは申し上げられないとのことでございます。全国で実験が行われております三十数カ所のスマートインターのうち、1日300台未満のインターについては、既に開鎖されたインターもあると聞いています。

また、費用対効果についてでございますが、まず、インターチェンジ設置費用15億円というのは、平成17年度(仮称)湖東三山インターチェンジ可能性検討業務の中で概算経費とされているものであります。今後、設置場所の確定後におきまして、経費は精査されるものであります。費用対効果につきましては、(仮称)湖東三山インターチェンジの設置により、既設インターや現存道路の混雑緩和による円滑な交通の確保、インターチェンジアクセス時間の改善、災害発生の際の一般道路の代替、地域イベント、観光客の誘致、新産業の立地、物流コストの低減、CO2の低減、農産物輸送、地域のイメージアップ等、地域活性化施策に大きく寄与するものであります。そういったことで、大きな社会便益が得られるものと考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君) 教育次長。

(教育次長 山岡勇市君登壇)

○教育次長(山岡勇市君) 愛知川幼稚園送迎バスの運行に係る利用対象区分の拡大のご質問でございますけれども、愛荘町愛知川幼稚園通園バスの使用に関する規則によりまして、幼稚園からの距離が1キロメートル以上となる区域の園児を定めて運行しておりますが、議員ご指摘のとおり、近年の交通事情や子どもの途中を取り巻く社会環境から、教育委員会においても重要な事案ととらまえて検討してきたところであります。

バスの通行については、道路の幅、通行規制、乗降場所等、困難な条件も幾つかございます。これらも含め、再検討しなければならない状況でもあります。その中で、園児の安全、子育ての支援という観点からも前向きにとらまえ、2学期において、保護者の方々に対するアンケート調査の実施を踏まえまして、ご指摘の地域等について適切な時期に試験的な運行の実施も視野に入れた検討を加えながら本格実施へのステップとしたいと考えております。今後、試験運行等の要する経費、こういったものにつきましても、議会にまたお願いすることとなりますが、その点、よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己、再質問を行います。

幼稚園の通園バスについては、そうした、まだまだ研究課題等があるわけですが、じゅうぶんに安全対策等が講じられて、なおかつ幼児の安全輸送の確保等を課せられて実施していただくようお願いいたします。

なお、インターチェンジについてですけども、今、るる、特に費用対効果について説明がありました。しかし、今、国交省のそうしたセンサスに基づいても、実質の利用、要するに説明の中にありましたように、そうした彦根のインター、八日市のインターを利用している者の、その新インターにおける近似値といいますか、隣接というか、近いか遠いかという単純な距離ベース、そうしたものも含まれてるだろうとは思いますが、ですから、果たして、その転換係数が妥当かどうかは疑問を呈しておきます。

なお、誘発においては、ある程度は起こってくるということまではだれしもが想定できます。ただ、今、八日市インターから新しい道路アクセスがされています。そうした状況を考えれば、果たして新インターチェンジがそうした機能、皆さんが期待するほどの機能が出てくるのかどうか、そうした総合的な判断も必要であるということを思います。

ただ、私が言いたいのは、本町が確かに核になって物事を進めていることに対してはわかります。だが、期成同盟会という組織があるわけであ

このインフラ整備が非常に大切だと思います。そしてこのインフラ整備が加齢とともに進んでいくにつれて、このインフラ整備が非常に大切になっていくのかということが非常に大事であります。この間の、このICIに対する当町の態度というのは、ややもすれば、そうした総合的な組織的な運動ではなくて、時として単町的な、単町というのは愛荘町独自の独創的な動きに説明が受け取れる面があります。しかし、言っても、こうした大事業は周辺地域の協力なしには進まないんです、進めていくとすれば、ですから、研究もじゅうぶんに必要です。

再度、町長にお尋ねをいたします。15億円というのは、当然、そうしたものを、いろんなことを想定した上の積算根拠です。ですから、精査すれば安くなる。逆に言えば、高くなるやもしれない。それは、どこまでが、この地元の負担となるかは、まだ明確にならないからです。ですから、町長に、じゅうぶんに研究をしてこの物事を進めていくということについての考え方をお尋ねしておきます。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 15億円の考え方、ただいまも担当主監の方からお答えしましたように、まだ明確に位置決定がなされていない、秦荘パーキングエリアの、これを活用した場合の計算として概算で出されたものでありまして、まだまだ設計というところまで行っておりません。それは、精査されるとわかるわけですが、その範囲内でおさめるのではないかとこのように私どもは推察をいたしております。

費用対効果については、金額的なベースで今のところ出ておりませんが、はかり知れないものがあるというふうに考えておりますし、将来の私どもの子や孫にとっても、ここに、今、インターチェンジをつくるということが、この町が将来本当に自立できるのか、それがかったような大事業やと私は思っております。ぜひ、これは、そういう意味で頑張ってやっていきたいと思いますが、今申し上げましたように、地域全体で、この関係地域、2市4町で取り組んでいる以上、これは愛荘町だけのものではございません。2市4町がこぞってこのインターチェンジをつくることによって、その便益が受けられる、それを核にしたまちづくりも描ける、こういうことで、今、幹事会を通じ、また、各市町長を通じて、この新しい地域全体の整備計画をつくろうということも、こちらから提唱して、一定の了解を得ているところでございまして、むしろ、周辺町の方が期待が大きいということも、こちらから提唱している次第でございまして、どうかよろしくお願い申し上げます。

◇ 小川 勇 君

○議長(久保田九右衛門君) 7番 小川 勇君。

[7番 小川 勇君登壇]

○7番(小川 勇君) 7番 小川 勇、これより一般質問をさせていただきます。

まず、1番に、嘉田滋賀県知事が就任されるに伴いまして、本町に及ぼす影響についてお聞きさせていただきたいと思っております。

「もったいない」のフレーズで無党派の風を起した嘉田由紀子氏が滋賀県知事に当選されて2カ月余りが過ぎました。新知事は民意を背景にして、公約を掲げてきた新幹線の建設に対して、中止に近い凍結を、さきの県議会で述べられました。しかし、この計画を推進してきた県議会や地元栗東市をはじめ関係市、そのほかJRから強い反発の抵抗を受けておられます。いったん、動き始めた巨大プロジェクトはそう簡単にとめられるものではないのかと私は感じております。

知事は、このほかに、本町に大きな影響のあるダム建設についても、緊急提言として、この事業の変更を述べられております。本町も、これに大きく影響する永源寺第二ダムがその対象になっております。この永源寺第二ダムは、管内の農家の二十数年の請願ダムでございました。これで水稻の水不足が解消されると期待をしていたにもかかわらず、今回の知事の発言は我々農家の期待を裏切るもので、農家として到底容認することができません。水なくして農業は営めない、こういうふうに思っております。

知事が今回発言された永源寺第二ダムに関して、今日の厳しい農業情勢を踏まえて、町長さんの、どのようにこの知事の発言を受けとめておられるかお聞かせいただきたいと思います。

次に、本町の保育行政見直しについてお尋ねいたします。

近年、女性の社会進出は目ざましく、ほとんどの女性が職業を持つ時代となってきました。昨年1年間生まれた赤ちゃんは、約111万1,000人で最も少なく、1人の女性が一生に産む平均の子ども数、これを合計して特殊出生率と言われておるんですが、これが1.29人と、過去最低を記録したと先般の新聞で報道されておりました。このことから、国では子育て支援をということで、行政はもとより企業に対しても一層の取り組みを求められることになりました。その支援策の一つである本町の保育行政は充実しているのかと、振り返って考えてみたいと思っております。

また、近年、3歳未満の乳児の保育希望が年々ふえてきております。これの受け入れ体制はできているのか、これについてもお尋ねしたいと思います。

町内には町立の2幼稚園と6保育園があります。中でも、保育園は町立、私立、そのほかに社会法人組織の保育園が4園ある。それぞれの組織で運営をされているのですが、今述べましたように、低年齢の乳児の受け入れ体制が保育園に整っているのか。中でも、秦川愛児園の園舎は昭和53年の建築で28年が経過して大変老朽化が激しいところでございますし、そのために、これに類似した20年以上経過した保育園も見受けられるので、この機会に、幼稚園を含めた本町の保育行政全般の見直しの時かと思しますので、これに対して、課長さんのお考えを聞きたいと思います。

次に、3点目です。各集落の公共施設、建物ですが、耐震診断あるいはそれに対する改修ができておるかということについてお尋ねしたいと思います。

琵琶湖西岸断層地震あるいは東南海・南海地震など言われている中で、その非常時に各集落の公民館あるいは草の根ハウスを一時避難所に指定しております。この一時避難所は安全な避難所と言えるのでしょうか。

と申しますのは、昭和56年に建築基準法が改正され、耐震構造計算が変わりました。したがって、それ以前に建築されている公民館、草の根ハウスがあるようでございます。その公共施設が耐震診断あるいはそれによつての改修ができていないとかが一時避難所であるということは、大変、安全な場所とは言えないのではないかと思います。これについて、町の指導をしていただきたい、あるいは調査をしていただきたいと、こういうふうに私は思いますので、担当の課長さんのこれについてのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、4点目でございますが、宇曽川グラウンドゴルフ場の運営と管理についてお尋ねいたします。

グラウンドゴルフは、だれでも、いつでも、どこでも、手軽に、しかも高齢者に優しく、親しまれるスポーツとして昭和58年に鳥取県泊村の教育委員会で考案されました。その後、ニュースポーツとして全国に普及し、本町においても旧秦荘町が宇曽川の河川敷にグラウンドゴルフ場を設置されました。愛好者が年々増加し、今年からは、また、旧愛知川町の同好者も加えると、300名余りの会員となりました。いつもゴルフ場は大勢の人々がゴルフを楽しみに来られ、ふれあいのひとときを持たれています。これは、町民融和の大変よい施設であるかと私は思っています。

そこで、さきにも述べましたとおり、グラウンドゴルフ場に来られる人が最近多くなりました。そのためか、従来の芝生管理では芝生が荒れるばかりで、現況に見合った適宜な芝生管理ができてないように感じられます。これについてお聞きするとともに、このグラウンドゴルフ場の運営管理について、グラウンドゴルフ協会という同好会の役員さんがおられますので、その役員さんとも協議して、その管理運営にも相談に乗られる形をとっていただきたいと私は思う次第でございます。これにつきましても、担当課長さんにお聞きをしたいと思います。

以上、4点についてご返答いただきたく、私の質問を終わります。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 小川議員のご質問のうち、嘉田知事就任に伴います件につきまして、お答えをさせていただきます。

嘉田知事と私は、県職員時代、昭和60年ごろ、琵琶湖総合開発担当の企画部水政室で総括補佐の任に私が当たっていたとき、嘉田さんは琵琶湖研究所でかなり実績ある研究員でございました。琵琶湖研究所は、水政室所管の出先機関でしたから、予算や研究内容の聞き取りを彼女からもしていましたので、その後の交流はありませんでしたが、知り合いであります。

一般的なダム建設に対する知事の考え方は、マニフェストを見る限り、「もったいない」を基調として、巨額を要するダムに頼らないで、流域全体で安価な方法を考え、それで目的が達せられたらそれに越したことはないという考えかと推察いたします。

愛知川第二ダムにつきましては、つい先日の9月8日、新愛知川地区用水事業推進協議会と愛知川沿岸土地改良区が知事に要請を行いました。理事長以下、私も出席させていただき、この地域の水不足の深刻な状況を説明し、理解をいただくよう強くお願いしたところであります。

知事の考え方は、ため池や地下水利用を含め、農業用水の循環利用など、水を大切に資源を最大限生かすというものでありまして、第二ダムについては係争中であり、裁判の動向を見守ってまいりますということでございました。私は、今回の要請活動の前に改良区から詳細に状況の説明を受けました。1市7町7,500ヘクタールの農地に必要な用水が、当初は8,000万トンであったのが、その後の土地改良事業、かんがい期の変化、減水深の増大など、農業を取り巻く環境激変の結果、今ではこの50年間に2.5倍、2億トンの水が必要となったこと、また、地下水位の低下により用水池もじゅうぶん機能しなくなったことなど、深刻な状況を聞いて認識を新たにいたしました次第でございます。第二ダムの必要性は今後の農業振興を進める上で、農業生産の効率化や安定経営、ひいては米の安定供給を確保する上で必要不可欠なインフラ整備の一つであると理解させていただきました。

また、私は、一つの案といたしまして、当日、最後に知事に対し、治水ダムである宇曾川ダムの水利用ができないか、提言をいたしました。知事は、関心を示されたようでしたが、この問題は、霞が関の農林水産省と国土交通省の縦割り行政の中で非常に厚い壁があります。技術的には方法があるはずですし、今後、政治課題になることを期待するものであります。私なりに、この課題にも取り組んでいきたいと考えておりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君) 本町の保育行政についてお答えをいたします。

まず、3歳未満の乳幼児の受け入れ体制につきましては、町内6保育園の平成16年度3歳未満児の入園児童数は61人、平成17年度は85人、平成18年度は97人と、年々増加傾向にあります。合併時点の平成17年度および平成18年度当初入園申し込み園児につきましては、全員の入園をいただいております。

次に、秦川愛児園の園舎および他の保育園の園舎の老朽化等につきましてのご質問ですが、町内6保育園のうち、耐震診断基準の昭和56年以前の園舎は3園ですが、そのすべてにつき耐震診断を受診していただき、3園とも満足の結果をいただいております。今後とも、保育園とともに園児の安全確保等に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育行政全般につきましてのご質問ですが、愛荘町の就学前の子どもに対する教育、保育については、満4歳からの子どものみを対象に1日4時間を標準とした教育を行う幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠けるゼロ歳からの子どものみを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所により担われています。このように、幼稚園と保育所は、その目的および役割を異にしており、それぞれの社会ニーズにこたえていますが、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育、保育のニーズは変化しつつあります。こうしたことから、国において、地域において、子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、幼稚園および保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育および保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が本年6月15日に公布されました。

この法律の具体的な推進につきましては、今後、文部科学省および厚生労働省から示されてくることや、都道府県の条例化も必要なことから、愛荘町として教育委員会とともども、今日までの教育、保育行政を踏まえ、どのように対応していくことが最善なのか検討していかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 総務課長。

〔総務課長 山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君) 公共建物、自治会施設の耐震診断および改修の関係についてお答えいたします。

避難施設等の対策については、地域防災計画において、拠点避難場所、一時避難場所、避難地の3つに区分して指定する予定でございます。

拠点避難場所である小・中学校施設につきましては、耐震診断、耐震補強工事を優先的に実施し、平成16年度までに一定修理したところでございますが、一時避難場所である町内自治会の公民館、草の根ハウス等の耐震診断については、未実施の状態でございます。

耐震化に向けた耐震診断、設計および診断後の改修工事等、相当の経費が必要となることが予想されます。耐震診断について、今後は、国・県の各種制度並びに財政事情等を勘案しながら、コミュニティー補助制度で代用できるように検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西沢和一郎君登壇〕

○生涯学習課長(西沢和一郎君) 小川議員の宇曾川グラウンドゴルフ場の運営と管理についてお答えいたします。

グラウンドゴルフは、個人でプレーができる、それから、人数制限がほとんどない、若い人から高齢者までプレーができるなどの理由によりまして、平成17年度は8,006人と多くの皆様にご利用いただいているところでございます。

宇曾川グラウンドゴルフ場は河川敷にあり、雑草が茂りやすいため、芝の管理は毎年度、芝の管理専門家に、芝の状況を確認していただき、アドバイスを受けながら作業内容を決定し、専門業者に管理作業を委託しているところでございます。このため、当宇曾川グラウンドゴルフ場は大変行き届いていると好評を得て喜んでいるところでございます。

芝の管理は、専門業者を中心としておりますが、落ち葉の除去などの日常の清掃は、ご利用いただいておりますグラ

ウインドゴルフ愛好者の皆さん方を中心に実施していただいております。大変感謝しているところでございます。今後におきましても、ご利用の皆様のご協力と専門家のご意見をお聞きしながら、適切な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援いただきますようよろしくお願い申しあげまして、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 7番 小川君。

○7番(小川 勇君) 7番 小川 勇、再質問をさせていただきます。

まず、1番に、町長さんのダムについて、あるいは農業全般のことについてもご答弁いただきました。ありがとうございます。その中で、ダムが送水されない日、つまり、ダムの水が減ってきたときには、先をみて、大体70%以下になった場合には送水制限をされております。そういうようにダムの送水が中止された場合には、宇曽川とか、あるいはそれに各河川が、もう、枯れてしまうんです。ダムの水が流れている日は宇曽川の水も流れる。

知事さんが、地下水とか、あるいは水の循環によって、それを賄えと、こう言われておるが、地下水も年々枯れていて、「だんだん、ショウズが遠くなる」と、こういうふうな言い方を、一般に言われてるんですが、浅井戸はみな、もう、枯渇しておるような状況です。こういう現状を皆さんに知っていただければ、ダムの必要性、先ほども申しあげましたように、水なくしては農業は営めない、しかし、農業だけやない、これは我々の地下水すなわち郡の上水道にも関係する問題やと思うんです。あるいはまた、工業用水にも使われておる。水がなかったら人間は生活できないし、あるいは国としても、あるいは地域としても成り立たない。この水を大切に考えていただきたい。

そのためにも、このダムをもう一つ上流につくって、そして、落差の何によって自然の中で年間を通じて水を流していただきたい、こういうふうにするわけでございますので、ぜひ、防災の上においても、第二ダムは必要であると私は感じておりますので、再度、町長さんにも、もう一度、ご登場いただきたいというふうに思います。

それから、保育行政についてでございますが、先ほども、私、申しあげておりますように、年々、ゼロ歳の子どもの保育の希望が多くなってきておるんです。これは、当然ご存じのとおりやと思うんです。その受け入れ体制が、どの保育園に聞いてもできていない。どうしても、保育士の手が要るので、できるだけ年齢の上の子を預かろうとされておるようでございます。現場においては、できるだけ、それが受けられるように、それがまた、若いお母さんの仕事復帰のもとになると思うんです。ひとつ、そういう子育て支援の一環として、ぜひとも保育園の低年齢児の受け入れ体制を整えていただきたい、こういうように私は思いますので、その点についても再度ご答弁をお願い申しあげます。

公共施設の耐震診断については、ご答弁のとおり、早急にひとつ善処したいと思っております。

グラウンドゴルフ場につきましても、今年は特に8月が雨がなかった。そのため、芝生がもう赤く枯れている。やっぱり、現況を見ての管理、これをしっかりやっていただきたい。あとは、もう、専門的な業者でやっていただけるといことはいいと思うんですが、やっぱり現況を見て、その芝生の管理をしていただくようお願い申しあげまして、再度の質問にさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) ダムの問題でございますけれども、ダムの必要性は本当によくわかっている次第でございますが、今も申されましたように、ダムの送水のある日は宇曽川の下流の水も非常に多い、濁った水がどんと流れてくる。これは私も、見て、いつも感じている次第でございますけれども、私は、これを何とか反復利用でけんのかいというふうに思う次第であります。

今、申されておりましたように、送水のとき反復利用しても、それは上流にも水があるということになりますから、結局は、今、土地改良を進めておられる、ため池をつくるというのも一つの方法かなと。水があるときにため込んで、ない時に流していく、このため池の機能というのは、今改めて見直されていますが、これも一つの方法かなというふうに思う次第でございますが、いずれにしても、このダムは必要やということになってはいますが、現在、裁判の経過を見守っているところですが、その最高裁の判断がどう示されるのか、これにも非常に関心を我々示しているところでして、機会があれば、そういう展開もしていかなければならないのかなというふうなことを思っている次第でございます。どうかよろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(西村久昭君) 2点目の保育行政につきましても再質問にお答えさせていただきたいと思っております。特にゼロ歳児が年々ふえてきておるというご意見でございますが、現実、そのとおりの状況になっておるわけでございます。先ほど、主監の方が答弁させていただきましたとおり、今年度につきましても、すべての方に入園をさせていただいております。今後とも、ゼロ歳児の方がふえてくようかということもございしますが、じゅうぶん受け入れ体制を整えていただけるよう、保育園とも調整しながら、全員の方の入園が図れるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

○7番(小川 勇君) それぞれのご答弁、ありがとうございました。私の質問を終わらせていただきます。

◇ 河 村 善 一 君

○議長(久保田九右衛門君) 5番 河村善一君。

[5番 河村善一君登壇]

○5番(河村善一君) 5番 河村善一、一般質問を行わせていただきます。

町長の農業政策についてお尋ねいたします。

去る8月21日、農政連盟愛知中部支部通常総会において、町長はあいさつをされ、農地転用の規制緩和および農産物の輸入について等々話されたと聞いております。地元から総会に参加していた者は、町長の発言に驚くとともに失望を持って帰ってきました。その意味で、町長に、当日の発言内容と、今後町長はどのような農業施策を進めていけるのか、お尋ねいたします。

町長のおっしゃる農地転用の規制緩和は、企業誘致をしたいので、難しい農地転用の手続きを簡単にして、農地、青地を工業団地にできるように協力してほしい旨、発言されたと聞いております。今まで苦労して農業をして、農地を守ってきた農家の多くの方の気持ちを踏みにじる発言だと思うのです。

私も農業をしております。先祖から引き継いだ田畑は、次の代に引き継ぎたいと思っておりますし、農業をやり続けたいと思っております。農地はいったん埋めてしまうと、田んぼには戻りません。早急な農地転用の規制緩和には反対いたします。

また、海外からの農産物の輸入も必要だと発言されましたが、海外の野菜、農産物は、農薬漬けになっており、ときどき問題となっております。人間の身体にとって、必ずしもよいとは言えません。地元でとれた野菜、農産物こそ、新鮮で健康によいと思うのです。

6月の定例会の久保田議員の一般質問の中で、学校給食に地場食材をと言われ、可能な限り旬の地場産食材を使用する旨、答弁されていましたが、住民の皆さんに地域の農産物を食べるよう勧めることこそ、町長の発言ではないでしょうか。今後、食糧危機が言われる中、農地の確保は食糧の確保につながり、愛荘町にとって大切なことだと思うのです。

私は、6月の定例会の一般質問で、農業施策と農業の後継者の問題について尋ね、担い手による農業の取り組みに重点が置かれ、個人農家の切り捨てが見受けられるが、担当課および関係機関は指導してほしい旨、述べました。その質問に対し、農林建設主監は、「農業従事者の減少、高齢化等による農業の生産構造の脆(ぜい)弱化(じゃく)が進む中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱(きょうじん)な農業構造を構築することが急務となっております。仮に現状の施策をこのまま継続していけば、農業・農村が総崩れにもなりかねません」と答弁されました。

私は、町内の農業をこのまままっくろと、本当に総崩れするのではないかと心配しております。集落で話し合いができ、営農組合が立ち上がっているところはまだしも、その話し合いもできていないところは、今後、農業をやめていけるのではないのでしょうか。

町長は、工業誘致を進める前に、農家・農村を回って、今後の農業施策について話し、今後どうして農業を守っていくのか、農家と話し合いの場を持っていただきたいと思います。そうしなければ、愛荘町の主たる農業が崩れ、田畑が荒廃してしまいます。

私は、町長が、今まで、町が取り組んできた農業施策の上で発言をし、農家の意見をくみ取って発言しておられるのならよいが、農家切り捨て、農業切り捨ての施策であるならば、再考を求めたいと思います。

2番目に不登校児の指導といじめについてお尋ねいたします。

去る8月11日の新聞報道によると、8月10日発表された文部科学省の学校基本調査速報では、2005年度に病気などを除く、心理的、情緒的要因などで30日以上経過した不登校の小・中学生は全国で前年度に比べ約1,100人少ない12万2,255人だと発表がありました。滋賀県では、前年度より37名少ない1,305人で、減少したと発表しました。現在、愛荘町内での小・中の不登校児数は何名なのか、お尋ねいたします。不登校児の学力はどうなっているのかについてもお尋ねします。

小・中学校時代に学ぶ知識は、社会を生きていく上の基礎的なものであり、卒業後、社会に出て働くときには、必要なものだと思うのです。基礎的な力がなければ、社会で働くことができませんし、共同生活を歩むこともできないと思うのです。私は、現在、不登校児に対して、教育委員会、学校はどのような対応をされているのか、個別の対応を求められると思うが、その手だてがあるのか、お尋ねしたいと思います。今後、不登校児ゼロを目指していただきたい。また、不登校児に学力をいかにつけさせるか考えていただきたいと思います。質問させていただきます。

また、8月27日の新聞には、「いじめ、3年間続き、あきれる」と、愛媛県今治市の中学1年生の男子生徒、12歳の生徒ですが、遺書の全文が載っていました。「最近、生きていくことが嫌になってきました。クラスは『貧乏』や『泥棒』と

いう声がたえず響いていて、そのときには悲しい気持ちになります。それが3年間も続いて、もう、あきれています」等々、遺書が載ってありました。

3年間もいじめを受けていたことを、教育委員会、学校、教師は知らなかったんだらうか。愛荘町では、こんなことはありませんか。愛荘町では、上記のようないじめは絶対に許してはならないと思うのです。教育委員会、学校、教師は連絡を密にして、いじめ撲滅に取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 河村議員のご質問のうち、農業施策についてお答えさせていただきます。

まず、8月21日、島川のJAで開催されました農政連盟愛知中部支部通常総会での発言内容についてお答えをいたします。

この会議は、政治団体でありますことから、今、我が町の抱えている大きなプロジェクトについてご報告するとともに、課題について理解を得、ご協力いただけないかという思いがありました。

そこで、(仮称)湖東三山インターチェンジの取り組み状況についてご説明を申しあげるとともに、これから愛荘町が自立でき、福祉や教育環境を維持できる町を築くため、有効な手段としてこのインターチェンジを核にしたまちづくりを進め、将来、地域間格差を埋めるために企業誘致が必要であることを力説いたしましたところであります。

幸い、今、県内では、企業に提供できる工場用地が不足の状況にあり、工業用地があれば優良企業を誘致できる絶好のチャンスであり、そのため、現在、町内企業が有している遊休地について、その企業の将来の見通しも確認をいたしているところでございます。インターチェンジの近くで大規模な工業用地を確保したいといったことなどもお話をいたしました。

そのためには、本来、美田をつぶさずに、原野、山林などを開発することがベターとは思いますが、本町にはなかなか適地がありません。やむなく農地の転換ができないか検討を始めておりますが、大規模農地の転用は非常に難しいことを承知の上で、将来のまち、子や孫の将来のため、前向きにチャレンジしていることをお話ししました。

法的に厳しい規制がある、この大規模農地の転用について、少しでも農政関係者のご理解を得たく、農村と都市との地域間格差がますます増大する中で、最後の手段として農地の開発が許してもらえるよう、農地支援法や農地法の規制緩和をお願いした次第であります。

その話の過程で、現在、農業が置かれている現状と将来について、私の思いを時間的制約の中で短時間に述べたことがまことに言葉足らずで誤解を招く発言となりまして、まことに申しわけなく反省をいたしておる次第であります。申しあげましたことは、今、日本の人口が恐ろしい勢いで減少へ向かっている。1人当たりの米の消費量が60キログラムを割り込み、米をつくる農地がますます余ってくる。世界は人・物・金が行き交う小さな社会になり、国際分業の時代になった。貿易で成り立っている経済大国の日本の存在感は極めて大きい。かわりに、これらの国から買うものは、食料品ぐらいしかないのが現状であるといったことも話しました。このあたりが非常に問題になったんじゃないかというふうに推測をいたしておりますが、このようなお話をいたしました。

愛荘町は、日本列島の真ん中で、東海・近畿・北陸経済圏の接点にあり、この優位性を生かさない手はない。これからは、地理的条件から農地の高度利用ができるところは転換を図り、北海道や東北など、産業立地の制約があるところは減反を緩和するなど、日本の北から南まで同じ政策を行うことには無理があるのではないかと。おおむね、このようなことをお話をさせていただいたと思っておるところでございます。

これ、きょう付の日本農業新聞でございますが、これも私の愛読紙でありますけれども、「WTO交渉、10月にも再開」、中川農林大臣がこの10月中に再開される見通しを示したという記事が出ておりますけれども、食糧自給率40%問題、WTO、FTAまたはEPAなどと自由化圧力などがまとまることを知らず、農業を取り巻く情勢が一段と厳しくなる中、真剣にこの問題に取り組んでおられる関係者の気持ちを逆なでするような発言は慎むべきであったと反省をいたしております。

次に、農家切り捨て、農業切り捨てにならないようことのご指摘ですが、愛荘町平野の大半を占める広大な農地は、景観、自然環境、災害防止、地下水保全など、はかり知れない多機能な面を有し、大きな役割を果たしてきました。農地の荒廃を招けば予測できない悪影響が出る可能性もあります。

ごく最近、打ち出されてきました農村丸ごと保全向上対策として、農地・水・環境保全向上対策は、まさにこの点に立脚した新しい取り組みであります。健全な農業が営まれてこそ、農村が保たれる条件であり、これからも農業が維持できるよう、国・県の施策をよく勉強対応してまいりたいと考えております。

欧米では、農家に補助金として、直接所得保障制度があるということも知りました。一方、企業誘致は若い人たちの

働く場を確保することともに、住民の福祉や次代を担う子どもたちの教育を向上させるための税収を確保し、農村の活力を維持するためにはぜひ必要な施策と考えております。

先般も、知事とインターチェンジについて話し合った際、知事は、企業誘致をぜひ進めたい、農村の活力は実は女性が握っている、女性が子どもを育てながら働ける企業が必要だと言われました。この点は、私も気がつかなかった点だったのですが、女性の感性で話されたところであります。

今後、土地利用のゾーン設定をし、乱開発にならないよう、優良農地を保全しながら農業と工業を両立させて、自立できる元気な町を築いてまいりたいと考えております。

最後に、企業誘致の前に、農家との話し合いが必要ではないかのご指摘をいただいておりますが、これは当然のことと考えておりまして、このような話は、農家のご理解なしに進められるものではなく、皆さんとひざ突きあわせ、じゅうぶんな対話をさせていただきたいと考えております。どうか、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 教育長。

〔教育長 川口 繁君登壇〕

○教育長(川口 繁君) 不登校児の指導といじめについてお答えいたします。

まず、第1番目の愛荘町の不登校児童・生徒数のご質問でございますが、本年1学期終了時点で30日以上欠席をした子どもは、小学生1名、中学生11名となっております。

次に、不登校児の学力についてでございますが、やはり、毎日学校で学習ができないので、学力はおくれてまいります。各学校では、これら児童の学力保障のために、登校できた日に個別に学習を補充したり、夏休みの特別学習、教師による訪問指導など、それぞれのケースに応じて可能な取り組みを行っています。また、町の適応指導教室フレンズや県の適応指導教室を紹介し、現在、3名が通所しています。

不登校児ゼロを目指す教育についてでございますが、各学校では、このことについて大きな課題としてとらえ、不登校児ゼロを目指し、不登校児を出さない学校、学級づくりについて努力をいたしておるところでございます。しかしながら、現実にはじゅうぶんに対応しきれない面もございまして、厳しい状況もあると考えています。

学校では、不登校児を出さない手だてとしては、どの子にもわかる授業をする、学級・学校では存在感が実感できる、子どもを中心に置いた行事、取り組みを行うなど、楽しい学校づくりに努めております。そして、早期発見、早期対応を重視し、毎週、校内では生徒指導委員会を開催し、子どもの小さな変化にも、情報交換して細心の注意を払っております。また、欠席があれば家庭連絡をしたり、心配な子どもには家庭訪問をして状況を把握し、子どもへの励まし等を行っているところでございます。

不登校の原因は、それぞれのケースによって異なりますが、一般的には、1. 友人関係や教師との関係をめぐる問題、学力不振など、学校生活に起因するケース、2. 病気や体調不良等、本人に起因するケース、3. 親子関係をめぐる問題、家庭内の不和、生活環境の急激な変化など、家庭生活に起因するケース等が考えられ、多くの場合は、いずれかの組みあわせによる複合的なケースが大半を占めております。

不登校への対応は、基本的には、これら起因する事項の改善が図られなければならないのは当然でございますが、不登校に陥った子どもに対しては、1. 子どもの悩み、苦しみを理解する、2. 担任、学校とのコミュニケーションを図る、3. 地域、友達との接触を図る、4. 子どものやりたいことを見つけ、支援する、5. 家庭と子どもが心理療法を受ける、6. 相談機関、適応指導教室に相談する等が大切であると考えております。

次に、いじめについてでございますが、ご指摘のように、いじめは、たとえ悪ふざけであっても、被害者にとってお深刻な打撃を受ける場合もあり、登校拒否の要因となったり、時には命にさえかわる許されない行為であります。日ごろから、道徳教育、人権教育、生活指導の場で、いじめを許さない仲間づくり、学級づくりを進めていますが、いじめは未熟な成長過程にある子ども社会の中では発生する可能性があるものと考えていかなければなりません。このため、いじめの防止のためには、家庭や学校で子ども観察をより細かくし、子どもの変化に気づくことが極めて大切であろうと考えます。早期発見できれば、指導の手だてはあり、いじめを防止することは可能であると考えています。このため、教育委員会では、いじめ未然防止等対策協議会を設け、不登校・いじめの防止に関する取り組みの交流を図るとともに、その対策についての研修、研究を続けております。また、毎月開く校長会、教頭会、生徒指導主任会等において、子どもの実態の報告を求め、必要な指導を行っているところでございます。

今後とも、家庭・保護者・地域のご協力をいただきながら対応を強めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 5番 河村君。

○5番(河村善一君) 再質問をさせていただきます。

町長の農業施策についてお聞きしたわけですが、やはり、軽率な発言だったと思うんです。その場に

おられた方は、やはり、農業をいかにこれから守っていくか、農業施策の問題について町長に聞きたい、というような期待を持って行かれていた方が失望して帰ってこられたというようなことにおける問題を感じております。

まずもって、町長も答弁されましたように、農家の現状を非常に、今後、農業を守っていく苦しみもやっぱりあるわけで、そのことをじゅうぶんに聞いて、今後の町の農業施策に生かしていただきたいと考えるわけです。

一介の農家が農業をやっていると思いますと、トラクター、コンバイン、農車を買いますと、やはり1,000万円近くかかります。その設備投資したものを簡単に捨てよう、あるいは田んぼを切り売りするということもできないわけであって、そういう一つ一つの農家の気持ちを踏まえた上での今後の発言をお願いしたいと思います。

なお、また、我々も農業をしておりますときに、今、言われたように、自然環境、食糧保全の問題、今後、食糧危機も言われる中、守っていかなければならない、ある意味では使命感を持ってやっているわけで、農家の方においては、ほとんどがそういう気持ちでやっていると認めていますけれども、今後、農業施策においても手厚い保護を求めたいと思いますし、施策を求めていきたいと思います。

そういう意味におきまして、再度、町長にそういう意味でのご意見をお伺いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 農政連盟での話は、ちょっと大変、場違いな話をしてしまったということについては、心からおわび申しあげたいと思いますが、持論は持論でございます、今後は、よく、出席者の皆さん方のお気持ちをくんでお話をさせていただくことが必要ということも、大変よくわかった次第でございます。

何と申しましても、非常に難しい農業の中でどうしていくのかということにつきましても、先ほども宇野議員からのご質問もございましたように、いろいろな機会をとらまえて一緒に悩み、一緒に考えていきたい、こんな姿勢で臨んでいきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

◇ 上 林 貞 君

○議長(久保田九右衛門君) 2番 上林 貞君。

[2番 上林 貞君登壇]

○2番(上林 貞君) 2番 上林 貞、一般質問させていただきます。

まずもって、さきに一般質問された内容と一部重なる点もございますが、あえて私の一般質問として、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、嘉田県政と我が愛荘町との今後の連携はいかにということで、さきの県知事選挙において、新幹線新駅の凍結、そしてダム建設に対しても見直しとのことで、ごく簡単明瞭の名文句「もったいない」で多くのご支援を勝ち取られた嘉田知事の誕生で、今後の県政において、今までの県政とは違った指針が考えられます。

こうした情勢の中で、愛荘町の大きなプロジェクトであるインターの設置、道路の改修工事などをはじめ、愛荘町が進めようとする大型施策についての支援に変わりはないのかどうか、愛荘町の今後の発展が望めるのか、町長のご意見を申し上げます。

次に、スマートインター設置とそれに伴う町施策について。この件につきましても、さきのことに関連しますが、特に期待の大きいスマートインター設置について質問いたします。

町長は、最近のいろいろな会議の中で、また、大会の中で、「このインターは3年以内にできるとか、地域協議会を設置するまでに来ている。ここまで来たら、事業の半分以上、それ以上できたようなもの」と発言なさっています。インターは、地元住民はもちろん、近隣の皆さんも大きな期待を持って、早期の実現を待ち望んでいます。町長が発言なさっていることに疑念はありますが、設置に至るまでの計画構想、総工費や町負担金の見込みなど、現在の動きをお尋ねいたします。

そして、今まさに実現できそうな気配を感じるところまで来ていると私も思います。新町のまちづくりのプランにも掲げてありますが、特にインターができれば、その周辺は大きく様変わりすることが予想されます。工場誘致も考えられ、また、基幹産業の農業を守ることも愛荘町では欠かせない施策であります。まちづくりプランに乗って開発されるべきだと思います。乱開発にならないように、インター設置に伴う町の基本的な施策についての考え方をお尋ねいたします。

次に、村西町長が考えられる人権尊重のまちづくりとはについてお尋ねいたします。

私は、愛荘町の発展を願うに当たって、この人権尊重の意義は絶対に欠かせない大きな施策の一つであると考えます。同和対策に始まり、子どもの人権、女性差別の問題、人種差別などさまざまな要素を含んで、一人の人間を人

間として認めなければならぬと八幡守里と呼はれていると解釈しいまう。そして、左ののはいまうバリ、これにその八幡尊重のまちづくりと言えます。つまり、どの家庭にあっても、どの職場にあっても、それぞれの個々の立場を尊重し合うことが、この人権尊重という言葉に含まれていると考えます。町長の目指す人権尊重のまちづくりについてのお考えをお尋ねいたします。

4つ目に、防災についての対応は大丈夫かということにつきましてお尋ねいたします。

さきの9月1日は防災の日として関東大震災を顧みて全国に周知されているところです。最近では、阪神大震災、中越大震災、また九州地方では大雨による災害など、国内でも大きな災害が起きています。海外でも、インドネシアの大地震、アメリカ東部のハリケーンによる大きな災害が起き、まだアメリカ東部の一地域において、いまだ復興の気配がないことを先日の報道で知りました。その原因は、州政府が支援していないことが大きな原因だと取材されていました。

災害が起きたとき、その対応にいち早く行政の対応が問われます。どの災害のときも非常食、水や毛布など、ある程度の備蓄は愛荘町として必要ではないでしょうか。防災体制の組織的なことについては整っていると思いますが、被災民には衣食住の供給こそが安心として求められる第一歩と考えます。これからのまちづくりの課題として、また、安心・安全のまちづくり施策の中にあって、万が一のとき、町としてはどのように対応されるのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) まず、嘉田県政と愛荘町との今後の連携について、上林議員のご質問にお答えいたします。愛荘町の大型プロジェクトでございますインターチェンジについて、新知事誕生後、本町の熱い思いを伝え、知事の意向をお聞きしたいということで会見をお願いをしておったところ、去る8月28日、知事と面談する機会をいただいたところでございます。

その際、嘉田知事は、「インターチェンジは企業誘致のためにも必要と考えている。先般、307号を通る機会がありましたが、このあたりにインターが必要と思いました」と言われまして、大変心強く受け取ったところでございます。マニフェストにも、湖東三山インターチェンジとわざわざ掲げ、企業誘致の必要性とともに説いておられる姿勢と何ら変わりはないと確信をいたしました次第でございます。

また、知事と各振興局が、それぞれ地域の課題について協議されておりまして、つい先日も、湖東振興局の聞き取りがあったと聞いておるところでございます。湖東振興局からは、この地域の重点事業の一つとして、このインターチェンジについて説明をしたということでございます。その席でも、知事は、地域にとって大変プラスになる話で、企業誘致にとっても必要との認識を改めて示された旨、承っているところでございます。

また、愛荘町が進めています他の道路、河川事業についてですが、知事は、道路整備予算について、これは県議会の中での回答であります、「本県の道路事情を考えると、まだまだ道路整備は必要であり、真に必要な道路は推進していきます」と答えています。先般、お会いしたときも、「一般論として、必要な公共事業は進めていきます」と改めて言われました。愛荘町の今後の取り組みについては、従来と変わりなく理解がいただけるものと考えております。

ただ、県の財政状況については、いつも強い懸念を示されておりまして、その面での大きな制約がかからざるを得ない状況であります。連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、インター設置とそれに伴う町施策についてでございます。

まず、計画構想や総工費、町負担金の見込みなど、現在の動きについてでございますが、計画構想についてですが、今回の2町合併協議会におきまして、地域の新しい魅力を引き出すため議論を重ね、新町の将来ビジョンを描かれました。それが新しい町のビジョン、愛荘町新町まちづくり計画であります。

このまちづくり計画におきましては、(仮称)湖東三山インターチェンジに関する記述が、私も教えましたが8カ所にわたっており、新しいまちづくりのバックボーンとなっております。この計画に織り込まれている内容は、まず、町の立地条件を生かし、湖東三山インターチェンジを整備して産業集積を進める、アクセス道路の整備を図り、京阪神や中京圏との広域的な物流、交流機能を高める、インターチェンジと国道8号、鉄道の駅を結ぶ町域の東西新都市軸を形成し、地域資源を活用する。

また、この計画に先立ちまして行われた住民アンケートでは、合併に期待するものとして、これら広域幹線道路の整備は行財政改革に次いで2番目と、ほかでは例の見られない高い期待を住民は持っておられます。このため、まちづくり計画の新町主要施策であります「あすを開く都市基盤のまちづくり」の項目におきまして、(仮称)湖東三山インターチェンジの整備促進策を、(仮称)湖東三山インターチェンジの整備促進策として盛り込んでまいります。

今後、インターチェンジ設置に伴う町の基本的な施策については、新たに策定いたします愛荘町総合計画の中に明確な位置づけをなし、これを核にした実施計画を進めてまいりたいと考えております。

さらに、インターチェンジは、先ほども再質問でお答えいたしました、期成同盟を結成しております周辺地域の期待も非常に大きく、地域全体の整備計画を立てることとしておりまして、互いに連携し、相乗効果を上げることが大切だと考えております。

次に、総工費は、さきの辰己議員のご質問にお答えしたとおり、現時点では概算でございまして、最終的な位置決定後に明確な総工費が明らかになってくるものと考えております。さらに町負担金の見込みにつきましては、アクセス道路の事業分担、事業主体が今のところ未定でございまして、県と協議の上、地元の町としては応分の負担をする必要があると認識をいたしておりまして、合併特例債の活用について考えているところでございます。

このインターチェンジは、このまちが自立できるかどうか、愛荘町の将来がかかった夢事業、不退転の覚悟で取り組んでまいる所存でございまして、今後とも議員各位の格別のご支援をよろしくお願いいたします。

それから、人権尊重のまちづくりについてお答えします。

憲法にもうたわれておりますとおり、基本的人権は国民一人一人に国家が保障している侵すことのできない永久の権利であり、これを守り育てることは行政の重要な責務であります。我が国は、戦後、国づくり経済復興のもと、他の類を見ない経済成長を遂げた結果、物の豊さを追い求め、心の豊さをはぐくむことに意を用いない現在の風潮を招いてしまいました。それがひいては、家庭内殺人あるいは社会的弱者への暴力といった社会的な問題として、最近の国内ニュースでの大きな話題となっております。

人間は、エゴイズムを離れることができず、わかっていても自己中心的な物の考え方を完全に切り離すことのできない存在であります。こうした心の貧困が重大な犯罪へと人を駆り立てている原因ではないでしょうか。生命や身体の不可侵、安全の保障という最も基礎的な人権は、一人一人の個人の尊厳に根差すものでなければなりません。行政は町民一人一人の人権を尊重し、その個性を伸ばす施策を推進していくことが、町全体の可能性を拡大し、活力に満ちた、よりよいまちづくりにつながると考えます。そうした中で、旧町の取り組みを踏まえながら、人権尊重のまちづくりの取り組みを進展させていき、愛荘町において再構築していくことが必要であると考えます。

今後策定予定の愛荘町総合計画の中で、人権尊重のまちづくりを重要な柱の一つに据え、部落差別を初めとするあらゆる差別の解消に向けた教育、啓発活動に積極的に努めてまいりたいと考えております。今後ともご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) 防災の対応について、非常食品・水・毛布などの貯蓄状況についてのご質問ですが、今日まで最低限必要な資材を確保できるとはいえないのが現状であります。

現在、愛荘町地域防災計画の見直し作業とあわせて生活救援対策方針を位置づけ、それに基づいて、給水、食料、生活必需品、住宅、災害相談等の区分をいたし、対策要領を現在検討しているところでございます。なお、この地域防災計画は今年度中に策定予定であります。

また、現在建設中の消防センターに備蓄庫を設け、資機材等の整備を図ることになっております。しかし、どこまで行きましても万全の対策というものは困難なものでございます。地域防災については、かねてよりお願いをいたしております各集落において自主防災組織を立ち上げていただきまして、その組織においても最低限の備蓄につきましてご検討をお願い申しあげ、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 2番 上林君。

○2番(上林 貞君) 2番 上林です。

再質問に当たりまして、この後、私の発言に失礼な文言があるかもしれませんが、まずもって、そのような箇所がありましたら、お許し願いたいとお断り申しあげます。

再質問に当たりまして、スマートインター設置と、それに伴う町施策についてでございますが、私が用意しました文面が、先ほどの河村議員の質問と同じように、JA東ひわこの農政連の支部通常総会においてのことを書いてきました。つらつら並べておりますので、割愛させていただき、ポイントといたしまして、町長が、さっきのインターの話からですが、このインターは3年以内にはできるとか、また「地域協議会を設置するまでに来ている。ここまで来たら、事業の半分以上、それ以上できたようなもの」と、先ほど発言させていただきましたが、また、それに伴って、工場誘致すなわち農地の開発の件につきましても、町サイドであらかじめ協議が進められてのご発言なのか、それとも町長単独の発言だったのか、この件につきまして再質問の一つとさせていただきます。

また、人権尊重のまちづくりといたしまして、まちづくりは人づくりとの書をお目にいたします。人から自分の存在を

認められると、大変うれしく、その人に好感が持て、協力的になり、はかり知れない大きな力を与えていただけると考えます。その逆に、ないがしろにされると、踏みこじられた感覚に陥り、関係がぎくしゃくとなり、関係は内向的に悪化の一途となり、全体的に非発展的になります。新しいまちづくりのために、まず、愛荘町役場から発信し、町長みずから率先して、この人権尊重のまちづくりにさらに努力されたいと望みますが、町長の意向をお聞きいたします。また、防災の対応につきまして、今ほどご説明いただきましたが、安心・安全のまちづくりは福祉事業の一環だと考えられ、その費用は計り知れないものと思います。しかし、いざという時、大勢の人が集まって、何が必要なのかを考えるとき、一番にトイレほか生理的なこと、また、医薬品、そして食べること、寝ること、体温が落ちないようにするものなど、どうしてもすぐに供給できる体制が行政として求められると思います。一日も早い対応を望みますので、よろしくお願いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) まず最初に、スマートインターの、私がどこかで発言した、3年以内にできるとか、ここまでできたら半分以上できたようなもんやとか、これ、どこか身内の会議で言った気はします。農政連で言ったのか、ちょっとその辺、忘れたんですけども、確かにごく身内の気の緩んだところ辺では、こんなことを言ったかもしれません。が、ちょっとこれ、軽はずみやったかなと思うんですけども、3年でできるとは確実に申しあげられません。それを目途にということは、私は交渉しているところでも言っていますけれども、そうできるとは決して断言はできません。ただ、「半分以上できたようなもん」というのは、今までは、要望ばかりしてきた、2市4町がやり出して、20年間、要望ばかりしてきたけど、相手は1回も話に乗ってきていない。今回は、国も県も、この一つのテーブルについていただけたら、もうこれは手続きの上では、かなり進んだ……、その気持ちをちょっと申しあげたんであって、これもちょっと誤解を招くかなというふうな感じもいたしますので、今後は発言をじゅうぶん気をつけていきたいと思います。

それから、人権尊重の意向の話でございますが、これは、もう、私も長い間取り組んできました。行政人であったときも、もちろん、ずっとこの問題については常に取り組んできた課題でもありますし、自分自身の問題でもあるというふうにとらえております。人権、最近はどうですか、女性も、あるいは障害者、外国人、あるいは病氣、いろんな差別がございますが、ありとあらゆる差別を、これ、やっぱりなくしていく。一番身近な問題は、何と言っても同和差別でございますけれども、やはり一日も早くそういったものが心の中からなくなっていくことが非常に大事なかなというふうに思いますし、子どもたちから、こういう教育をしていく必要があるのかなというように思う次第であります。

小さい子どもは、本当に、そんな意識は全くないものが、だんだん大人になるにしたがってそういう差別意識が芽生えてくるというのか、そのあたりから、やはり大事な教育が必要なのではないのかなというふうに思っている次第でございます。これは、永久の課題でもありますし、手を緩めたら非常に悪いものという感覚で取り組みをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君) 2番 上林君。

○2番(上林 直君) 2番 上林です。

再々質問となりますが、半分、自分の意見も入りますが、スマートインター建設の推進とともに、愛荘町および近隣市町の発展には、しっかりとした将来の構想がないと乱開発になるのではないかと予想されます。町長の突発的な発言は、今、ちょっと、町長の口からも弁解の弁がりましたが、まさに新町まちづくりの積極的なプランとして考えられるところですが、夢を追う新しいまちづくりに困惑を与えかねません。

19年度には愛荘町の総合計画が立てられると聞いています。今後の施策にあって、町の執行部および関係機関でじゅうぶん協議の上、町長の発言があるべきではないかと考えます。このことがお互いの立場を尊重し、認め合い、それぞれの居場所で力を発揮され、すばらしいまちづくりとなると確信しています。この緑多いふるさとを愛し、私たちが生きていく上で最も大事な産業である農業を守ることの大切さも根本的に忘れずに、今後の発展的な施策を期待いたします。

こんなことで、今後の町長としての姿勢について、もし、あれば、もう一度お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 町長は非常に短い期間の中に、少しでも町民の夢を実現に向けて一歩でも進めたいという気持ちは常にございまして、日ごろ、ちょっと急ぎ過ぎやとか、パンパンやり過ぎやとか、いろんなご意見を賜っておりますけれども、はっきり言うたら時間がないわけです。ですから、このことは、私が何十年間やってきたときの一つの姿勢でございまして、じゅうぶん考えながら進めていきたいと思っておりますけれども、常にチャレンジ精神を失わずに、やはり住民の皆さんの目線を大事にしながら、将来はこの地域の住民が幸せになれる、そんな住みよい社会を築い

ていくことを夢に持っております。

今後、合併問題というの、これは2町合併で済まないということもあちこちで聞かれますけれども、これは、やっぱり、財政問題で本当に維持できるのかどうかにかかっている。やはり今後、合併がまた来るとすれば、吸収合併というのは非常にみじめな思いをせんなんということで、これを避けるためにも、財政基盤の強い町を築くということが、この町の住民にとってもいいことだなということで頑張ってもらいたいというふうに考えている次第でございます。

○議長(久保田九右衛門君) これで一般質問を終わります。

暫時休憩をとります。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時47分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第4、議案第79号 愛荘町都市計画審議会条例の制定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君) 議案第79号 愛荘町都市計画審議会条例の制定について、ご説明申し上げます。1ページでございます。

この条例につきましては、例規等の合併のときの調整の結果、新町において速やかに制定することになっておりまして、今回、提出させていただいたものでございます。

内容につきましては、旧町の条例と変わっておりません。第1条が設置規定でございます。第2条が所掌事務、第3条が組織、第4条が臨時委員および専門委員、次のページへ入りまして、第5条が会長、第6条が議事、第7条が庶務、第8条が委任規定となっております、この条例は公布の日から施行するものでございます。

今後、広域ごみ処理施設リバースセンターの場所のずれの変更、また都市計画マスタープランの策定についてなどを審議願うことになっておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第79号 愛荘町都市計画審議会条例の制定については、原案どおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第5、議案第80号 愛荘町公共下水道事業審議会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君) 議案第80号 愛荘町公共下水道事業審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例につきましても、新町で速やかに制定することになっておりまして、今回提出させていただいたもので

元はこの案文と同じようなものですが、第1条に設置、第2条に名称および位置、第4条に管理について、必要は場合にセンターの管理運営を管理受託者に委託することができることについて定めたものでございます。

10ページの第5条については、開館時間および休館日等を定めたものでございます。これも、従前は規則に規定されていた分を、今回、条例に記載するものでございます。

11ページの第13条で、指定管理者に公の施設を管理させる場合の業務について定めたもの、下の方の14条については、指定管理者の管理の基準について定めたものでございます。

12ページの方へ行きまして、第15条につきましては、指定管理者における開館時間および休館日等の変更について定めたものでございます。

付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。第2項につきましては、経過措置。そして、下の別表ですが、条例第11条関係に規定する施設の方の使用料は無料となっておりますが、目的外使用の場合の施設の使用料について明記をしたもので、従前と変更はありません。

続きまして、議案第83号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の制定について、説明させていただきます。

同じく第1条に設置、第2条に名称および位置、第4条に施設の管理について定めたものでございます。

14ページが、第5条につきましては開館時間および休館日等を定めたもので、これも従前は規則に規定されておりましたが、今回、条例で掲載するものでございます。

あと、15ページの第12条で指定管理者に公の施設を管理させる場合の業務について定めたもの、第13条につきましては指定管理者の基準について定めたものでございます。

16ページへ行きまして、付則ですが、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございまして、第2項につきましては経過措置をうたっているものでございます。別表の条例の第10条関係ですが、施設の使用料の方は、ここも無料となっておりますが、設置目的以外に使用する場合の料金を定めたもので、従前と変わりはございません。

続きまして、議案第84号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の制定についてということで、第1条で設置、第2条では名称および位置ということで、このふれあい施設2つをまとめました。1つはラポール秦荘のはつらつドームとラポール秦荘のふれあい広場を一緒に上げまして福祉施設ということで制定をお願いするものでございます。

第3条には、施設の管理について定めたもの、第4条につきましては利用時間および休館日を定めたもので、これも従前は規則に規定をされていた分でございます。

あと、18ページの第11条で指定管理者による公の施設を管理させる場合の業務について定めたもの、19ページに行きまして、第12条で指定管理者の管理の基準について定めたものでございます。

第13条につきましては、指定管理者における開館時間および開館日等の変更について定めたものでございます。付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。2項については経過措置でございます。

あと、20ページの方で、別表第1の条例第4条関係に規定する施設の利用時間および休館日等について明記をしたものでございます。別表第2の条例第9条に規定する施設の使用料で明記をしたものでございまして、従前と変更はございません。

最後ですが、議案第85号で愛荘町立福祉センターラポール秦荘条例を廃止する条例についてですが、先ほどから説明をさせていただきますように、いきいきセンター、いきがいセンター、けんこうプール、はつらつドームおよびふれあい広場につきましては、平成19年4月から指定管理者制度による施設の管理運営を行うということを予定しております。これら5施設を包括した現行の愛荘町立福祉センターラポール秦荘条例を分割して新たな条例を制定するため、現行条例を廃止するものでございます。

付則としまして、この条例は19年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより議案第81号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール条例の制定についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第81号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の制定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第82号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の制定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第83号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の制定についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第84号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘条例を廃止する条例の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第85号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時06分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(久保田九右衛門君) お諮りします。

ただいま、議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 追加日程第1、議案第112号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君) 議案第112号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

国民皆保険を堅持し、医療制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編、統合等の措置を講ずるなど、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されました。

この改正では、現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直し、同法による政令の見直しにより出産育児一時金の支給金額が改定されまして、平成18年10月1日から施行されることに伴い国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正の内容ですが、「第5条第1項第1号中」とありますのが一部負担金でございます。「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である」と、これは10分の3、3割負担をいただく方の条文を整理したものでございます。

次に、「同項第4号中」とありますのが、現役並みの所得を有する70歳以上の高齢者について療養の給付に係る一部負担金の割合を2割から3割に見直すものでございます。

「第6条第1項中」とありますのが出産育児一時金であります。30万円を35万円に改めるものでございます。

付則としまして、この条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。

この条例改正に伴って、本町でこの影響を受ける人員はどれほどになるのか。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) お答え申しあげたいと思います。

3月末現在の国民健康保険の被保険者が6,743名でございまして、そのうち70歳以上の国民健康保険、いわゆる前期高齢者の被保険者につきましては534名、これは9月現在の対象者の方がございます。これらの方が10月から3割負担に移行される方につきましては、8月の税の確定をもちまして移行いただくわけでございますが、37名の方が移行いただくということで、前期高齢者534名中、率にしますと6.9%の方が、10月以降、37名の方が3割負担に移行いただくということになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 先ほど、ちょっと的確に言えないんですけども、多分、現役並みの所得を有する高齢者が3割負担になると言われたと思うんですけど、その所得とは、どのぐらいなのか、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) お答え申し上げたいと思います。

今回、70歳以上の現役並み所得に係ります基準の設定でございますが、まず、課税所得額におきましては、現行制度と同様で145万円でございます。

次に、収入額をもって判定するものがございまして、その中でも高齢者の複数世帯、いわゆる高齢者だけで構成されている世帯につきましては、現行621万円でございますが、これが520万円に変わってまいります。それから、高齢者の単身世帯でございますが、現行484万円でございますが、383万円が一定の基準に設定されてまいりましたので、これらに該当する方につきましては負担率が変わってくるということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。

政府そのものの条例改正に伴って、こうした措置が講じられているわけです。その政府自身が、所得税法の改定等を行って、自動的に、本来、所得がふえていないにもかかわらず町の条例改正に伴って負担が増えるという、こうした現象が生じて来る。高齢者の医療負担、今、非常に深刻になっている状況の中で、所得税法の改定に伴って、なおそこに追いやる、またぞろ、消費税の増税等が今、ささやかれている。こうした状況を見れば、本当に社会保障をしっかりと守るべき国が、このことを明確にこうした条例から見ても放棄してきていることをあらわしている。断じて許すことができないということを表明して、反対を表明します。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。よって、議案第112号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第11、議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、22ページでございます。議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)をご説明申し上げます。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億751万7,000円とする。

この歳入歳出予算の補正の範囲は、(1)歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ652万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億751万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、25ページをお開きいただきたいと思います。第2表でございます。債務負担行為補正(追加)ということで上げさせていただいております。特別養護老人ホーム建設補助金、期間につきましては平成19年度、限度額につきましては1億6,800万円でございます。これにつきましては、(仮称)社会福祉法人コウニンカイが愛荘町市地先に計画をしております特別養護老人ホーム「ハッピーライフゆりのさ」とが、県および町の補助金を受け、今年度着工いたし、平成20年1月末に竣工予定であります。こういうことから、平成19年度に執行を伴います債務負担を計上させていただいたところでございます。

次に、26ページでございます。第3表につきましては、地方債の補正でございます。減税補てん債につきましては、補正後、2,480万円、臨時財政対策債につきましては、補正後3億3,030万円、地方債の合計をいたしましては補正後11億4,140万円ということで上げさせていただきました。利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

それでは、事項別明細でございますけれども、29ページからでございます。

まず、歳入の部でございますけれども、地方特例交付金につきましては499万8,000円の増でございます。

次、地方交付税につきましては8,569万7,000円の減額補正でございます。国庫補助金のうち、民生費国庫補助金5万円、これにつきましては身体障害者自動車免許取得費補助金でございます。

教育費国庫補助金、公立学校施設整備費補助金1,590万円、安心・安全な学校づくり交付金として愛知川東小学校グラウンド整備事業が内定を受けたものでございます。

次、30ページにつきましては、県補助金、民生費補助金ということで、障害福祉費補助金162万8,000円、これにつきましては共同作業所入所事業費の補助金でございます。

委託金につきましては、総務費委託金、選挙事務委託金ということで40万円、これは県知事選挙の交付金の最終確定でございます。民生費委託金、社会福祉費委託金1万4,000円、これにつきましては実態調査の委託金でございます。

次に、基金繰入金、教育振興基金繰入金1,590万円の減額補正でございます。

次に、31ページ、繰越金、前年度繰越金につきましては7,494万8,000円。次、雑入につきましては土木費の雑入をいたしまして、前年度、県の道路の建設事業に伴う負担金の精算19万4,000円および教育費の雑入をいたしまして29万7,000円、これは伝統文化びん細工でまり教室の事業助成金でございます。

一番下、町債、総務債、減税補てん債としまして140万円、臨時財政対策債として830万円の増額補正でございます。

次、32ページからが歳出でございます。

総務費の総務管理費、企画費の報償費をいたしましては、NPOの入門講座の謝礼でございます。次、旅費につきましては5万2,000円、これはNPOおよび100人委員会の費用弁償の関係でございます。需用費16万5,000円、これは豊満せせらぎ街道の施設修繕料でございます。負担金につきましては、滋賀県産業立地推進協議会に加入を新しくいたします。これが3万円。

次、選挙費につきましては、県知事選挙費ということで最終確定を受けまして、42万円の増額補正をいたしております。右の方の欄につきましては、節の中で予算構成をさせていただいたところでございます。

33ページにわたりまして、社会福祉費、社会福祉総務費の補助金でございます。赤十字奉仕団の50周年記念大会に伴う補助金といたしまして31万円、老人福祉費、報償費をいたしまして長寿祝金、満100歳到達者の祝いでございます。80万円。

次に、34ページに行きまして、国民健康保険費の繰出金、これは特別会計への繰出金2,135万8,000円の減でございます。

障害福祉費、報償費につきましては、障害福祉計画策定委員謝礼7万5,000円、それから委託料が7万2,000円、補助金といたしましては334万7,000円を計上いたしております。次、扶助費をいたしましては、節の中の構成でございます。次に、障害福祉関係補助金の返還金といたしまして147万6,000円を計上いたしております。

次に、障害支援費、これにつきましては委託料が233万2,000円、それから、負担金、補助および交付金が511万円、扶助費が190万2,000円ということで、説明欄に書いてございますとおりでございます。

福祉センター費につきましては、愛の郷の施設修繕料といたしまして36万8,000円を計上いたしております。

次に、35ページにわたりまして、国民健康保険費の老人保健事業費でございます。これにつきましては、職員手当、社会保

人、97ページにありまして、保健衛生費の土木衛生費でございまして、この中にございましては、職員手当、員金については保健師、看護師の雇上の手当および賃金でございまして、あわせて427万5,000円でございまして。

次に、農業費、農業振興費の賃金、アルバイト賃金については、農地、水、環境保全対策関係事務に伴いますアルバイト賃金で28万6,000円でございまして、負担金については、県青果物生産安定資金協会新規造成資金の負担金といたしまして3万5,000円、農地費につきましては、職員手当といたしまして、扶養の認定に伴います17万円の増でございまして。

36ページに行きまして、土木管理費、土木総務費の役務費といたしましては、通信運搬費13万9,000円を上げてございまして。

道路橋梁費の道路維持費、賃金につきましては道路の維持管理、補修等、管理業務に伴いますアルバイト賃金93万6,000円、それから、維持管理に伴います需用費を20万円計上いたしております。同じく借上料につきましても30万円、この維持管理に伴います軽トラックのリース代でございまして。

次に、37ページにつきましては、消防費、消防施設費の補助金でございまして。消防施設整備事業補助金については、消火栓、それから消防施設備品購入補助金については消火栓の器具の購入でございまして。両方の補助金とも、野々目それから市が対象になってございまして。あわせまして131万5,000円でございまして。

次、小学校費の学校管理費につきましては、財源調整でございまして。

次、中学校費の教育振興費の補助金でございまして。愛知中学校が37万円、それから秦荘中学校が57万4,000円、あわせまして94万4,000円の補助をさせていただくものでございまして。

38ページ、社会教育費の文化財保護費、需用費につきましては看板の修繕料が10万円。それから大行社文化財管理補助金が1万円。それから、次、町史編さん費の負担金については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会に新しく入りますので、それに伴います3万1,000円の負担。それから図書館費といたしましては、扶養の認定に伴います手当12万2,000円を計上しております。

びんてまりの館費につきましては、子どもてまり教室の関係の費用あわせまして29万8,000円を計上いたしております。ハーティーセンター費につきましては、入場料の販売手数料といたしまして12万円、それから博物館費といたしましては、委託料が19万円、工事請負費が190万円、これにつきましては歴史文化博物館の機械室の修繕の関係費用でございまして。

39ページ、40ページにつきましては、給与費の明細をつけさせていただいております。

以上でございまして。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。

まず、債務負担行為にかかわって行います。

この補助金問題にかかわって、私も、事前に理事が公表できない行政の姿勢、再三にわたって理事を公表するようにということを申し入れてきましたが、なぜか拒まれてきている。本日、町長より、そうしたことは明らかにしていただきました。

あえて、先ほどの全協で公表していただいた理事の皆さん、公表していただいても、何ら拒むことのない人たちがあられるにもかかわらず、拒んでおられる。そのこと自体が町民さんの中に懐疑的な話が出てくる。要するに情報をじゅうぶんに提供しようとする姿勢がないことによって、特養という大事な施設がゆがんだ議論にも発展したりする。非常に行政の姿勢の考え方、また、そのあり方といいますか、そのことを、まず、批判を申しあげておきます。

私が言いたいのは、この補助金申請に伴って、法人に対してどのような指導、また愛荘町としてどういうものを要望したのか、このことが大事であります。建築物に対して、介護保険制度の改定に伴って、そうした指導ができたのかどうか、これも全協でも、一定、公表の質問に対して指摘しました。要するに、行政自身がよい施設をつくらうという姿勢があるかないかというところの尺度が出てくるわけです。

あの構造物に対して、どのような話し合いを、町としてどのような要請をしたり、もしくは助言をしたり、そうした経緯があるのかどうか。また、運営計画について、それも同様に、去年の介護保険の改定に伴って、その立場で指導援助をしたのかどうか、もしくは愛荘町の立場でものが言えたのかどうか。

また、昨日も、このことは所管とも話し合いました。この施設において、この施設が該当地に建設された場合に、その周辺整備はどのように考えているのか。この3点について、答弁をいただきます。

29ページに伴って質疑をします。

教育費国庫補助金1,590万円が国庫補助金として入りました。それは、東小のグラウンド整備です。ここに関連して、

本来、夏休み中に整備がされなければならないにもかかわらず、運動会の練習もままにならないほど支障を来してしまった。この支障を来してきた要因について、何か知り得ていることを答弁願います。

○議長(久保田九右衛門君) 住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君) 今の質問にお答えさせていただきます。

理事の名前の公表につきましては、決して言わなかったということでありましたが、社会福祉法人の認可につきましては、県の方が認可をするということでしたので、あえて名前までは公表ということで避けておりましたが、本日、町長の方から話をさせていただいたということで、お願いをしたいというふうに思います。

検討事項ですが、順、いろいろあるんですが、いろいろ検討しております。思いついた分をお話しさせていただきますと、ホテルコスト料をいくらに設定するかということですが、法的には月額5万9,100円まで認められるんですが、そこいっぱいまで行くのか、あるいはもう少し低くして低所得者にも配慮した額にするのか、というところ辺の検討。そして、職員数ですが、正規の職員の最低基準である入所者の比率3対1をクリアしているかどうかというところ辺。70人の入所の場合ですと24人という数字になってきますが、そのほかにパートの職員等を入れて、8時間に換算しますと、職員1人に対して1.5人の介護となるというようなところ。あるいは、人件費につきましては、退職共済金は全職員数に係る正規な額を計上しなければならないということで、こういった分も修正の方をお願いしております。

これに伴いまして、入所人員が増えるごとに職員数を増やすことではなくて、初年度に全員を採用してお願いしたい。そして、入所の率なんですが、この率の設定によりまして収支が大きく変動するということになるんですが、開所後、急激に満床にしても、入所態勢が整わないと、やはりサービスが低下するということになりますので、介護職員の熟度速度を考えながら、2年ほどかけて緩やかな上昇率で安定した運営を行いたいという法人からの要望でした。入所態勢が整って、余裕が出てくれば、当初の入所率を上回るようになるというようなことも聞かせていただいております。

それと、施設ですが、まだ、本設計の方には入っておりませんが、デイサービスの部屋が25人の定員に対しては、少し狭いかなということもありますので、今後、そういったところ辺も課題としているところです。

借入金につきましては、福祉医療機構で4億5,260万円、限度額いっぱいの借入れをお願いしておりまして、あと、公的な市中銀行からの借入金7,510万円につきましても、おおむね限度額そこそこいっぱいになるような借入金となっているところです。

法人の理事の数ですが、6名について、多いか少ないかということになったんですが、これは、先ほど言いましたように、県の方が法人の許可をしておりますので、町としては、この人数につきましては県の方にゆだねているというところなんです。

補助の年度につきましては、当初の予定ですと18年度、19年度で補助を出すということになる予定でしたが、県の方が完成払い、一括払いということになるということから、町の方もそれであわせていくということで、本日の債務負担行為になったというところでございます。

それと、職員の指導訓練をどうするんやというところでしたが、これは、パストラルとよさの方を予定しているということでございます。

一番大きな、我々の方からお願いをしましたのは、老人福祉施設に精通した人の雇用をお願いしたいということをお願いしておりましたので、全協でも町長の方から話がありましたように、旧の伊吹町出身で昭和22年生まれの59歳の男性で、元医療事業団に勤務され、その後、永源寺の特養もみじの施設長の経験をされた方を雇用するということで、その方に収支の中の方をじゅうぶん見ていただいて検討していただいて、皆さんに提出させていただいたというところでございます。

あと、今後の日程ですが、当初は、平成20年1月の開所の予定でしたが、議会の議決等の関係もございまして、最短期でも平成20年4月、再来年の4月の開所になるというところ辺いろいろ話し合いをさせていただきました。

お答えになったかどうかわかりませんが、こちらで内容のやつを列挙させていただきました。よろしく願います。

○議長(久保田九右衛門君) 教育次長。

○教育次長(山岡勇市君) 愛知川東小学校の運動場の改修の件でのご質問でございますけれども、この工事は、当初から9月30日までの工期を見て工事を施工しております。

ただ、運動会に極力間に合わすという想定のもとで、運動に係る部分は、できるだけ8月じゅうに仕上げをするというところでやっておりましたが、一部、内容の変更等がございました。そういったことから、一部おくれたのと、9月に入りまして、多少、雨が降ったということでおくれた部分もございしますが、運動会の練習にそう大きく影響したというふうには感じておりません。屋内運動場等も使いまして練習も進めてもらっておりますし、工事中におきましても、部分的には開校し、練習もしてもらっておりますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 副町長。

○副町長(宇野一雄君) 辰己議員のインフラ整備の問題でございますが、いよいよご理解をいただきまして、特老建設の運びというふうになりましたときには、下水道につきましては北側の県道、湖東愛知川線からむかえに行く工事が必要となりますし、西側の町道市豊満線の拡幅等改修工事につきましては、今のところ、天端4メートル50いほどあるわけなんです、特老建設工事の進捗とあわせまして、特老の保有車両あるいは来庁者の状況、また町道市豊満線の車両通行量等々をじゅうぶんに見きわめまして、適切に判断をし、改修等を考えてまいりたいというように思っております。

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己です。

今の答弁、特に特養の問題について、再度質疑します。

今の答弁を聞いているだけでも、いかによい施設をつくろうという審議がじゅうぶんであるか。デイケアの云々は今言われました、構造物については、まだ、実施設計とか云々とか、そういう段階はあるでしょう。しかし、既に町として言うべきことが言えていないという、大きなお風呂が各階においてどうのこうのとかいうことについても、何ら議論は、提案もできない、これが本町の対応です。しかも、環境整備については、今、副町長言われたように、とりあえず建ててから云々という当初の半ば姿勢でした。そんなにかからないとか、ではないんです。今言われたとおり、一定の整備が必要になってくる、時間を置かずして。そうした議論も、全然、本町ができていない。このことが、もう、今の答弁で明らかになったと思います、わずかのところで。だからこそ、審議が大事なんだということです。

県と同額を出すというのなら、なおさらですよ。認可は県ですよ。しかし、出すのは我々ですよ。じゃあ、我々がもっと同じように審議すればいいんですよ。主監自身みずから「答えになったかどうか」と言っているほどじゅうぶんだということをお認めなんです。

ですから、審議をしようじゃないか、よい施設をつくっていいじゃないか、という議論がなぜできないのか。

理事が公表できない、そんな姿勢だからこそ、じゅうぶんな審議ができないということのみずから、それも認めている。すべてにおいてじゅうぶんだということのみずから認めている以上、審議は本当にやり直すことが大事。そして、みんなが、よい施設をつくっていくということに、よい施設をつくるというところに議論をする。こんな大事な問題をしっかりといろんな角度で出したって、よい施設をつくろうとする法人さんかて、じゅうぶん受け入れていただけますよ。

個浴やらついて、何か指導したんですか。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩します。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時44分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ会議を延長します。副町長。

○副町長(宇野一雄君) お答え申しあげます。

浴室の問題につきましては、さきの全協でも辰己議員からご指摘があったわけなんです、一般的に考えまして、特養施設につきましては、人間が制限された中で特養施設の対応をされているという中で、また、個室に一つ一つ個浴を設けるということは、高齢者の方が入って事故を起こされても困るということで、大体はフロアに1室置いてもらうということが普通一般的なことだというように認識をいたしております。

私ども、もと所属の場合で何力所かに研修にやらせていただきましたが、風呂につきましては、一括して時間を制限して入れるというのが、今の一般のように聞いております。実態はわかりませんが、そのように聞いておりますし、そういうような対応もしてまいりました。したがって、今考えておりますワンフロア大浴場1室というのは、別におかしいことではないというように理解をいたしております。

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。

おかしいか、おかしくないかという議論をすれば、当然そこで対応していこうというのであれば、おかしいか、おかしくないかと言えば、それはそれとして、機能としてはやっていくわけですね。基本的ケアという観点から、どうであるとかいう議論が必要になってくるということ。より一層、それが介護保険制度の改定に伴ったサービスの向上という点でどうであるのかということ等々の議論が必要となってくるであろうということになるわけです。

ですから、私は、そうした議論が、いろんな角度で援助やそういうことがなされているのかということについて、私は今、質疑で申し上げているわけで、やはり、いろんな角度で議論をすることがよいのではないかということをお申しあげ

ております。

ですから、あえて、そういう改定後の施設のあり方、そうしたものについて議論がなされたのか、議論というか、町としての思いを相手に伝えたのかどうか、ということを探っているわけです。それについて答弁をもらいます。

○議長(久保田九右衛門君) 副町長。

○副町長(宇野一雄君) 施設そのものについての議論は、私、余り参加してないので、申し訳ないんですが、運営計画そのものにつきましては、6月以降、何回となく経営計画を見せていただきまして、いわゆる運営計画そのものの医療機構あるいは県の指導等々によります指導を受けられまして、その数字を我々のところに持ってこられて、一定のプロフィットといいますか、利益がたくさん出過ぎているので、これはどうやか、そういったことで実際の話はさせてもらいました。しかしながら、それは医療機構等の指導をも見ながらですが、人件費を極度に落とすとか、一定の利幅を見るとか、そういったことで無理な計画もあったようにも思っております。

したがって、先ほど、主監がお答え申しあげましたけども、一応、職員の継続性あるいはもろもろ考えましたときに、余り極端に人件費を落とすということもおかしいというようなことから、さきの21日の全協でもってお示しさせていただきました活動収支計画になりました。

これにつきましては、専門家の意見も聴取しておりますし、これでだったらいけるというような話もありましたし、我々も素人的に見ましても、大きな利益も生じさせていませんし、これだったら、もし、無理な運営になったとしても、そこら辺はじゅうぶんやっていけるという判断をいたしましたわけでございます。

そして、先ほど議員が、議論ができてない、議論ができてないという話ではございますが、確かに我々と議論した場、議員さんたちとの議論の場はやっていないと思うのですが、7月に一度、一方的な話という中でさせていただきまして、8月21日も資料をもって提出させてもらいました。9月の7日にも、この議案資料をもって提出いたしました。そのときには、何の一言もなかったということで、議論がなかったというのは、その的になるのかどうか、ちょっと私としては理解ができないというように思います。

〔「あなた方が理事を拒んだから、最初から公表を拒んだからや」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) この問題については、私どもも非常に重視をいたしております、議員の皆さん方とできるだけ議論をしようということで、4月の当初から、4月、7月、8月、9月、4回にわたって、その都度、詳細な書類は全部提供して、ぜひ、ご意見をください、こういうことを重ねてきて、事細かにそのときの経過をずっと私どもは全員協議会を通じてやってきたところでございます。

ですから、議員の皆さん方のそういうところに出てきた意見は、我々は全部それをいただいたということで、私どもは議会の議論はじゅうぶんしてもらえるように提供はしてきたというふうに考えています。

○議長(久保田九右衛門君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 13番 瀧 すみ江。

先ほど、町長の答弁で、この問題については本当に重視されていますとありました。議会に対しては、何回も出された。その場所で、何も意見もなかったと言われますが、私たちは言いましたけれども、その場所で考える余裕、資料を提出されて、見ているうちに、もう、「刈に行きます」と言われてしまった、このような経過はあります。それは、認めていただきたいと思います。

それは質問ではないわけですが、対町民にとってはどうだったのかという点について、私は質問したいと思います。

私は、9月1日に、100人委員会の社会福祉部会の傍聴をさせていただきました。そして、昨日、産業建設の部会をやられましたので、それも傍聴に伺いました。

9月1日の部分では、町長は、このように重視しているということは町民に図っていききたいと公約をされていたと思いますが、福祉部会においては、何のそのことについての説明も行政からは出されておりました。

そして、きのうの産業建設、分野的に違うかもしれませんが、その部会の中では、この100人委員会についてどんなことを考えているんでしょうか、どういう思いを持っているんでしょうかということを一人数ずつ出しておられました。その中で、情報公開をしまし、町民の意見を聞いてほしいという方がたくさんおられたわけです。

そして、私どもは情報提供をしておりますので、知っておられる方もおられるかと思うんですが、きのうですから、きょうのことですけれども、「あした、議会に上程されて、審議されて、もう決定がされてしまう。採択されるかされないかは別にして、そのような行為がされてしまう」ということで、何で知らせてくれなかったんだという方が幾人もおられました。そして、中には、職員の方に、きのうおられる職員の方に、役場の方から、この特養のことについて説明をしてほしいと言われる方もおられました。

そのような状況、町民の皆さんに大事なことは諮っていくと選挙で公約されておりました町長の立場から、その考えからいっても、何ら町民の前に情報公開もせずに、町民の意見も聞かないで、きょう、上程に至った。このようなことに対して、町長がどのようにお考えなのか、答弁をお聞きしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 冒頭に、議会の方で説明をこちらがしたときに、説明だけでチョンチョンと、次へ進まれたと、こういうふうなお話でしたが、私どもは決してそういうふうには思っていません。進めていただくのは、全員協議会の司会を担当されています議長さんがおられます。ですから、この問題については、議長さん、じゅうぶん、意見を出してくださいということを申しあげながら、時間を置いて説明を申しあげてきたつもりであります。そこで、いろんなご意見を、ぜひ出していただきたかったというのが率直な私の思いであります。

それから、町民の皆さんに対していろんな意見をいただく、住民参画のまちをつかっていく、こら、もう、私は今も思いは何も変わっておりません。住民参画のやり方としてはいくつかあります。100人委員会もそうですけれども、対話集会をすれば、タウンミーティングをすれば、パブリックコメントをすれば、いろんな方法があるわけですが、まだ、就任早々日もなく、正直なところ、この大きな100人委員会を立ち上げるだけでも大変な、職員も一生懸命取り組んでくれましたし、立ち上げるだけでも大変な労力が要ったわけでありまして。

今の仕組みだけでは、決して住民の皆さんと進めていくためには、じゅうぶんだとは思っていません。あるいはまた、大変大事なことは、例えば合併問題を今後どうしていくかということも、起こってくるかも知れません。こういった問題を住民の皆さんとともに考えるためには、住民投票条例というのも私は公約をさせていただいているところであります。常設型の住民投票条例。これは、全国でもかなりの数に上っておりまして、ぜひ、これを、やっぱり、私どもの町、住民の皆さんにとっても、これをつくっていききたいという思いは今も熱い思いを持っているところでございますけれども、この、たちまちの問題については、住民の皆さんにもっと知らせる機会というのは、確かにじゅうぶんでなかったかということだと思いますけれども、100人委員会の方には、立ち上がって間もなかった、そして、どういうふうにそれを提案していくのか、この機会を実際は部長さんとは相談したこともあるんです。立ち上がった直後で、やはり、なかなかそのタイミングというのか、そういったことも非常に難しかった。

例えば、もっと大きなテーマのインターチェンジの問題、これも議会には、必ず、全員協議会のあったとき、会合のあったときには、経過を説明しております。これについても、まだ100人委員会に、このインターチェンジの今までの経過についてもじゅうぶんな話までできておりません。ぜひ、たちまちは、総合開発、これからの総合計画、これを審議していただくというふうなところからスタートしたところでありまして、重要な課題について、これから私どももこの100人委員会に、町長から意見を聞く機会を、これからやっぱりつくっていかんとあかんなことは思っております。このインターチェンジの問題についても、ぜひ、説明をしていきたい、こんな思いでいっぱいではありますが、この特老問題については、やや不じゅうぶんであったということは思っていますが、今後、町広報を通じてなり、住民の皆さんに情報を提供していくことを精いっぱいやっていきたいなというふうに思っている次第です。

○議長(久保田九右衛門君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 13番 瀧 すみ江。

今後、町広報で説明をしていきたい。それは、きょう、結果が出てから事後の説明になるわけで、町民の意見を聞きたいと言われた、その姿勢には反すると私は考えます。それでしたら、9月1日に福祉部会があったんですから、なぜその場で説明をされなかったのか、ということが問われると思います。

きのうの100人委員会の中では、行政と100人委員会の信頼感とは何なのか、こういう核心に触れた問題にまで、皆さん、まじめに話し合っておられました。その町民の皆さんの熱い思いに反する行動を行政が行うということは、私は許されないとします。もっと町民の意見を聞いて、そして徹底審議をして、この問題を進めていただきたいと思いますが、再度、町長の答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) すべての問題を、例えば補正予算でもこれだけの議題がある、すべての問題を一々、住民の100人委員会にお伺いするというのも物理的にはできません。条例案でも、新しい条例案もある、いろんな条例、大事な改正案もある。どこからどこまで、こういった問題を100人委員会の皆さんにも情報提供しながら議論いただくのか、これは、やっぱり、おのずから限度があるわけですし、議会制民主主義のもとで、最終的には議会が最終判断をいただくという仕組みになっておりますから、その前段でこういったものについて、そこで住民の皆さんの意見をいただくのか、これは、それぞれの場面で今後とも判断をしていかなければならないと、こういうふうに考えております。

○議長(久保田九右衛門君) 5番 河村君。

○5番(河村善一君) 5番 河村善一です。

私も、特別老人ホームの建設については、その基本的な政策とか、そういうことについては賛成する立場でありますけれども、町長にも、あるいは副町長にもお話しすることがあったんですけども、やはり、この1億6,800万円という金額を出す、この金額を出すということは、町民1人当たり1万円程度のことになるんじゃないだろうかと思うんです。そういう意味における非常な負担については、やはり、町長、そうやっておっしゃいますけれども、じゅうぶんな説明ができてないんじゃないだろうか。

私の地域においても、特老のこういう計画があるがという話をしても、ほとんどの方がご存じない。やはり、もっと関心ある、皆さんの議題になって建設されなければ意味ないんじゃないだろうかというように私自身は思っておりますので、そういうような意見を持っております。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。4番 西澤君。

○4番(西澤久二雄君) 4番 西澤久二雄です。

町長にお尋ねします。公約にでも重要施設というふうな形でお話をされていたと思います。この特老は重要施設なのか、どうなのか、まず、1点お伺いします。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 住民の皆さんにとっては、非常に大事な、これは将来の安心のための大事な施設だというふうに考えておりますし、これが従来でしたら直営でやらんならんぐらいの仕事だというようなことを思っています。介護保険後、民間の力を借りながら充実していくということでございますけれども、大事な施設には間違いないというふうに思っています。

○議長(久保田九右衛門君) 4番 西澤君。

○4番(西澤久二雄君) 4番 西澤久二雄です。

今、重要施設というふうにおっしゃいました、町長は。重要施設は、町民に訴えて、ご理解を得てからというようなお話もされておられました。それは、どのようにされたか、町民の皆さんは、今、不安でならない。特老は必要やというご認識は9割以上あります。けど、中身が、1億6,800万円といいますと、びっくりされます。先ほど、瀧議員もおっしゃいました。やはり町民さんのお声を町政に反映させる、それが目的ではないんですか。それが、今般は全然、町民さんに説明を怠っていた、もっと慎重に審議すべきだと、私はこう思います。お考えをどうぞ。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 例えば、今年行いました消防センターは、もっと金額が大きかったと思いますけれども、議員各位は住民の皆さんの代表でありますから、直接民主主義制度も私は大事だと思いますけれども、それは、やっぱり、時宜適切に諮っていくべきというふうに思っているところですが、例えば義務教育施設なんかの整備については、もっと巨額が要ります。学校の整備ですら、大規模改修ですら、5億、6億と言われておる時代でありますから、それも大きな事業であります。

そこは、住民の皆さんにどういったものについて意見を聞いていくのか、今後とも、その辺はじゅうぶん考えていかなければならないというふうには思っています。幸い、100人委員会という仕組みもつくらせていただきましたので、どういったものを住民の皆さんにしていくのか、こういったものは、今後の手法としていろいろと検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長(久保田九右衛門君) 4番 西澤君。

○4番(西澤久二雄君) もう一度だけお伺いしておきます。

今後、この件について、町民さんにご説明は、先ほど言われたことでございますか。これ、今、立ちどまって、もっと、慎重審議をやり直す気持ちはあるんですか、ないんですか。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) もう、提案をさせてもらっています。過去4回にわたって議会には説明をさせていただいて、そして、この提案の運びになったと私は認識いたしております、現に提案をさせていただいておりますので、慎重審議をぜひ賜りたいというふうに思っております。

○議長(久保田九右衛門君) 14番 水野君。

○14番(水野清文君) 14番 水野です。

先ほどから聞いておりますと、議論がなかったとか、審議がしなかったとかいうようなお話を各議員さんがされておりますけれども、先ほど、副町長、町長からもお話がありましたように、何回となく全員協議会の中でお話がありました。前回も町長が19項目について詳しく説明されました。議長から、「意見はありませんか」「意見はありませんか」と、何回言われたか。だれひとり、うんともすんとも言わなかったじゃないですか。それを、今ごろになって、ああやな

い、こうやないて、議会制民主主義というものを忘れてるのですか。

100人委員会がどうのこうの、我々は選挙を受けてあがってきた議員ですよ。何百人の方々から負託を受けて、責任をもってあがってきたんですよ。まして、皆さん、公約に、障害者福祉、老人福祉は大事、皆さん、言ってこられたんじゃないですか。

○議長(久保田九右衛門君) 水野君、討論ではなく、質疑をしてください。

○14番(水野清文君) そういった意味で、私はぜひとも町長の言われるように、大事な施設ですから、お願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 今のは討論をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時17分

○議長(久保田九右衛門君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎修正動議の提出

○議長(久保田九右衛門君) ただいま、5番 河村善一君外6名の皆さんから、議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)に対する修正動議が提出されました。この修正動議は、2名以上の発議によりますので、成立いたしました。

修正案についての提出者の説明を求めます。5番 河村君。

〔5番 河村善一君登壇〕

○5番(河村善一君) それでは、議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)に対する修正動議を提案させていただきます。

上記の動議を地方自治法第115条の2および会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を提出します。

発議者は愛荘町議会議員河村善一、宇野義美、小杉和子、森野榮次郎、西澤久二雄、瀧 すみ江、辰巳 保でございます。

次のページでございます。

議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)に対する修正案でございます。

議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)の一部を次のように修正する。第2条、債務負担行為の補正の削除。債務負担行為の追加は、「第2表、債務負担行為の補正による」を削除する。

「第3条、地方債の補正。地方債の変更は、第3表、地方債修正による」を、第3条を第2条に、「第3表、地方債補正」を「第2表、地方債補正」に改める。

次の2ページが、「第2表、債務負担行為の補正」のこの部分を削除して、「第3表、地方債補正」を「第2表、地方債補正」とする。

以上でございます。慎重にご審議お願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより修正案についての質疑に入ります。

修正案についての質疑は特に理事者側の許可もいたします。

質疑ありませんか。6番 本田君。

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹、質疑をさせていただきます。

まず、発議者である小杉議員にお伺いいたします。

先ほどから皆さんが、特老については大変必要だということを聞いております。1億6,800万円、小杉議員のその1億6,800万円が高い根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 12番 小杉君。

○12番(小杉和子君) 12番 小杉和子。

特老は必要でございます。けれども、今言われましたとおり、1億6,800万円、私、高いとは言っておりませんが、この件に関して、もう少し、どういうふうにしていくかということを審議していただきたいと思います。それだけです。

○議長(久保田九右衛門君) 6番 本田君。

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹。

1億6,800万円が高いんじゃないということだと思いますけども、先ほどから、皆様のご意見を聞いていますと、高いという言葉が出ています。小杉議員の根拠的な金額、何ゆえにその1億6,800万円、根拠が出ていますと思いますけども、それに対しては、もっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 12番 小杉君。

○12番(小杉和子君) 12番 小杉和子。

本田さんがおっしゃいますとおりですけども、前は国・県が2分の1の補正案でした。それが、県の方が1億6,800万円ですので、同額を町が出していかならんのかということを審議してまいりたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 6番 本田君。

○6番(本田秀樹君) 県の補助金も1億6,800万円であります。町の補助金も1億6,800万円であります。同額の金額であります。愛荘町の補助金が県より高いならば仕方がないと思いますが、同額の金額を出そうという、この特老、何ゆえにそのような金額にこだわるのか、もう一度お願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 12番 小杉君。

○12番(小杉和子君) 12番 小杉和子。

介護保険制度が変わりまして、法人の方が補助金なしでもするというような問題が起きておりますので、国・県が2分の1、前の場合は市町村が4分の1という考えでいっていますので、あのもう少し金額が少のうなるのかなと思ひまして。

そしてまた、あの保険の件で、秦荘町の介護保険がだんだんと上がっていくということもありますので、もうちょっと慎重審議をしていただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 3番 森君。

○3番(森 隆一君) 3番 森です。

河村議員にちょっとお尋ねしたいんですが、私は、常々、老人福祉とそして障害者福祉に対しては、何としても町が面倒を見ていかなければならないと思っている一人であります。例えば、3,000万円の収入に対して7,000万円の経費を使うことよりも、毎年その4,000万円を出してあげた中で、例えば老人ホームをつくって、そして、なおかつ最悪赤字が出たらどうしようとか、最初から、スタートから経営が成り立つか成り立たないかという問題は論外でありまして、私は、まず、我々が企業を立ち上げるにしても、最初からつぶれることを計算して立ち上げるばかりはいませんので、私たちはそのことに対してはじゅうぶん理解をしていただきたい。

そして、河村君に振るわけですが、あなたは障害者福祉に対して、すぐく選挙に出るときも訴えてまいられたと思います。私は、今月いっぱい、グループホームもこれで開鎖になるということを聞いております。このことは、あなたたちも、障害者をもし持っていらしゃって、親の立場からすると、その子どもの面倒を見る義務があります。しかしながら、もし、親がなくなったときに、障害者の子はだれが面倒を見るかということになりますと、兄弟すら見ていただけない。そうすると、町が見ていく義務があると思います。

老人も一緒です。独居老人、今は、50坪ぐらいの土地の中に二世帯同居は、物理的にもう無理な時代が来ています。そうすると、どこがその老人の面倒を見ていくかとなると、やはり、町が見ていく義務があると思います。そういうことに対して、1億6,800万円が高いとか安いとかじゃなくて、私は2億円でも3億円でも出すべきだという理論でございます。県ですら1億6,800万円出してくれるんですから、町はもっと出すべきだと、僕は、当事者が町にいるわけですから、出すべき義務があると思います。そういうことに対して、どう考えていますか、教えてください。

○議長(久保田九右衛門君) 5番 河村君。

○5番(河村善一君) 私は、今日のこの修正動議に対する反対でございまして、すべてを否定しているわけではございません。慎重審議を求める意味におきまして、その意味での提案でございます。きょう、これ、採決されてしまいますと、もう、これ、全部出してしまふ、これは全部オーケーということであれば問題であるので、提案させていただいたということでございます。

もう一つ、障害者とその問題については非常に深刻な問題でございまして、障害者自立支援法につきましても問題は大きなことだと考えております。そのことにつきましては、12月議会でも質問していきたいと考えておりますけれども、今、当面においては、このことについてのじゅうぶんな審議がなされているとは思えないということで、提案させていただきました。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑はありませんか。9番 竹中君。

○9番(竹中秀夫君) 9番 竹中です。発議者の西澤久二雄議員にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど、西澤議員は、町長、執行部ですね、に対して、再々までの質問をされた。その点についてももちろんでございますけれども、この議案については、私は今日までから非常に興味も持たせていただいていた一人でもございます。また、少子・高齢化という非常に厳しい先行きが待っておるわけでございます。そういった中で、町長、提案者が、今日まで住民との対話があったかなかったかは、これは先ほど町長が答えたとおりでございますけれども、この施設に西澤議員さん、もちろん、町の監査委員もやっておられる関係上、今日まで、平成11年から菊水園並びにやまびこ等々に大枚な金をこれからも注ぎ込んでいかなくてはならない。これは、何をしてもこのような金額を出していくというようなことについて、もちろん西澤議員さんにもじゅうぶんなお考えがあつての先ほどの発言ではなかったかなと、こういうふうに思っておるわけでございます。

菊水園にせよ、やまびこにせよ、今日まで、この特老を提案されるに当たり、何回となく行かれたのか。行かれたのであれば、そこらの内容を、まずお聞きしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 4番 西澤君。

○4番(西澤久二雄君) 4番 西澤久二雄でございます。

今、竹中議員からのご質問の件で、最後の方からちょっと説明させていただきます。

最後の方は、菊水園あるいはやまびこに行ったかどうかという質問だったと思います。これは、私、そこには行かんと、書物という統計書類、そういうもので一応読ませていただいて、これは、介護保険制度に前の措置の場合に一応、1市7町ですか、何か分担してお金を出し合う、公共という立場で出しおうて、今も出している。まだ、これ、何年か先、出していくというようなことが書いてありました。

そして、先ほども申しあげましたように、もう1点、この施設に関連しては反対ではございません。というのは、先ほど私が町長に申しあげましたのは、公約にも書いていましたように、重要施設等の場合は、町民さんの意見をじゅうぶん尊重し、町民さんのお声を、というようなことの中で、果たしてそれが全うされたかどうかというようなことで、重要やで、もう少し慎重審議をしていただきたい、というようなことを言うたわけでございます。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩します。

休憩 午後 5時31分

再開 午後 5時32分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。。9番 竹中君。

○9番(竹中秀夫君) 今ほど、西澤議員は、菊水園にしろ、やまびこにしろ、そのような勉強等々は行ってないと、こういう答えであつたと思います。ならば、再度お尋ねをいたします。

今日まで、この菊水園にしても、やまびこにしても、やまびこは平成11年には秦荘町が、土地だけでも町長が出した、これにも書いておりますけれども、1億円。愛荘町、合併してですね、今日まで出した金ここに載っていますね、西澤議員さん。裏を見てください、裏を。表やないんやわ。もう数字は言いませんで、菊水園も載っていますね。これだけ国が補助をしている時でも、これだけかにかに大事であるかという施設に取り組んできた。当時の行政並びに議員、また住民の理解を得て取り組んできた。

今ここで、審議がなされていないとかいう意見等々も出ておりました。4月からこちら、7月、8月、9月、この中で、執行部も私はじゅうぶんな説明があつたと確信を持っております。その全員協議会の場所においても、西澤議員さんは、何すら発言がなかったと私は記憶をしております。

このような大事なご意見を述べられるのであれば、また、住民にも知らしめるとかいうのであれば、住民の負託を得た議員が、全員協議会なり、今議会場なりで発言をするのは私は議員に課せられた宿命である、このように思っております。なぜ、この金額が、先ほど、本田議員との重複になろうかと思いますが、理解ができないのか、何に理解ができないのか、どの点を指摘するのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 4番 西澤君。

○4番(西澤久二雄君) じゅうぶん審議がなされていないとか、こういう問題は、私の観点の考え方を申させていただきますと、全協という場合は、説明されて、それを聞く場、本会議で議論を戦わす場という、私の思いがあります。

といいますのは、仮に、どこからでも監査請求が出た場合に、議事録が重視されるということになろうかと思います。全協での議論は恐らく密室というような形であろうかとも思います。そういう場で、本日、いろんな意見を言わせていただく。まして、皆さんもそうでありますように、町民さんの負託を受け、町民さんの意見をお聞きし、町政に反映させるのが我々議員の立場やと、こういう認識を私も持っております。そういう意味で、本会議が議論の場だと、私はこういうふうに思っております。

それから、金額に理解というのは、きょうは、そういう形で、1億6,000万円が高いと私は言いません。町民さんが、こうこう、こうですよと言ったときに、「えっ」と驚かれるとは言いました。けど、金額が高いとか、これに反対やとか、申しあげた覚えはございません。

それから、最後、何でしたか。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩します。

休憩 午後 5時37分

再開 午後 5時37分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。4番 西澤君。

○4番(西澤久二雄君) 西澤久二雄でございます。

今、おっしゃいました、この1億6,800万円というような議論、どうやというようなことですが、先ほども言われましたように、私の観点といたしまして、この介護保険制度までは、先ほども言われましたように、国が2分の1、県・町が4分の1ずつというような形で今までは補助を出してきたと思います。

それで、いろいろなことがあります。私は、建設費に1億6,000万円を、同じ使うんやったら、出していいのかどうか、そしてまた、それは、医療事業団から4億何十かが借りられる、その利子補てんという手も、どこかの施設ではあったような記憶をしております。それで、出すとか、出さんとかいうのではなくして、出し方にもいろいろ慎重審議が必要ではないか、というようなことを、これを全面的にベケやとか、そういうものやないというふうに私は思っております。

○議長(久保田九右衛門君) 竹中君。

○9番(竹中秀夫君) ちょっとこれ、言う方も、何や知らん、勘が狂ってきて、もう1点、西澤議員さんにお尋ねといいたいですか、教えていただきたい点もございしますので、発言させていただきたいと思います。

西澤議員さんは町の監査委員でもございしますし、これまた、監査の審査もしていかならん場面が来ようかと思えます。まして、町長提案の中の監査委員さんでもございしますので。

私が先ほど、あなたにお尋ねしておるのは、1億6,800万円に対して、どのような、簡単に言いますと、中身の使い方ですね、そういう点もじゅうぶんに把握しておるのか、いないのか。じゅうぶんにしておろうかと思えます、今日まで3回、4回となく、そういう場所があったということでございしますので。あなたの力量のあるところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時40分

再開 午後 5時42分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。4番 西澤君。

○4番(西澤久二雄君) すいません、西澤久二雄でございます。

今、議員さんから、1億6,800万円に対しての中身の使い方というようなことをおっしゃいましたが、これ、私は、建設費に1億6,800万円を補助されるという理解を持っておりますので、中身を云々と言われても、ちょっとその辺がわかりかねるというので、問い直したわけでございます。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) ちょっと、横からお話を差し挟むようではございますけれども、県が何で1億6,800万円を補助するのか、ぜひ、これは皆さんでお考えいただきたい。国が県へまわった状態になっています。もともと国も補助していたんですけど、国は、一般財源化した、交付税で見たと、わけのわからんことを言うて打ち切りましたけれども、その分を含めて県が補助している、この制度の意味は何でなのか。一番地元である、皆で支えなければならぬこの介護保険制度、施設も含めてですね、そういうものを考えれば、地元の町が知らん顔をして1銭も出さんと、はい、どうぞやってくださいと、そんなことで済むはずがない。私はそういうふうに思います。

それから、もう一点、議論の場が本会議場だと言われました。これは、私は、本会議に提案する前に、やはり、いろいろと大事なことは皆さんに提案をしながら、それまでに議論をいただいて、そして、それを集約したものを案にしてまとめて上げていくというのが正しいと思っています。本会議でしか議論できないのやったら、全員協議会をいつも本会議にしていいただいて、そこでやっていただかんことになりますので、ここは特別委員会も、常任委員会もあるんです。そういう場も開いていただくなり何なりして、提案するまでに議論をいただく、そういう場をぜひ設定していただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ございませんか。11番 森野君。

○11番(森野榮次郎君) 町長に2点ばかりお尋ねをいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 森野君、提案者の方から……

○11番(森野榮次郎君) いやいや、今、話題になったから言うんです。今、おっしゃったから言うんです。

○議長(久保田九右衛門君) この議案に対しての質疑……

○11番(森野榮次郎君) はい、この議案についてであります……

○議長(久保田九右衛門君) ちょっと、やめてください。

○11番(森野榮次郎君) いや、ごく簡単なことですから。

先ほどの町長の方から……

○議長(久保田九右衛門君) ちょっと待ってください。提案者に対しての質疑をしてください。

○11番(森野榮次郎君) いや、だから、言ってるんです。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩します。

休憩 午後 5時44分

再開 午後 5時45分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。本田君。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時46分

再開 午後 5時46分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の順序は、まず、町長提案の本案に対する賛成者、続いて反対者、次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

まず、町長提案の本案に賛成の発言を許します。町長提案の本案です。それに対しての討論をお願いします。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

次に、町長提案の本案に反対者の発言を許します。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)、本案に対して反対討論を行います。

今、集中審議という状況がとられています。特別養護老人ホーム建設補助金、これについての債務負担行為について、私は、やはり愛荘町にとってよい施設をつくる、そのためにはどうあるべきか、質疑の段階で明らかになったということを申しあげました。その観点から、いまだ、その立場で議論を行うことが、今、重要である、このことを申しあげて、反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。15番 宇野君。

○15番(宇野義美君) 修正案について、賛成の立場で討論をいたします。

今、いろいろご議論をいただいておりますけれども、これは大変に重要な問題でもございます。また、この施設そのものが立ち上がり、その後の問題もいろいろと考へていかねばならぬ問題がいろいろございます。

○議長(久保田九右衛門君) 以上で議案第86号の討論は終了です。討論は終了です。

もう一つは、まず第一に受益者が広域であるという観点から見ますと、過去の流れもございましてしょうけれども、これは、やはり広域で対応していくべきではないのか、というような意見を持っております。あるいは、この債務負担行為において、この負担方法その他にもいろいろな方法論があるかと思しますので、そうしたことをもう一度審議をし直すという意味で賛成討論をさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより、議案第86号を採決します。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩します。

休憩 午後 5時50分

再開 午後 5時51分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第86号を採決します。

表決の順序は、会議規則第88条第3項の既定により、修正案から表決を行います。

まず、町長提案に対する、5番 河村善一君外6名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 起立少数です。よって、5番 河村善一君外6名から提出された修正案は否決されました。

次に、町長提案の表決を行います。

町長提案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。よって、議案第86号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第12、議案第87号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君) 議案第87号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,015万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,175万2,000円とするものでございます。

事項別明細書の45ページをお願いいたします。

まず、歳入で、国庫支出金の療養給付費等負担金でございますが、509万8,000円の増額でございます。平成17年度国民健康保険療養給付費等負担金、老人保健医療拠出金負担金および介護納付金負担金事業の実績による精算分の増額でございます。

次に、療養給付費交付金101万9,000円ですが、これは過年度分の退職者医療交付金の過年度の精算による追加の交付金分でございます。

次に、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金で1,179万円、これは国民健康保険法の改正によりまして現行の高額医療費共同事業につきまして、対象医療費を70万円から80万円に引き上げられたことによるもので、この18年の4月から適用となっております、その増額分1,179万円でございます。

次に、保険財政共同安定化事業交付金が5,869万7,000円の増額でございます。これも、国民健康保険法の改正によりまして、都道府県内の市町村の国保間の保険料の平準化および財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費について都道府県単位で行う市町村が連合会に拠出する保険財政共同安定化事業を創設するものでございまして、平成18年、この10月から実施をするものでございます。

46ページの方で、繰入金ですが、一般会計の繰入金で2,135万8,000円の減額。一般会計で772万1,000円、事務費

寺の繰入金で1,363万7,000円の減額でございます。

次、繰越金で、その他繰越金で490万6,000円の増額です。前年度の繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、まず、総務費の一般管理費では財源補正、次の保険給付費で一般被保険者の療養給付費、退職被保険者等の療養給付費、審査支払手数料、いずれも財源補正でございます。

続いて、保険給付費の一般被保険者の高額療養費も財源補正でございます。

次に、共同事業拠出金で、高額医療費の拠出金、先ほど申しました対象医療費が70万円から80万円に引き上げられたものによるものでございまして、685万9,000円の減額です。連合会の積算によるもので、当初と比較しまして、この額が減額となるものでございます。

次に、保険財政共同安定化事業拠出金、10月から実施をしまして、一律30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出金でございます。6,701万円の増額でございます。国保連合会の方の積算額によるものでございます。

次の、保険財政共同安定化事業事務費拠出金ですが、これも補正額が上がってくるはずですが、まだ連合会の方から提示がないために、窓あけということで1,000円を増額計上させていただきました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

ただいまの議案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第87号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(久保田九右衛門君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開はあす9月14日です。午前9時より第4会議室で全員協議会、それに引き続き本会議を開きます。よろしくお願い申し上げます。

大変お疲れさんでございました。ご苦労さんでした。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

平成18年9月愛荘町議会定例会

2日目(平成18年9月14日)

開会:午前09時40分 延会:午後02時25分

議会日程

- 日程第 1 議案第 88号 平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第 89号 平成17年度秦荘町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第 90号 平成17年度秦荘町国民宿舎特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第 91号 平成17年度秦荘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第 92号 平成17年度秦荘町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第 93号 平成17年度秦荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第 94号 平成17年度秦荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第 95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 9 議案第 96号 平成17年度愛知川町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第10 議案第 97号 平成17年度愛知川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第11 議案第 98号 平成17年度愛知川町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第12 議案第 99号 平成17年度愛知川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第100号 平成17年度愛知川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第101号 平成17年度愛知川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第102号 平成17年度愛知川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第16 議案第103号

平成17年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第17 議案第104号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事
共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第18 議案第105号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて

日程第19 議案第106号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

日程第20 議案第107号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め
ることについて

日程第21 議案第108号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

日程第22 議案第109号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め
ることについて

日程第23 議案第110号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め
ることについて

日程第24 議案第111号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め
ることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第113号 契約の締結につき議決を求めることについて

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎(13:16～)
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 久保田九右衛門

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君) 皆さん、おはようございます。

森野繁次郎議員より本日欠席届が出ておりますので、お知らせしておきます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（久保田九右衛門君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程の追加

○議長（久保田九右衛門君） お諮りします。ただいま議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保田九右衛門君） 異議なしと認めます。よって、議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（久保田九右衛門君） 追加日程第1、議案第113号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監（細江新市君） おはようございます。

それでは、議案第113号につきましてご説明申し上げます。契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。記といたしまして、

- 1、契約の目的、平成18年度工事第36号役場進入路道路改良工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約金額、4,729万7,250円。
- 4、契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1117番地5、氏名、竹山建設株式会社代表取締役竹山文一。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田九右衛門君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保田九右衛門君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保田九右衛門君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保田九右衛門君） 全員賛成です。よって、議案第113号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第88号～議案第102号の上程、説明

○議長（久保田九右衛門君） 日程第1、議案第88号 平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第15、議案第102号 平成17年度愛知川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

その前に、説明が長くなると思いますので、座ったまま自席で説明をしていただきたいと思います。副町長。

○副町長（宇野一雄君） おはようございます。

それでは、3町にありますが、秦荘町、愛知川町、愛荘町の決算の説明を私の方からさせていただきます。議長のア

解を得ましたので、自席で座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書49ページをお願いいたします。

議案第88号 平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。

本年2月13日、秦荘町、愛知川町は合併いたしまして愛荘町となりましたので、今議会に提案申し上げております決算の認定につきましては、秦荘町一般会計と秦荘町の6つの特別会計、また愛知川町の一般会計と愛知川町の7つの特別会計、また愛荘町の一般会計と8つの特別会計でございます。したがって、これらの決算処理の方法につきましてご説明を申し上げます。

今回の合併は新設合併でございまして、旧両町は2月12日付けで打ち切り決算といたしました。2月13日からの旧両町におけます事務事業等につきましては、新町において承継することとして処理をいたしております。

新町の予算でございますが、歳入につきましては、旧町の歳入予算額から2月12日までの収入見込み額をマイナスしまして、2月13日からの追加または減額見込み額をプラスした予算額、また、歳出につきましては、旧町の歳出予算額から2月12日までの支出見込み額をマイナスしまして、2月13日からの追加または減額見込み額をプラスした予算額を計上いたしました。

決算につきまして、今ほども申し上げましたとおり、旧両町は打ち切り決算といたしまして、債務や未徴収金につきましては新町に引き継ぐ必要がありますことから、収入に合わせた調定や支出に合わせた負担行為の減額はいたしておりません。

こうしたことから、新町の予算におきまして事務を引き継いでいることを明らかにするために、合併期日の2月13日付けで、新町の調定額につきましては、旧両町の調定額から旧両町の収入済額をマイナスした数値、また、新町の負担行為額につきましては、旧両町の負担行為額から旧両町の支出済額をマイナスした数値で処理をいたしております。

したがって、平成17年度の調定額は、旧両町の収入済額と新町の調定額を合算した額でございます。収入未済額は、愛荘町決算の収入未済額が平成17年度の収入未済額となります。

それぞれの説明につきましては、各町の一般会計特別会計決算書の最初のページでございます歳入、歳出の表によりご説明申し上げます。説明中、何ページから何ページという表現をいたしますが、それにつきましてはながしていただいて結構かと思います。ページをお願いする場合は、どのページをお願いしたいということでお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊の決算書、秦荘町「平成17年度滋賀県愛知郡秦荘町歳入歳出決算書」の2ページをお願いいたしますと存じます。

まず、歳入について説明申し上げます。なお、歳入予算につきましては、単に歳入の見積もりでございますので、予算現額欄および予算現額と収入済額との比較欄は説明を省略させていただきます。

なお、歳出予算につきましては、見積もりであると同時に、支出の限度や内容を制限する拘束力を有しておりますので、歳出につきましては予算現額から入ってきたいというように思います。

まず、款、町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税合わせまして、調定額8億9,403万3,312円、収入済額8億2,962万1,732円、収入未済額6,441万1,580円でございます。収入未済額につきましては、先ほども申しましたように、旧町打ち切り決算といたしますので、全額を新町に引き継ぎいたしております。なお、収入未済額のうち2,192万3,361円につきましては、詳細は7、8ページにございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税に係ります滞納繰越分でございます。

次、款、地方譲与税でございますが、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税合わせまして、調定額、収入済額とも同額で5,520万5,000円でございます。

款、利子割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で314万円でございます。

款、配当割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で108万1,000円でございます。

款、株式等譲渡所得割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で6,000円でございます。

款、地方消費税交付金でございますが、これも調定額、収入済額とも同額で4,831万5,000円でございます。

款、自動車取得税交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で2,276万円でございます。

款、地方特例交付金でございますが、これも調定額、収入済額とも同額でございます。2,725万7,000円でございます。

款、地方交付税でございますが、調定額、収入済額とも同額で11億1,407万5,000円でございまして、そのうち、11ページの中ほどにございますが、普通地方交付税が10億5,720万円、特別地方交付税が5,685万5,000円でございま

す。

款、交通安全対策特別交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で62万円でございます。

次に、3ページの款、分担金および負担金でございますが、調定額5,326万1,000円、収入済額4,659万9,480円でございます。詳細は12ページにございますが、負担金につきましては、老人保護施設措置費負担金、保育所入所児童保護者負担金、学童保育保護者負担金等でございます。収入未済額666万1,520円につきましては、主に保育所入所児童保護者負担金で、新町に引き継いでおります。

次に、款、使用料および手数料でございますが、使用料、手数料合わせまして、調定額4,713万6,524円、収入済額4,714万8,724円でございます。詳細は13ページから14ページにございますが、使用料につきましては、改良住宅使用料、幼稚園保育料、町民文化ホール使用料等がございます。手数料につきましては、一般廃棄物処理業許可申請手数料等がございます。

款、国庫支出金でございますが、国庫負担金、国庫補助金、委託金合わせまして、調定額5,600万8,726円、収入済額5,379万8,666円でございます。詳細は15から16ページにございますが、国庫負担金につきましては、保育所運営費国庫負担金、児童手当被用者負担金、児童手当被用者特例給付負担金、保険基盤安定負担金等がございます。国庫補助金につきましては老人医療費適正化対策事業補助金、委託金につきましては国民年金事務委託金、外国人登録事務委託金等がございます。収入未済額221万60円につきましては、新町に引き継ぎをいたしましたところでございます。

款、県支出金でございますが、県負担金、県補助金、委託金合わせまして、調定額8,608万9,458円、収入済額7,621万9,458円でございます。詳細は16ページから20ページにございますが、県負担金につきましては、保育所運営費県負担金、児童手当被用者特例給付負担金等がございます。県補助金につきましては、個性輝く自治活動支援補助金、地域総合センター運営費等補助金、福祉医療助成事業補助金、心身障害者共同作業所入所事業補助金、みんなでがんばる集落営農推進事業補助金、農業委員会交付金、企業内同和問題研修事業等補助金等がございます。委託金につきましては、県民税徴収委託金、国勢調査委託金、衆議院議員選挙委託金、河川愛護活動事業委託金、アーチェリー場管理委託金等がございます。収入未済額987万円につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

款、財産収入でございますが、財産運用収入、財産売却収入合わせまして、調定額、収入済額とも同額で787万8,718円でございます。詳細は21ページにございますが、財産運用収入につきましては、財政調整基金、減債基金等各種基金の利子でございます。財産売却収入につきましては、里道・水路を売却しました法定外公共物売却収入、資料館グッズや町史を売却しました物品売却収入等でございます。

款、繰入金でございますが、調定額、収入済額とも同額で1億4,010万円でございます。詳細は22から23ページにございますが、財政調整基金、地域基盤整備基金からの繰入金でございます。

款、繰越金でございますが、調定額、収入済額とも同額で9,868万8,025円でございます。前年度からの繰越金でございます。

次に、4ページにかけてでございますが、款、諸収入でございます。延滞金加算金および過料、町預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入合わせまして、調定額8,529万4,963円、収入済額8,528万5,563円でございます。詳細は23ページから27ページにございますが、国民健康保険高額療養費貸付金元利収入、土地改良区事務受託金、コミュニティ助成金、給食費、検診負担金、可燃ごみ袋代、そして26ページをお開きいただければありがたいと思います。26ページの備考欄の下段にございますが、雑入で1,965万9,517円ございます。これにつきましては、県道雨降野今在家八日市線にかかります県からの移転補償料等を、いったん歳入歳出外現金で受けておりましたものを、一般会計に受け入れをし直したというものでございます。

また元へ戻っていただきまして、款、町債でございますが、減税補てん債、臨時財政対策債を発行したものでございまして、調定額、収入済額とも同額で1億7,660万円でございます。

歳入合計でございますが、調定額29億1,754万4,726円、収入済額28億3,439万4,366円でございます。収入未済額8,315万360円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、5ページをお願いしたいと思います。歳出でございますが、まず款、議会費、項、議会費でございますが、予算現額5,663万4,000円、支出済額5,014万4,267円で、主に議員報酬や事務局職員の人件費等に要した経費でございます。不用額648万9,733円につきましては、歳入と同様打ち切り決算のため、新町に引き継ぎいたしました。

款、総務費でございますが、予算現額8億7,419万8,000円、支出済額4億3,768万6,844円で、項、総務管理費、支出済額3億4,557万5,131円につきましては、詳細は29ページから37ページ上段までにございますが、特別職、一般職等に係る人件費、光熱水費、庁舎のメンテナンス経費、30ページの工事請負費910万7,307円につきましては、秦荘庁舎

におけます漏水補修等を施行したものでございます。そして、町制50周年記念式典等の経費、合併準備、有線放送、テレビ放映の委託、各種協議会等の負担金、地方バス路線運行維持対策事業補助金、コミュニティ助成金、愛知郡広域行政組合負担金、人権推進等々に要した経費でございます。項、徴税费、支出済額は5,302万9,136円でございまして、詳細は37から38ページにございますが、町税の課税、徴収等に要した経費でございます。項、戸籍住民基本台帳費、支出済額357万330円につきましては、戸籍住民基本台帳の適正な管理や住民票等の発給等に要した経費でございます。項、選挙費、支出済額1,158万8,708円につきましては、衆議院議員、農業委員会委員の選挙執行に要した経費および選挙管理委員会の運営等に要した経費でございます。項、統計調査費、支出済額300万4,915円につきましては、指定統計等の実施に要した経費でございます。款、監査委員費、支出済額47万6,496円につきましては、監査委員事務局の運営に要した経費でございます。項、ふるさと創生費、支出済額2,044万2,118円につきましては、夏まつり実行委員会委託、海外体験団委託およびバス運行管理委託に要した経費でございます。総務費の不用額4億3,651万1,156円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、民生費でございますが、予算現額8億3,404万9,000円、支出済額7億478万9,275円で、項、社会福祉費、支出済額5億1,497万4,379円につきましては、詳細は43ページから50ページにございますが、社会福祉担当職員の人件費、町社会福祉協議会の補助金、民生児童委員協議会活動補助金、地域療育事業補助金、心身障害者福祉事業補助金、福祉医療費、社会福祉施設のメンテナンス等委託料、そして46ページの中ほどにございますが、工事請負費につきまして、長塚総合センターの壁あるいは天井等の改修および玄関のバリアフリー工事を行ったものでございます。また、いきいきデイサービス事業委託料、在宅介護支援センター運営事業委託料、特別養護老人ホームやまびに建設費補助金、特別養護老人ホーム菊水園運営補助金、老人保護措置費、そして介護保険特別会計繰出金等々に要した経費でございます。そして、項、児童福祉費、支出済額1億8,981万4,896円につきましては、詳細は50ページから52ページでございますが、放課後等児童保育委託料、保育所運営補助金、障害児保育事業補助金、低年齢児童保育事業補助金、扶助費といたしまして児童手当被用者等、町のぞみ会活動補助金等々でございます。民生費の不用額1億2,925万9,725円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、衛生費、項、保健衛生費で、詳細は52ページから56ページにございますが、予算現額2億858万2,000円、支出済額1億9,123万1,882円で、休日急病診療所の分担金、伝染病予防委託料、ごみ収集処理運搬処理業務委託料、郡広域行政組合分担金、湖東広域衛生管理組合分担金、一般廃棄物処理合理化計画に基づく補償補てん金、老人保健共同電算処理委託料と、保健センターメンテナンス経費等々に要した経費でございます。衛生費の不用額1,735万118円につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

款、農林水産業費でございますが、予算現額1億3,377万5,000円、支出済額8,455万3,622円で、項、農業費、支出済額3,583万3,998円につきましては、詳細は56ページから58ページでございますが、農業委員会の運営経費、農林担当職員の人件費、湖東農業管理センター負担金、愛知農業共済水田農業活性化対策事業補助金、営農促進条件整備補助金、愛知中部カントリー施設改修事業補助金等に要した経費でございます。項、農地費、支出済額4,340万1,967円につきましては、詳細は58ページの中段以降59ページにございますが、愛知川沿岸土地改良区協力費、国営新愛知川用水事業推進協議会負担金、ほ場整備事業地元分担金償還補助金、愛知川沿岸土地改良区補助金等に要した経費でございます。項、林業費でございますが、支出済額551万7,657円につきましては、詳細は60ページにございますが、有害鳥獣駆除委託料、森林整備地域活動支援交付金、小規模間伐作業道整備事業補助金等に要した経費でございます。農林水産業費の不用額4,922万1,378円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、商工費、項、商工費で、詳細は60ページ下段から62ページにございますが、予算現額1,399万円、支出済額1,292万6,674円で、金剛輪寺荘に隣接します秦荘テニスコートの借地料といたしまして、勤労者余暇利用施設用地借地料32万2,125円、町商工会補助金、小口簡易融資資金貸付金、国民宿舎等用地借地料、町観光協会補助金等に要した経費でございます。商工費の不用額106万3,326円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、土木費でございますが、予算現額4億5,245万4,000円、支出済額2億6,006万7,889円でございまして、項、土木管理費につきまして、詳細は62ページ下段から64ページ上段でございますが、土木業務担当職員の人件費あるいは各種協会等負担金、下水道事業特別会計繰出金等に要した経費でございます。支出済額は2億3,113万1,028円でございまして、項、道路橋梁費、支出済額2,745万6,276円につきましては、詳細は64、65ページでございますが、町道上蚊野島川線ほか道路維持管理委託料、町道名神国8線ほか区画線維持管理工事、安孫子地区ほか水路工事測量設計委託料、町道名神国8線道路改良工事で、第1工区、第2工区、65ページ上段にございますが、公有財産購入費につきましては、蚊野地先における名神国8線道路拡幅用地の購入費、ダム公園芝管理委託料等々に要した経費でございます。次に、6ページをお願いしたいと思います。項、河川費、支出済額389万8,385円につきまして、この詳細は65ページ下段から66ページにございますが、河川敷広場管理委託料、河川愛護補助金、急傾斜地

崩壊対策に係ります測量設計委託等に要した経費でございます。土木費の不用額1億8,538万6,111円は、新町に引き継ぎいたしました。

款、消防費、項、消防費でございますが、詳細は66ページから68ページでございますが、予算現額1億9,106万4,000円、支出済額1億2,335万5,558円でございます。消防大会出場激励経費、消防協会愛知支部負担金、郡広域行政組合負担金、安心して住めるまちづくり事業補助金、消防団員退職報酬金掛金、町防災行政無線保守点検委託料等に要した経費でございます。消防費の不用額6,770万8,442円につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

款、教育費でございますが、予算現額5億7,935万3,000円、支出済額4億8,229万9,331円でございます。項、教育総務費、支出済額1億4,297万5,834円につきましては、詳細は69ページから71ページでございますが、教育委員会の運営経費、教育委員会事務局職員の人件費、70ページ中段にございますが、人材派遣委託料といたしまして、秦荘東小学校の調理員、用務員、秦荘西小学校の調理員の派遣を受けたものでございます。また、ALTの派遣を受けるに要する経費、郡少年指導センター分担金、要・準要保護児童生徒援助費等に要した経費でございます。項、小学校費、支出済額8,100万3,031円につきましては、詳細は71ページ下段から73ページ中段にございますが、秦荘東、西両小学校の運営経費でございます。教育教材の購入、施設の各種メンテナンス等委託料、そして72ページ下段にございますが、教育施設等整備工事といたしまして、秦荘東、西小学校のグラウンド改修等に要した経費でございます。項、中学校費、支出済額3,968万8,883円につきましては、詳細は73ページから75ページ上段にございますが、秦荘中学校の運営に要した経費でございます。教育教材の購入、施設の各種メンテナンス等委託料、そして74ページ中段にございますが、教育施設等整備工事といたしまして、秦荘中学校グラウンドトイレ改修等に要した経費でございます。項、幼稚園費、支出済額7,457万3,207円につきましては、詳細は75ページから76ページ上段にございますが、秦荘幼稚園の運営に要する経費でございます。教材の購入、あるいは施設の各種メンテナンス等委託料、スクールバス2台分の車両管理に要した経費でございます。また、76ページ中ほどにございます公有財産購入費につきましては、秦荘幼稚園移転用地でございます。当幼稚園は老朽化が著しく、雨漏れ等漏水がひどく、グラウンド、遊園地、職員室等が狭隘なため、5,982㎡を購入したものでございます。項、社会教育費、支出済額6,892万383円につきましては、詳細は77ページから87ページにございますが、社会教育指導員等の報酬、愛犬管内派遣主事共同設置補助金、公民館にかかる各種メンテナンス等委託料、心を結びあふるさとづくり事業集落補助金、文化財の発掘等に要する経費、依智秦氏の里古墳公園等管理委託料、軽野神社防災設備工事補助金、町同和教育推進協議会補助金等々でございます。そして、ハーティセンターの自主事業といたしまして、昨年度、島倉千代子のトーク・歌謡ショーを催したものでございまして、申しあげました等々に要した経費でございます。項、保健体育費、支出済額2,013万1,920円につきましては、詳細は82ページから84ページにございますが、体育指導員等の報酬、各種スポーツ大会等委託料、総合型地域スポーツクラブ補助金、勤労者体育施設の管理運営に要する経費でございます。83ページの工事請負費につきましては、武道館の防水工事等に要したものでございます。また、県から委託を受けております県立アーチェリー場の管理運営に要する経費、アーチェリー場の用地借上料等に要した経費でございます。

項、資料館費、支出済額2,605万8,439円につきましては、詳細は84から85ページにございますが、運営委員の報酬、資料館運営に必要な各種経費および各種メンテナンス等委託料に要した経費でございます。項、図書館費、支出済額2,894万7,634円につきましては、詳細は86ページから87ページの上段でございますが、秦荘図書館の管理運営に要する経費でございます。各種メンテナンス等の委託料、図書購入費等に要した経費でございます。教育費の不用額9,705万3,669円につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

款、公債費、項、公債費でございますが、予算現額5億1,520万円、支出済額2億9,435万7,020円につきましては、87ページにございますが、既に発行いたしております長期債の償還元金および償還利子に要した経費でございます。公債費の不用額2億2,084万2,980円につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

款、諸支出金、款、予備費につきましては、執行いたしておりません。

歳出合計でございますが、予算現額38億6,230万円、支出済額26億4,841万2,362円で、不用額12億1,388万7,638円につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

次に、89ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、ただいまご説明申しあげましたとおり、歳入総額28億3,439万4,366円、歳出総額26億4,841万2,362円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも1億8,598万2,004円でございます。

次に、90ページの財産に関する調書でございますが、1、公有財産のうち、(1)土地および建物につきましては、土地の決算年度中の増減でございますが、90ページの中ほどにございます西駐在所の219㎡の減につきましては、駐在所の建物敷地は県有地ということになりますので、219㎡につきまして、旧駐在所敷地と等価交換をしたものでございます。91ページ上段の幼稚園の5,982㎡の増につきましては、先ほども申しあげましたが、秦荘幼稚園の老朽化が

著しい等から、移転用地として購入したものでございます。土地の決算年度中の増減につきましては、トータルで5,763㎡の増で、決算年度末現在高につきましては、19万1,724㎡でございます。

建物でございますが、91ページ下段の秦荘コスモス共同作業所における木造建物277㎡の増につきましては、町有地に社会福祉協議会が木造建物を建築し、昨年12月、旧秦荘町に寄付があったもので、この建物を秦荘コスモス共同作業所としてコスモス共同作業所運営協議会に對しまして町が貸し付けているものでございます。建物の増減はこれだけでございまして、決算年度中の増減につきましては277㎡で、決算年度末の現在高につきましては、4万6,590㎡ということになります。

次に、92ページの有価証券でございますが、決算年度中増減額24円につきましては、預金利子でございます。(3)の出資による権利でございますが、決算年度中の増減額につきましては、県信用保証協会に対する出捐金16万円でございます。

次に、93ページ、3の基金でございますが、財政調整基金1億2,450万円、地域基盤整備基金1,560万円を取り崩したものでございます。また、土地開発基金でございますが、土地2万2,421.23㎡のうち、これにつきましては記載方法を今年度から面積を書きましたので、その内訳を申しあげますと、ただいま言いました2万2,421.23㎡のうち、1万9,671.23㎡につきましては、旧秦荘町において昭和45年から工業誘致のため内陸工業用地として土地の買収に着手しておりますが、すべての地権者に協力を得ることができず、既に買収しました土地が土地開発基金に残っているものでございます。そして、2,750㎡につきましては、平成5年2月、宇曽川リバーサイド事業の代替用地として買収いたしておりますが、この事業も実現しなかったということで、土地開発基金に残っているものでございます。

以上、17年度秦荘町一般会計歳入歳出、決算書の状況でございます。

次に、議案書の50ページをお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時37分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長(宇野一雄君) それでは、議案書の50ページをお願いいたします。

議案第89号 平成17年度秦荘町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、秦荘町「平成17年度滋賀県愛知郡秦荘町歳入歳出決算書」の95ページをお願いいたしますと存じます。

特別会計につきましても、旧町から新町への移行につきましては、一般会計と同様打ち切り決算といたしておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、事業も一定の成果をおさめた経緯から、貸付事業は実施しておらず、貸付金の償還にかかる事務および起債の償還にかかる事務を行っております。

歳入につきましては、詳細は97から98ページにございますが、款、繰越金22万1,160円でございますが、前年度からの繰越金でございます。款、諸収入、項、貸付金元金収入につきましては、調定額84万9,317円、収入済額74万4,525円でございます。住宅改修3人分で、収入合計は、調定額107万480円、収入済額96万5,688円、収入未済額10万4,792円でございます。収入未済額につきましては新町に引き継ぎをいたしました。

96ページの歳出で、詳細は99ページにございますが、款、公債費、項、公債費につきましては、予算現額100万円、支出済額49万9,270円でございます。長期借償還元金および利子でございます。歳出合計は、予算現額120万円、支出済額49万9,270円、不用額70万730円で、不用額につきましては新町に引き継ぎをいたしております。

100ページをお願いしたいと思うんですが、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額96万5,688円、歳出総額49万9,270円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で46万6,418円でございます。

次に、議案書51ページにお戻りいただきたいと思います。

議案第90号 平成17年度秦荘町国民宿舎特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、秦荘町「平成17年度滋賀県愛知郡秦荘町歳入歳出決算書」の102ページをお願いいたします。

この特別会計は、国民宿舎金剛輪寺荘を設置条例に基づき設置いたしておりますので、建設資金の起債償還用に

特別会計を談じたものでございまして、起債の償還は平成12年度に終わっておりますが、近江鉄道との経営委託契約が継続いたしておりますので、この特別会計を存続させておりますが、特に執行経費はございません。これらのことにより、歳入につきましては、前年度からの繰越金3,441円で、103ページの歳出につきまして支出済額はございません。

次に、106ページの実質収支に関する調書でございしますが、歳入総額3,441円、歳出総額0円、歳入歳出差引額、実質収支とも同額で3,441円でございます。

次に、議案書52ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第91号 平成17年度秦荘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、秦荘町「平成17年度滋賀県愛知郡秦荘町歳入歳出決算書」の108ページをお願いいたします。

歳入につきまして、詳細は112ページから118ページにございますが、款、国民健康保険税、使用料および手数料、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、高額医療共同事業交付金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額4億8,269万2,461円、収入済額4億6,867万3,453円、収入未済額1,401万9,008円でございます。収入未済額のうち、国民健康保険税569万3,008円につきまして、現年課税分で260万9,400円、滞納繰越分で308万3,608円でございます。

110ページの歳出につきまして、詳細は119ページから126ページにございますが、款、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、高額医療費拠出金、保険事業費、基金積立金、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額5億7,100万円、支出済額4億6,766万7,554円、不用額1億333万2,446円でございます。収入未済額、不用額とも新町に引き継いでおります。

なお、この決算時点での対象者でございますが、2月12日現在では人数把握が困難ということでございますので、2月末現在で、世帯数は1,309世帯、被保険者総数は1,856人で、一般被保険者は1,528人、退職被保険者等は328人、老人保健医療給付対象者が1,193人となっております。

次に、127ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございしますが、歳入総額4億6,867万3,453円、歳出総額4億6,766万7,554円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で100万5,899円でございます。

次に、128ページの財産に関する調書でございしますが、公有財産のうち、出資による権利につきまして、決算年度中の増減はございませんでした。基金につきまして、国民健康保険財政調整基金4,772万8,009円を取り崩しいたしまして、決算年度末現在高8,370万991円でございます。

次に、議案書53ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第92号 平成17年度秦荘町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、秦荘町「平成17年度滋賀県愛知郡秦荘町歳入歳出決算書」の130ページをお願いいたします。

歳入につきまして、詳細は132ページから135ページにございますが、款、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入金を合計いたしまして、歳入合計は、調定額、収入済額とも同額で6億5,955万9,229円でございます。

歳出につきまして、詳細は136ページから138ページにございますが、款、総務費、医療諸費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額7億7,620万円、支出済額5億7,539万5,183円、不用額2億80万4,817円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

なお、老人保健医療受給者は、2月末現在1,193人となっております。老人保健医療受給者につきましては、平成14年10月の制度改正によりまして、対象年齢が75歳に引き上げられましたことから、対象者が減少傾向となっております。

139ページをお願いいたします。平成17年度老人保健事業特別会計、実質収支に関する調書でございしますが、歳入総額6億5,955万9,229円、歳出総額5億7,539万5,183円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額でございまして8,416万4,046円でございます。

次に、議案書54ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第93号 平成17年度秦荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、秦荘町「平成17年度滋賀県愛知郡秦荘町歳入歳出決算書」の141ページをお願いいたします。

まう。

秦荘町の区域におきましては、平成15年3月に整備工事は完了いたしております、新たに下水道の接続が生じたものに対しまして事業を実施したところでございます。実施しましたのは管渠工事1件で、香之床地先の開削工、延長60.9メートルでございます。この工事に伴い、受益者分担金が生じましたので、納付義務者8人から分担金を徴収いたしまして、徴収率は100%でございます。

それでは、141ページの歳入につきまして、詳細は144から145ページにございますが、款、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債を合計いたしまして、歳入合計は、調定額2億9,792万9,658円、収入済額2億9,034万108円、収入未済額758万9,550円でございます。収入未済額につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

142ページの歳出でございますが、詳細は146ページから149ページにございますが、款、土木費、公債費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額5億4,310万円、支出済額2億8,409万5,570円、不用額2億5,900万4,430円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

次、150ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億9,034万108円、歳出総額2億8,409万5,570円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額でございます、624万4,538円でございます。151ページの財産に関する調書のうち、公有財産で、物品につきましては決算年度中の増減はございません。

次に、また議案書55ページにお戻りいただきたいと思います。

議案第94号 平成17年度秦荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書153ページをお願いいたします。

歳入でございますが、介護給付費の財源といたしましては、第1号被保険者(65歳以上の高齢者)と、第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)の保険料により50%がまかなわれておりまして、残りが、国25%、県12.5%、町12.5%の負担となっております。また、第1号被保険者の保険料(基準額)につきましては、第2期介護保険事業計画(平成15年度から平成17年度)によりまして算出されており、旧秦荘町におきましては2,800円徴収しております。このようなことを踏まえまして、詳細は155ページから158ページにございますが、款、保険料、使用料および手数料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額3億6,023万9,153円、収入済額3億5,034万8,653円、収入未済額989万500円でございます。収入未済額につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、154ページの歳出につきまして、詳細は159ページから167ページにございますが、秦荘町の特色といたしまして、紙おむつが必要な方に対しまして、紙おむつの支給(月額6,000円を上限に1割利用者負担)を実施していたところでございます。このような点を踏まえまして、歳出では、款、総務費、介護給付費、財政安定化基金拠出金、基金積立金、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額5億1,390万円、支出済額3億2,624万7,177円、不用額1億8,765万2,823円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

次に、168ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3億5,034万8,653円、歳出総額3億2,624万7,177円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で2,410万1,476円でございます。次、169ページの財産に関する調書のうち、公有財産で、物品、基金につきましては、決算年度中の増減はございません。

以上が、秦荘町でございます。

次に、議案書56ページをお願いいたします。

議案第95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることにつきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛知川町「平成17年度一般会計歳入歳出決算書」の2ページをお願いいたします。

歳入についてご説明を申しあげますが、秦荘町でも申しあげましたとおり、歳入予算につきましては単に歳入の見積もりでございますので、予算現額欄および予算現額と収入済額との比較欄は説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、款、町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税合わせまして、調定額20億5,821万3,556円、収入済額15億8,811万374円、収入未済額4億7,010万3,182円でございます。収入未済額につきましては、旧町打ち切り決算といたしておりますので、全額を新町に引き継ぎをいたしております。なお、収入未済額のうち、3億271万3,716円につきましては、10ページ、11ページにございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税にかかります滞納繰越分でございます。

款、地方譲与税でございますが、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税合わせまして、調定額、収入済額とも同額で1,040万1,000円でございます。

金に相当し、4,040万1,000円に上っています。

款、利子割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で471万2,000円でございます。

款、配当割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で162万5,000円でございます。

款、株式等譲渡所得割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で9,000円でございます。

款、地方消費税交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で8,520万9,000円でございます。

款、自動車取得税交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で1,612万9,000円でございます。

款、地方特例交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で4,275万3,000円でございます。

款、地方交付税でございますが、調定額、収入済額とも同額で8億3,212万3,000円でございます。そのうち、11ページの中ほどにございますが、普通地方交付税が7億6,024万9,000円、特別地方交付税が7,187万4,000円でございます。

款、交通安全対策特別交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で98万9,000円でございます。

次のページなのですが、款、分担金および負担金でございますが、調定額6,210万3,310円、収入済額5,975万7,910円でございます。詳細は16、17ページにございますが、負担金につきましては、保育料保護者負担金、老人ホーム入所負担金、健康診査検診負担金等でございます。収入未済額234万5,400円につきましては、主に保育所入所児童保護者負担金で、新町に引き継ぎをいたしております。

款、使用料および手数料でございますが、使用料、手数料合わせまして、調定額2,328万4,542円、収入済額2,032万842円でございます。詳細は16ページから20ページにございますが、使用料につきましては、町営住宅使用料、幼稚園使用料、町民体育センター使用料等がございます。手数料につきましては、戸籍、住基、印鑑証明関係の交付手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料等がございます。収入未済額296万3,700円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、款、国庫支出金でございますが、国庫負担金、国庫補助金、委託金合わせまして、調定額8,928万9,239円、収入済額8,606万1,814円でございます。詳細は20ページから25ページにございますが、国庫負担金につきましては、保育所入所運営費国庫負担金、児童手当国庫負担金、児童特例給付国庫負担金等がございます。次、4ページをお開きいただきまして、国庫補助金につきましては、老人医療費適正化対策事業費国庫補助金、新産業都市等事業国庫補助金等がございます。委託金につきましては、外国人登録事務委託金、国民年金基礎年金事務費委託金等がございます。収入未済額322万7,425円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、県支出金でございますが、県負担金、県補助金、委託金合わせまして、調定額1億1,637万9,812円、収入済額9,227万4,408円でございます。詳細につきましては24ページから31ページにございますが、県負担金につきましては、保育所運営費県負担金、児童手当県負担金、保険基盤安定県負担金等がございます。県補助金につきましては、共同作業所入所事業補助金、福祉医療費補助金、重度心身障害者老人等助成費補助金、地域総合センター運営費補助金、農業委員会運営費交付金、一級河川堤防除草作業補助金等がございます。委託金につきましては、県民税徴収取扱費委託金、衆議院議員選挙市町村交付金、国勢調査交付金、県移譲事務委託金等がございます。収入未済額2,410万5,404円につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

次に、款、財産収入でございますが、財産運用収入、財産売払収入合わせまして、調定額、収入済額497万9,310円、収入済額497万310円でございます。詳細は32ページから35ページにございますが、財産運用収入につきましては、役場庁舎の一部を合併事務局等に使用許可した町有施設等貸付収入および財政調整基金等各種基金利子でございます。財産売払収入につきましては、里道・水路を売却いたしました普通財産売払収入でございます。収入未済額9,000円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、寄付金でございますが、一般寄付金、消防費寄付金合わせまして、調定額、収入済額同額で102万9,500円でございます。詳細は34から35ページにございますが、一般寄付金といたしましては、県の建築助成公社解散寄付金ということで50万円、消防施設整備事業寄付金52万9,500円でございます。

款、繰入金でございますが、調定額、収入済額とも同額で3億6,260万円でございます。詳細は34ページから39ページにございますが、財政調整基金等6基金からの繰入金でございます。

款、繰越金でございますが、調定額、収入済額とも同額で8,989万1,853円で、前年度からの繰越金でございます。そのうち、1,069万4,000円につきましては、前年度からの繰越明許分でございます。

次に、款、諸収入でございますが、町預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入合わせまして、調定額8,039万6,852円、収入済額7,741万6,882円でございます。詳細は38ページから43ページにございますが、貸付金元利収入につきましては、国民年金免除者追納貸付金返還金、ふるさと融資貸付金元利等がございます。受託事業収入につきましては、町立保育園委託児保育料がございます。雑入につきましては、可燃ごみ指定袋代、給食費個人負担金、交通費支給加算車庫手数料、自治会経費（保険料等車庫手数料等）でございます。収入未済額907万9,070円に

五、入道費、ロア／月加ハサカテ取イ、ロ／ロ／月加ハサカテ取イ等しじいよ。ロ／月加ハサカテ取イ等しじいよ。ロ／月加ハサカテ取イ等しじいよ。つきましては、新町に引き継ぎいたしました。

款、町債でございますが、減税補てん債、臨時財政対策債を発行したものでございまして、調定額、収入済額とも同額で2億700万円でございます。

歳入合計でございますが、調定額41億2,711万7,974円、収入済額36億2,138万3,893円でございまして、収入未済額5億573万4,081円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、6ページ、7ページをお願いしたいと存じます。歳出でございますが、まず、款、議会費、項、議会費で、詳細は46、47ページにございますが、予算現額は6,127万4,000円、支出済額5,429万4,681円で、主に議員報酬や事務局職員の人件費および各種負担金等に要した経費でございまして、不用額697万9,319円につきましては、歳入と同様打ち切り決算のため、新町に引き継ぎいたしました。

款、総務費でございますが、予算現額7億2,045万910円、支出済額4億2,900万9,990円で、項、総務管理費、支出済額3億2,439万6,250円につきましては、詳細は46ページから61ページにございますが、特別職、一般職等に係る人件費、光熱水費、庁舎のメンテナンス経費、郡町村会負担金、合併協議会負担金、51ページの中ほどの補償補てんおよび賠償金では、予備費より19万4,460円を充当いたしまして、町道の管理不注意等により自家用車に損害を与えたので、損害賠償したものでございます。また、53ページ中ほどの役務費につきまして、59万7,450円を予備費より充当し、町内公共施設のアスベスト分析調査を実施したものでございます。他に、自動車損害保険料、公用車購入費、町制50周年記念式典経費、愛知川駅コミュニティハウス管理運営業務委託料、コミュニティバス運行委託料、姉妹都市交流派遣事業補助金、コンピュータソフト開発業務委託料、公平委員会の運営に要した経費、交通安全のための防犯灯設置工事を百々町等に設置したほか、各種協議会の負担金等々に要した経費でございます。項、徴税費、支出済額6,365万5,047円につきましては、詳細は60ページから63ページにございますが、町税の課税、徴収等に要した経費でございます。61ページの下段でございまして、納期前納付報奨金の予算が不足いたしましたので、予備費より80万円を充当し支出したものでございます。また、土地評価基礎資料作成業務委託料、各種協議会等負担金等に要した経費でございます。項、戸籍住民基本台帳費、支出済額2,212万7,094円につきましては、戸籍住民基本台帳の適正な管理や住民票等の発給等に要した経費でございます。項、選挙費、支出済額789万4,723円につきましては、衆議院議員、農業委員会委員、豊国土地改良区総代の選挙執行に要した経費および選挙管理委員会の運営に要した経費でございます。項、統計調査費、支出済額1,056万8,588円につきましては、指定統計等の実施に要した経費でございます。項、監査委員費、支出済額36万8,288円につきましては、監査委員事務局の運営に要した経費でございます。総務費の不用額2億9,144万920円は、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、款、民生費でございますが、予算現額9億9,073万9,000円、支出済額8億1,829万9,974円で、項、社会福祉費、支出済額5億4,107万2,622円につきましては、詳細は72ページから85ページにございますが、社会福祉担当職員の人件費、社会福祉活動推進費町補助金、特別養護老人ホーム菊水園運営補助金、特別養護老人ホームやまびこ整備借入金償還補助金、福祉医療費、各総合センターにおきます就労推進員経費、総合センター等社会福祉施設にかかりますメンテナンス等の管理経費、シルバー人材センター運営補助金、老人ホーム入所措置費、老人保健特別会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金、障害者共同作業所入所事業補助金等々に要した経費でございます。項、児童福祉費、支出済額2億7,722万7,352円につきましては、詳細は84ページから89ページにございますが、放課後児童健全育成事業、低年齢児童保育事業補助金、民間保育所入所措置負担金、町外・民間および公共保育所入所措置負担金、扶助費といたしまして児童手当等々に要した経費でございます。民生費の不用額1億7,243万9,026円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、款、衛生費でございますが、項、保健衛生費で、詳細は88ページから95ページにございますが、予算現額3億2,555万6,000円、支出済額2億7,776万4,486円で、3歳児、妊婦および一般健康診査委託料、休日急病診療在宅当番医師分担金、X線撮影および予防接種業務の委託料、水質調査委託料、ごみ運搬収集業務委託料、湖東広域衛生管理組合および愛知郡広域行政組合等の負担金、ごみ減量リサイクル活動推進協議会補助金、老人保健共同電算処理委託料、保健センターの管理等々に要した経費でございます。衛生費の不用額4,779万1,514円につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

款、労働費、項、労働諸費で、詳細は94ページから97ページにございますが、予算現額6,847万8,000円、支出済額2,788万4,284円でございまして、勤労者余暇利用施設改修工事といたしまして、みゆき公園をあらゆる年代層の利用に応じられる多目的公園として、施設の機能回復と施設設備の改善を図るため改修工事を行ったものでございまして、旧愛知川町決算では、設計費、工事費を含めまして2,590万6,650円を支出いたしております。総額4,571万1,750円を要しておりますが、残額は新町で支出をいたしております。また、企業内同和問題研修会の開催等に要した経費でございます。不用額4,059万3,716円につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

款、農林水産業費でございますが、予算現額1億4,821万6,000円、支出済額8,745万3,880円で、項、農業費、支出済額8,693万610円につきまして、詳細は96ページから103ページでございますが、農業委員会の運営経費、農林担当職員の人件費、愛知農業共済事務負担金、濁水防止実践促進事業補助金、大規模共同乾燥施設改修補助金、愛知川沿岸土地改良区協力費、愛知川沿岸土地改良区事業、愛知中部土地改良事業補助金、集落営農組織条件整備事業補助金、水田農業推進協議会事業補助金等々に要した経費でございます。項、林業費、支出済額52万3,270円につきましては、有害鳥獣駆除委託料、みどりの少年団補助金等に要した経費でございます。農林水産業費の不用額6,076万2,120円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、商工費、項、商工費で、詳細は102ページ下段から105ページでございますが、予算現額3,405万1,000円、支出済額3,160万814円で、仮称ではございますが、街道交流館整備事業検討委員会に要した経費、町商工会活動事業補助金、小規模企業者小口簡易資金貸付協調預託金、滋賀県信用保証協会に対する出えん金、愛知川町観光協会補助金等に要した経費でございます。商工費の不用額245万186円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、土木費でございますが、予算現額13億2,544万8,000円、支出済額7億4,421万5,480円でございまして、項、土木管理費、支出済額2億6,851万122円につきまして、詳細は104ページから107ページでございますが、土木業務担当職員の人件費、各種協会等負担金、下水道事業特別会計繰出金等に要した経費でございます。項、道路橋梁費、支出済額1億5,898万9,922円につきまして、詳細は106ページから111ページでございますが、道路新設改良といたしまして、道路台帳補正業務委託料、当該年度および後年度道路整備に係ります測量設計業務委託料、町道百々町円城寺線道路改良工事第3工区、町道東円堂南1号線道路改良工事第1工区、道路維持といたしまして、町道旧中山道中宿第1工区、中宿第2工区等、交通安全対策といたしまして、町道東部開発線歩道整備工事・東円堂第2工区、109ページの下段にございますが、公有財産購入費につきましては、町道愛知川栗田線交差点改良に伴う用地取得等に要した経費でございます。項、河川費、支出済額480万8,244円につきましては、詳細は110、111ページにございますが、安壺川、新愛知川草刈り工事、河川愛護作業補助金等に要した経費でございます。項、住宅費、支出済額3億164万2,360円につきましては、主に16年度、17年度の2力年で旧愛知川町に町営住宅(新豊満団地)を建設したものでございまして、愛知川町決算では、16年度からの繰越明許分を含め2億8,692万円を支出したものでございます。項、土地計画費、支出済額1,525万9,900円につきましては、各集落に対しまして生活環境整備対策事業の補助等を行ったものでございます。土木費の不用額5億8,123万7,452円は、新町に引き継ぎをいたしました。

款、消防費、項、消防費でございますが、詳細は112ページから117ページでございますが、予算現額1億9,489万円、支出済額1億6,276万2,758円でございまして、消防団員にかかわる経費、自営消防組織交付金、115ページの中ほどの下の工事請負費につきましては、長野東の防火水槽設置工事、そして小型動力ポンプおよびポンプ積載車の購入、愛知郡広域行政組合負担金、防災ヘリコプター搭乗隊員人件費市町村補助金等に要した経費でございます。消防費の不用額3,212万7,242円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、教育費でございますが、予算現額9億3,027万5,000円、支出済額7億7,122万5,999円でございまして、項、教育総務費、支出済額7,788万171円につきましては、詳細は116ページから119ページでございますが、教育委員会の運営経費、教育委員会事務局職員の人件費、ALTの派遣委託料等に要した経費でございます。項、小学校費、支出済額9,383万9,798円につきましては、詳細は118ページから123ページにございますが、愛知川、愛知川東小学校の管理運営経費でございまして、教育教材の購入、施設の各種メンテナンス等委託料、121ページ下段にございます工事請負費では、小学校施設整備工事として、愛知川、愛知川東小学校のプール改修工事等を行ったものでございます。項、中学校費、支出済額3,318万3,015円につきましては、詳細は124ページから127ページの中段にございますが、愛知中学校の管理運営経費でございまして、教育教材の購入、ALTの雇用に関する報酬、費用弁償等の経費等に要した経費でございます。次、8ページ、9ページをお願いしたいと思います。項、幼稚園費、支出済額3億1,406万2,755円につきましては、詳細は126ページから129ページにございますが、幼稚園の管理運営経費でございまして、園長、養護教諭、臨時講師等の賃金、教材の購入、施設の各種メンテナンス等の委託料、園児送迎業務委託料等に要した経費でございます。また、129ページの中ほどにございます工事請負費につきましては、愛知川幼稚園の大規模改修および増築工事を行ったものでございます。項、社会教育費、支出済額1億4,894万6,323円につきましては、詳細は128ページから141ページ上段にございますが、社会教育委員および指導員等の報酬、賃金等、地域総合センター教育推進員賃金、公民館の管理運営経費、図書館の管理運営経費ならびに図書館図書購入費、ひんてまりの館管理運営経費、同和教育の振興等人権推進に関する経費、文化財の保護および発掘経費、町史編さん等に要した経費でございます。項、保健体育費、支出済額1億331万3,928円につきましては、詳細は140ページから144ページ下段にございますが、町スポーツ少年団活動補助金等各種大会協会等に対する補助金および負担金、町民体育

センター管理運営経費、後年度に使用を予定しておりますふれあいスポーツ公園ナイター照明設計委託料、学校給食センターの管理運営経費等に要した経費でございます。教育費の不用額1億5,904万9,010円につきまして、新町に引き継ぎをいたしました。

款、公債費、項、公債費でございますが、予算現額4億8,145万5,000円、支出済額2億4,553万2,825円につきまして、144、145ページでございますが、長期借入金償還元金および償還利子等に要した経費でございます。公債費の不用額2億3,592万2,175円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

款、諸支出金につきましては、執行いたしておりません。

款、予備費でございますが、予算現額340万8,090円で、詳細は144ページでございますが、当初予算で500万円を計上いたしておりましたが、款、総務費の項、総務管理費に79万1,910円、項、徴税費に80万円をそれぞれ充当いたしておりますので、予算現額は340万8,090円ということになります。

歳出合計でございますが、予算現額52億8,424万2,000円、支出済額36億5,004万230円で、不用額16億3,420万1,770円につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

次に、146ページをお開きいただきたいと存じます。平成17年度一般会計実質収支に関する調書でございますが、ただいまご説明申し上げたとおり、歳入総額36億2,138万3,893円、歳出総額36億5,004万230円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも2,865万6,337円の不足でございます。この不足につきましては、合併の事由により生じた債務でございます。一時借入金の充用で補ったところでございます。

次に、147ページの財産に関する調書でございますが、1、公有財産のうち、(1)土地建物、(2)の物品につきまして、決算年度中の増減はございませんでした。(3)の出資による権利につきましては、県信用保証協会に出えん金として23万2,000円を出えんしたものでございます。次に、149ページ、(4)の基金につきましては、財政調整基金等5基金3億6,260万円を取り崩したものでございます。また、土地開発基金につきましては、決算年度中の増減はございませんが、決算年度末現在高の土地2万9,215.14㎡の内訳をご説明申し上げます。3,795.97㎡につきましては、愛知川庁舎北側に建設しております愛荘町愛知川消防センター用地でございます。本年度一般会計で買い戻すことといたしております。また、483.89㎡につきましては、仮称でございますが、街道交流館用地でございます。残り2万4,935.28㎡につきましては、山川原地区小集落地区改善事業等の関連で、地目、田を基金で買収したものでございまして、事業が完了次第一般会計で買い戻すことといたしております。

以上、平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算書の状況でございます。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時42分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を始めます。副町長。

○副町長(宇野一雄君) 説明に入ります前に、冒頭謝りたいと思うんですが、一番最初に秦荘町の説明をさせていただきまして、私どもが持ってます決算書と議員さん方が持っておられる決算書のページ数が一部異なっております。私どもが持っております決算書のこういった歳入歳出決算事項別明細書の仕切りが、議員さん方が持っておられる方が正しいのでございまして、当初にこういったものが入ってくるのがおかしいということで、私の申しあげましたページ数がすべて1ページずつ狂ってまして、途中になったら合ってくるというようなことで、申しわけないことをいたしまして、深くおわびを申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書57ページをお願いしたいと思います。

議案第96号 平成17年度愛知川町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の愛知川町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の1ページお願いしたいというように思います。特別会計につきましても、旧町から新町への移行につきましては、一般会計と同様打ち切り決算といたしておりますので、秦荘町と同様ご理解のほどお願い申し上げたいと存じます。

この特別会計は、愛知川町が愛知郡、犬上郡4町の所在地町といたしまして、派遣社会教育主事共同設置事業特別会計を持っておりまして、愛知、犬上郡の各町の負担金により運営いたしております。

歳入につきましては2ページ、3ページで、詳細は6ページ、7ページでございますが、款、分担金および負担金、諸収入、繰越金を合計いたしまして、歳入合計、調定額、収入済額とも同額でございまして215万295円でございます。

歳出につきまして4ページ、5ページで、詳細は8ページ、9ページにございますが、社会教育主事の運営に要した経費でございまして、款、教育費、予備費を合計いたしまして、歳出合計は予算現額215万1,000円、支出済額166万2,242円、不用額48万8,758円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

10ページをお願いいたします。10ページの平成17年度社会教育主事共同設置特別会計、実質収支に関する調書でございまして、歳入総額215万295円、歳出総額166万2,242円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で48万8,053円でございます。

次に、議案書58ページをお願いいたします。

議案第97号 平成17年度愛知川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。それでは、別冊の決算書、愛知川町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の11ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、泰荘町と同様、事業も一定の成果をおさめた経緯から、貸付事業は実施しておらず、貸付金の償還にかかる事務および起債の償還にかかる事務を行っております。

歳入につきましては12ページ、13ページで、詳細は16ページから19ページにございますが、款、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入、繰入金を合計いたしまして、歳入合計、調定額1,796万5,426円、収入済額1,700万2,593円、収入未済額96万2,833円でございます。収入未済額につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

歳出につきましては14、15ページで、詳細は20、21ページでございまして、款、総務費、繰出金、公債費、予備費を合計いたしまして、歳出合計、予算現額2,484万5,000円、支出済額1,210万2,748円でございまして、特に公債費で、貸付事業償還元金および利子でございまして、不用額1,274万2,252円につきましては、新町に引き継ぎいたしております。

次に、22ページをお願いいたします。平成17年度住宅新築資金等貸付事業特別会計、実質収支に関する調書でございまして、歳入総額1,700万2,593円、歳出総額1,210万2,748円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で489万9,845円でございます。

23ページの財産に関する調書でございまして、(1)の基金でございまして、住宅新築資金減価基金でございまして、決算年度中の増減高1,200万円を取り崩しておりまして、決算年度末現在高773万6,000円でございます。

次に、議案書の59ページをお願いいたします。

議案第98号 平成17年度愛知川町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛知川町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の24ページをお願いいたします。

この特別会計は、小集落地区改良事業用地および公共用地先行取得用地等の買収を行っておりまして、平成17年度は主に平成16年度から買収を進めております旧愛知川町川久保地先におきます(仮称)東部地域公園整備計画用地でございまして、

歳入につきましては25、26ページで、詳細は29、30ページにございますが、款、財産収入、諸収入、繰入金、町債、繰越金を合計いたしまして、歳入合計、調定額、収入済額とも同額で9,526万2,617円でございます。

歳出につきましては27、28ページで、詳細は31、32ページにございますが、款、公共事業用地取得事業費の公有財産購入費につきましては、16年度からの繰越明許分で、(仮称)東部地域公園整備計画用地として4,409㎡を買収したものでございます。補償補てんおよび賠償金につきましては、当該土地買収にかかります物件移転補償費でございまして、16年度からの繰越明許分でございます。他の繰出金、公債費を合計いたしまして、歳出合計、予算現額1億319万5,000円、支出済額9,486万3,796円、不用額833万1,204円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎいたしました。

次に、33ページの平成17年度土地取得造成事業特別会計、実質収支に関する調書でございまして、歳入総額9,526万2,617円、歳出総額9,486万3,796円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で39万8,821円でございます。

34ページの財産に関する調書の土地でございまして、公共用地先行取得用地で、決算年度中の増減高は、今ほどもご説明申し上げました買収分4,409㎡でございまして、決算年度末現在高は3万9,803㎡となっております。

次に、議案書60ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第99号 平成17年度愛知川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛知川町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の35ページをお願いいたします。

歳入につきましては36ページ、37ページで、詳細は40から49ページにございますが、款、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳

入合計は、調定額7億7,518万6,802円、収入済額5億8,808万3,658円、収入未済額1億8,710万3,144円でございます。収入未済額のうち、国民健康保険税1億2,941万4,746円につきまして、現年課税分で5,127万4,500円、滞納繰越分で7,814万246円でございます。

歳出につきまして38ページ、39ページで、詳細は50ページから59ページにございますが、款、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保険事業費、基金積立金、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額7億9,393万4,000円、支出済額6億7,193万7,480円、不用額1億2,199万6,520円でございます。収入未済額、不用額とも新町に引き継ぎをいたしております。

なお、この決算時点での対象者等でございますが、2月12日現在で人数把握が困難でございますので、2月末現在で、世帯数は1,904世帯、被保険者総数は3,033人で、一般被保険者は2,570人、退職被保険者等は463人、老人保健医療給付対象者が1,087人となっております。

次に、60ページをお願いいたします。60ページの平成17年度国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額5億8,808万3,658円、歳出総額6億7,193万7,480円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で8,385万3,822円の不足でございます。この不足につきましては、合併の事由により生じた債務でございまして、一時借入金を用いし補てんしたところでございます。

61ページの財産に関する調書でございますが、出資による権利、基金とも決算年度中の増減はございませんでした。

次に、また議案書61ページにお戻りいただきまして、議案第100号 平成17年度愛知川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛知川町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の62ページをお願いいたします。

歳入につきましては63ページ、64ページで、詳細は67ページから70ページにございますが、款、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額、収入済額とも同額で6億3,694万8,452円でございます。

歳出につきまして65、66ページで、詳細は71ページから74ページにございますが、款、総務費、医療諸費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額8億6,370万7,000円、支出済額6億2,192万1,354円、不用額2億4,178万5,646円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎをいたしました。

なお、老人保健医療受給者は2月末現在1,087人となっております。老人保健医療受給者につきましては、平成14年10月の制度改正によりまして、対象年齢が75歳に引き上げられましたことから、対象者が減少傾向となっております。

次に、75ページをお願いいたします。75ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額6億3,694万8,452円、歳出総額6億2,192万1,354円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額でございまして1,502万7,098円でございます。

それでは、また議案書62ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第101号 平成17年度愛知川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛知川町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の76ページをお願いいたします。

愛知川町の区域におきましては、平成22年度の工事完了を目指しまして、継続事業として川原と愛知川の一部の整備を行ったところでございます。内容でございますが、開削および推進工事12件でございまして、愛知川北面工事（川原地先5件）、愛知川西、南面整備工事（愛知川地先7件）を行ったところでございます。舗装復旧工事につきましては2件行ったところでございます。また、長野新町、長野東と愛知川、豊満、中宿の一部において供用開始をいたしました。結果、17年度末での普及率は92.7%となりまして、供用開始後9年で水洗化人口比率が72%となったところでございます。

それでは、歳入でございまして77、78ページで、詳細につきましては81ページから86ページにございますが、款、分担金および負担金、使用料および手数料、国庫支出金、繰入金、諸収入、繰越金、町債を合計いたしまして、歳入合計は、調定額7億1,396万5,467円、収入済額5億5,460万3,608円、収入未済額1億5,936万1,859円でございます。収入未済額につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

歳出につきましては79、80ページで、詳細は87ページから92ページにございますが、款、総務費、下水道事業費、諸支出金、公債費、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額11億3,264万2,000円、支出済額7億2,594万3,687円、不用額4億669万8,313円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

次、93ページをお願いします。93ページの平成17年度下水道事業特別会計、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額5億5,460万3,608円、歳出総額7億2,594万3,687円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で1億7,134万79円の不足でございます。この不足につきましては、合併の事由により生じた債務でございます、一時借入金の充用で補てんしたところでございます。

94ページの財産に関する調書でございますが、出資による権利につきまして、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、もう一度議案書63ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第102号 平成17年度愛知川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛知川町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の95ページをお願いします。

歳入でございますが、介護給付費の財源といたしましては、秦荘町でも申しあげましたが、第1号被保険者(65歳以上の高齢者)と、第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)の保険料により50%がまかなわれておりまして、残りが国25%、県12.5%、町12.5%の負担となっております。また、第1号被保険者の保険料(基準額)につきましては、第2期介護保険事業計画(平成15年度から平成17年度)によりまして算出されております。愛知川町では月額3,200円徴収をいたしております。このようなことを踏まえまして、歳入につきましては96ページ、97ページで、詳細は100ページから105ページにございますが、款、保険料、使用料および手数料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額4億1,541万2,068円、収入済額3億4,302万568円、収入未済額7,239万1,500円でございます。収入未済額につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

歳出につきましては98ページ、99ページで、詳細につきましては106ページから117ページにございますが、款、総務費、介護給付費、財政安定化基金拠出金、基金積立金、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額4億5,562万3,000円、支出済額2億7,951万9,000円、不用額1億7,610万4,000円でございます。不用額につきましては、新町に引き継ぎをいたしております。

118ページをお願いします。118ページの平成17年度介護保険事業特別会計、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3億4,302万568円、歳出総額2億7,951万9,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で6,350万1,568円でございます。

119ページの財産に関する調書でございますが、基金の決算年度中の増減でございますが、介護保険給付準備基金で849万7,080円を積み立てまして、決算年度末現在高は5,028万1,897円となりました。

以上、平成17年度、秦荘町におけます一般会計および6つの特別会計、愛知川町における一般会計および7つの特別会計の歳入歳出決算の概要をご説明申しあげました。ご審議いただき、決算認定賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長(久保田九右衛門君) ここで監査委員の報告を求めます。

〔4番 西澤久仁雄君登壇〕

○4番(西澤久仁雄君) 監査報告をさせていただきます。

平成17年度旧秦荘町一般会計ほか6特別会計および旧愛知川町の一般会計ほか7特別会計の決算については、平成18年2月13日の愛荘町発足に伴い、平成18年2月12日における打ち切り決算処理となった。旧2町の一般会計決算額では、歳入総額64億5,578万円、歳出総額62億9,845万円で、歳入歳出差引額は1億5,733万円となっている。また、旧2町の特別会計決算額では、歳入総額40億696万円、歳出総額40億6,186万円となっており、歳入歳出差引額は5,490万円の減となっている。いずれの会計においても年度途中の打ち切り決算のため、歳入では収入未済額、歳出においては不用額が多く出ているが、このまま愛荘町各会計に引き継がれることになる。

日本経済の景気回復は急速に拡大し、進化してきていると言われていたが、地方財政は依然として厳しい状況に変わりなく、自主財源の確保に苦慮されている。こうした中で、両町とも合併に向かって経費の削減を図りつつ、施策の緊急度、優先度を考慮し、事業を執行され、確実に行政運営に努められた。両町で実施された各事業が新町の中で有効に活用されることを期待するとともに、住民の意見が反映される愛荘町総合計画の早期策定が望まれる。町税や各種料金に関しては、法令等に基づき適正な賦課徴収が行われているが、平成18年2月12日現在での町税等の滞納繰越分が3億円を越えており、これらの収納率向上に早急に対応し、税の基本である負担の公平を貫き、職員一丸となって納税意識の啓蒙に努められたい。

公有財産の把握、管理については適切に行われているが、新町においても財産台帳を整理、統合し、適正に保管されたい。

住民の行政需要は今後ますます複雑多様化すると思われるが、簡素で効率的な行財政運営が行われることを期待し、決算審査の報告といたします。

○議長(久保田九右衛門君) お諮りします。ただいま一括議題とした議案第88号から議案第102号については、9月28日最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、ただいま一括議題とした議案第88号から議案第102号については、9月28日最終日に質疑、討論、採決を行うことに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時16分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第103号～議案第111号の上程、説明

○議長(久保田九右衛門君) 日程第16、議案第103号 平成17年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第24、議案第111号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長(宇野一雄君) それでは、引き続きよろしく願いをいたします。

議案書64ページをお願いいたします。

議案第103号 平成17年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成17年度一般会計歳入歳出決算書」の1ページをお願いいたします。愛荘町の決算が、秦荘町、愛知川町の最終的な決算となりますので、よろしく願いいたします。

歳入について説明申しあげます。歳入は2ページから5ページまででございます。なお、歳入予算につきましては単に歳入の見積もりでございますので、午前中と同様、予算現額欄および予算現額と収入済額との比較欄は説明を省略させていただきます。

款、町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税合わせまして、調定額6億1,414万2,258円、収入済額2億4,260万4,047円、不納欠損額1,039万2,608円、収入未済額3億6,114万5,603円でございます。不納欠損の理由等でございますが、町民税個人につきましては外国出国、住所不定等により115件を、固定資産税につきましては外国出国、住所不定、倒産等により89件を、軽自動車税につきましては、同じく外国出国、住所不定、廃車による手続き漏れにより64件、合計268件を不納欠損処分いたしましたところでございます。収入未済額につきましては、現年度課税分が町税全体で延べ929件で4,825万9,079円、滞納繰越分で延べ2,394件で3億1,288万6,524円でございます。町民税法人につきましては、景気低迷の影響も見られ、主要法人1社で1億3,338万9,000円余の未納額がございます。未納理由につきましては、不納欠損理由と同様で、外国出国、行方不明、倒産・破産等々がございます。

款、地方譲与税でございますが、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税合わせまして、調定額、収入済額とも6,160万3,000円でございます。

款、利子割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で212万4,000円でございます。

款、配当割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で159万8,000円でございます。

款、株式等譲渡所得割交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で676万3,000円でございます。

款、地方消費税交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で4,487万4,000円でございます。

款、自動車所得税交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で2,478万8,000円でございます。

款、地方交付税でございますが、調定額、収入済額とも同額で2億9,379万3,000円でございます。そのうち14、15ページの地方交付税の備考欄に記載しておりますが、普通地方交付税が662万円、特別地方交付税が2億8,717万3,000円でございます。

款、交通安全対策特別交付金でございますが、調定額、収入済額とも同額で92万5,000円でございます。

次に、款、分担金および負担金でございますが、調定額3,072万1,840円、収入済額2,859万4,490円でございます。詳細は16、17ページにございますが、負担金につきましては、保育料保護者負担金、老人ホーム入所負担金、ふるさと水と土ふれあい事業負担金、道路橋梁新設改良事業負担金等でございます。収入未済額212万7,350円につき

ましては、主に保育所入所児童保護者負担金でございます。

款、使用料および手数料でございますが、使用料、手数料合わせまして、調定額1,274万4,450円、収入済額1,247万5,050円ございまして、詳細は16ページから21ページにございますが、使用料につきましては、けんこうプール使用料、介護サービス利用料、町営住宅・改良住宅使用料、幼稚園使用料、ハーティセンター秦荘使用料、町民体育センター使用料等がございます。手数料につきましては、戸籍・住基・印鑑証明関係の交付手数料、ホームヘルパー派遣手数料等がございます。収入未済額26万9,400円でございます。

款、国庫支出金でございますが、国庫負担金、国庫補助金、委託金合わせまして、調定額、収入済額とも同額で4億1,238万629円でございます。詳細は20ページから25ページにございますが、国庫負担金につきましては、保育所入所運営費負担金、身体障害児・者補装具給付事業費負担金、老人保健事業費負担金等がございます。国庫補助金につきましては、公営住宅等供給促進緊急助成事業補助金、耐震診断員派遣事業補助金、追跡発掘調査費補助金、新産業都市等事業国庫補助金、首都圏近郊整備地帯等事業追加貸付金償還時補助金等がございます。委託金につきましては、外国人登録事務委託金、国民年金事務委託金等がございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

款、県支出金でございますが、県負担金、委託金合わせまして、調定額、収入済額とも同額で2億6,369万550円でございます。詳細は24ページから33ページにございますが、県負担金につきましては、保育所運営費県負担金、児童手当負担金、支援費負担金等がございます。県補助金につきましては、コミュニティバス運行対策費補助金、新規提案事業補助金、合併支援特例交付金、セーフティネット支援対策等事業費補助金、福祉医療費補助金、介護予防・地域支え合い事業費補助金、共同作業所入所事業費補助金、集落ぐるみ需給調整対策事業費補助金等々がございます。委託金につきましては、衆議院議員選挙市町村交付金、県条例制定請求署名簿審査事務交付金、宇曽川ダム公園管理委託金、中学校区教育総合実践活動推進費委託金等がございます。

款、財産収入でございますが、財産運用収入、財産売却収入合わせまして、調定額、収入済額とも同額で277万1,960円でございます。詳細は34ページから37ページにございますが、財産運用収入につきましては、財政調整基金等各基金利子でございます。財産売却収入につきましては、里道・水路を売却しました収入でございます。

款、寄付金でございますが、消防費寄付金で、調定額、収入済額同額で183万4,000円でございます。詳細は36ページから37ページの中ほどにございますが、長野東の防火水槽設置にかかる消防施設整備事業寄付金でございます。

款、繰入金でございますが、調定額、収入済額とも同額で3,212万円でございます。詳細は36ページから39ページにございますが、老人保健事業特別会計繰入金でございます。

款、諸収入でございますが、町預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入合わせまして、調定額4億1,934万8,130円、収入済額4億1,909万530円でございます。詳細は38ページから45ページ中段にございますが、町預金利子につきましては、歳計現金運用預金利子でございます。貸付金元利収入につきましては、小規模企業者小口簡易資金協調預託金元利収入、国保高額療養費貸付元利収入、元気なまちづくり支援資金貸付金元利収入等でございます。受託事業収入につきましては、町立保育園委託児保育料、消防出張所建設整備受託事業収入がございます。雑入につきましては、コミュニティ助成事業助成金、福祉医療費高額療養費返還金、指定ごみ袋代、県公共下水道整備水洗化促進交付金、給食費個人負担金、旧町平成17年度決算剰余金、補助金等精算還付金等でございます。収入未済額は25万6,600円でございます。

款、町債でございますが、詳細は44、45ページにございますが、調定額、収入済額とも同額で7億7,300万円でございます。一般公共事業債・財源対策債等5,000万円、市町村合併推進事業債2,300万円、合併推進債1億5,560万円、公営住宅建設事業債2億7,120万円、臨時地方道整備事業債1億4,000万円、防災対策事業債1億600万円、文教施設整備事業債1億5,860万円を発行したものでございます。

歳入合計でございますが、調定額29億9,922万1,817円、収入済額26億2,503万256円、不納欠損額1,039万2,608円、収入未済額3億6,379万8,953円でございます。収入未済額につきましては、より一層滞納整理に努め、収納推進に努めてまいりたいと存じております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、まず款、議会費、項、議会費で、詳細は46、47ページにございますが、予算現額514万1,000円、支出済額495万8,743円で、主に議員報酬や事務局職員の人件費および運営費等に要した経費でございます。不用額18万2,257円につきましては、経費の節減によるものでございます。

款、総務費でございますが、予算現額4億8,159万9,267円、支出済額4億6,673万5,691円で、項、総務管理費、支出済額4億2,802万9,157円につきましては、詳細は46ページから55ページにございますが、特別職、一般職等に係る給料

および職員手当等人件費、合併準備経費、新町町勢要覧作成業務委託、庁舎のメンテナンスおよび光熱水費等の経費、秦荘庁舎に係る職員駐車場用地借地料、そして51ページに工事請負費がございしますが、両庁舎の宮繕工事および合併に伴います施設名称等の改修工事等でございます。また、ETC車載機購入補助金、それと53ページの中段にございしますが、土地取得造成事業特別会計繰出金205万6,872円につきましては、(仮称)東部地域公園整備計画用地として買収いたしました用地購入費の財源に町債を発行いたしておりますので、かかる利子分でございます。また、合併に伴います電算システムの統合業務等委託、そして53ページの下段に工事請負費がございしますが、庁舎の電子計算施設整備工事、合併に伴います電算用備品購入費、地域安全対策経費等々に要した経費でございます。項、徴税费、支出済額1,790万4,786円につきましては、詳細は54、57ページにございしますが、町税の課税、徴収等に要した経費でございまして、土地評価基礎資料作成業務委託料、徴収事務委託料等に要した経費でございします。項、戸籍住民基本台帳費、支出済額917万6,802円につきましては、戸籍住民基本台帳の適正な管理や住民票の発給および外国人登録等に要した経費でございます。項、選挙費、支出済額996万5,081円につきましては、町長、町議会議員の選挙執行に要した経費および選挙管理委員会の運営等に要した経費でございます。項、統計調査費、支出済額165万8,824円につきましては、工業統計調査等指定統計の実施等に要した経費でございます。項、監査委員費、支出済額1,041円につきましては、監査委員事務局の運営に要した経費でございます。総務費の不用額1,486万3,576円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

款、民生費でございますが、予算現額1億9,824万5,000円、支出済額1億8,253万5,011円で、項、社会福祉費、支出済額1億3,369万592円につきましては、詳細は60ページから71ページにございしますが、社会福祉担当職員の人件費、いきいきの郷にかかるとメンテナンス等管理業務委託、社会福祉活動推進費町補助金、福祉医療費、高齢者にかかります在日外国人福祉給付金、国保高額療養費貸付金、総合センターにかかりますメンテナンス等管理運営費、いきいきデイサービス事業委託、あったかほーむづくり事業補助金、老人ホーム入所措置費等々でございまして、これらに要した経費でございます。項、児童福祉費、支出済額4,884万4,419円につきましては、詳細は70ページから73ページにございしますが、放課後児童健全育成事業、時間延長保育事業補助金、民間保育所入所措置負担金、町外・民間および公共保育所入所措置負担金、町立つくし保育園の管理運営に要した経費でございます。民生費の不用額1,570万9,989円につきましては、経費の削減等によりますところの執行残でございます。

款、衛生費、項、保健衛生費で、詳細は72ページの下段から79ページの中段にございしますが、予算現額4,857万7,000円、支出済額4,460万6,240円で、3歳児、妊婦および一般健康診査等に要した経費、県救急医療情報システム運営費負担金、予防接種業務委託料、美化推進員および廃棄物不法投棄監視員にかかる謝礼、ごみ収集運搬業務の委託料、一般廃棄物処理合理化事業補助金、老人保健にかかる検診・訪問・教室看護師の雇用賃金、転倒予防教室開催委託金、保健センターの管理運営に要した経費でございます。衛生費の不用額390万760円につきましては、経費の節減等によります執行残でございます。

次に、款、労働費、項、労働諸費で、詳細は78、79ページにございしますが、予算現額2,943万4,000円、支出済額2,912万8,970円でございまして、勤労者余暇利用施設改修工事といたしまして、みゆき公園の機能回復と施設設備の改善を図るため改修工事を行ったものでございまして、愛知川町決算で設計費、工事費を含めまして2,590万6,650円を支出いたしております。総額4,571万1,750円を要したものでございます。不用額30万5,030円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

款、農林水産業費でございますが、予算現額7,421万円、支出済額5,356万4,153円で、項、農業費、支出済額4,356万4,153円につきましては、詳細は78ページから83ページ中段にございしますが、農業委員会の運営経費、農林担当職員の人件費、農業振興といたしまして集落ぐるみ需給調整対策費補助金、産地づくり対策事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、また農地費といたしまして、土地改良計画大規模調査業務委託、愛知川沿岸土地改良区事業負担金および補助金、里地棚田保全整備事業負担金、国営造成施設管理体制整備促進強化支援事業補助金、ほ場整備事業保証金等々に要した経費でございます。翌年度繰越額1,717万2,000円につきましては、国営造成施設管理体制整備促進強化事業補助金で、国との整合性を図るため、明許繰り越したものでございます。農林水産業費の不用額347万3,847円につきましては、経費の節減等によりますところの執行残でございます。

款、商工費、項、商工費で、詳細は82ページから85ページにございしますが、予算現額248万1,000円、支出済額36万9,061円で、仮称ではございますが、街道交流館整備事業検討委員会に要した経費および合併に伴います観光パンフレット作成業務委託等に要した経費でございます。不用額211万1,939円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

款、土木費でございますが、予算現額5億5,481万2,000円、支出済額5億2,681万4,835円でございまして、項、土木管理費、支出済額1,104万293円につきましては、詳細は82ページ下段から89ページにございしますが、土木業務担当職

員の人件費、住宅耐震診断員の派遣委託、合併に伴います都市計画図作成業務委託等に要した経費でございます。項、道路橋梁費、支出済額4,379万4,945円につきまして、詳細は84ページから87ページにございますが、道路改良工事、県道湖東彦根線ほかの県単独道路改良事業地元負担金、町道名神国8線道路改良工事に伴い関西電力の支所配電設備の移転補償等に要した経費でございます。項、都市計画費、支出済額1億5,472万5,676円につきまして、詳細は86、87ページにございますが、87ページ中ほどより下の工事請負費につきましては、旧秦荘町事業で環境整備事業といたしまして、生活道路を自治会の申し出により補修および改修工事を行ったものでございます。また、下水道事業特別会計繰出金等に要した経費でございます。項、住宅費、支出済額3億1,725万3,921円につきまして、16年度、17年度の2力年で愛知川町に町営住宅(新豊満団地)を建設したものでございまして、建築管理業務委託を含め、町営住宅建設工事といたしまして3億882万2,200円、引っ越し移転補償といたしまして714万円等を要した経費および小集落地区改良事業の促進経費等々に要した経費でございます。項、道路橋梁費の翌年度繰越額2,429万6,000円につきまして、道路新設改良費で名神国8線道路改良事業を明許繰り越したものでございます。土木費の不用額370万1,165円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

次に、125ページの財産に関する調書でございますが、(1)の土地建物、愛知川地域、次のページに秦荘地域がございます、126ページでございますが、これら決算年度中増減はございません。建物、非木造につきまして、16、17年度の2力年で町営住宅を建設いたしましたので、愛知川地域の建物の欄、いわゆる町営住宅、125ページの上の方に3,517.12㎡の増となっておりますが、これは16、17年度の2力年で町営住宅、いわゆる新豊満団地を建設いたしましたので、その分が増加となったものでございます。秦荘町につきましては、年度中の増減はございませんで、建物の決算年度末現在高につきましては、3,517.12㎡増加いたしましたして9万2,721.12㎡で、これは決算年度末現在高でございます。次に、127ページの(2)の物品につきましては、決算年度中の増減はございません。(3)の出資による権利につきましても、決算年度中の増減はございません。次に、128ページの(4)の基金につきましては、財政調整基金等9基金に3億785万4,000円を積み立てたものでございまして、決算年度末現在高、土地開発基金を除きまして45億3,962万3,000円でございます。また、土地開発基金につきましては、決算年度中の増減はございません。(5)の有価証券につきましては、決算年度中増減高といたしまして、預金利子24円が増額となりまして、決算年度中増減高は24万4,024円でございます。

以上、平成17年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。

次に、議案書65ページをお願いいたします。

議案第104号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の1ページをお願いいたします。

この特別会計は、愛知、犬上郡の各町の負担金により運営いたしておりますが、旧愛知川町が、愛知郡、犬上郡4町の所在地町といたしまして、派遣社会教育主事共同設置事業特別会計を持っております。合併後は、この会計を愛荘町が引き継いでおります。

歳入につきましては2ページ、3ページで、詳細は6ページ、7ページにございますが、款、諸収入のみでございまして、調定額、収入済額とも同額で48万8,053円でございます。

歳出につきましては4ページ、5ページで、詳細は8ページ、9ページにございますが、社会教育主事の運営に要した経費でございまして、款、教育費、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額46万7,000円、支出済額45万6,912円、不用額1万88円でございます。

10ページをお願いいたします。10ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額48万8,053円、歳出総額45万6,912円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額でございまして、3万1,141円でございます。

次に、また議案書の66ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第105号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、また別冊の決算書、愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の11ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、住宅の新築等にかかる資金を対象地区住民に貸し付け、同和対策事業の円滑な推進に資することを目的といたしまして、宅地取得資金、住宅改修資金、住宅新築資金等の貸付償還事務、起債の償還等を行っているものでございます。現在では、事業も一定の成果をおさめた経緯から、貸付事業は実施しておらず、貸付金の償還にかかる事務および起債の償還にかかる事務を行っております。

歳入につきましては12、13ページで、詳細は16から19ページにございますが、款、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、合計いたしまして、歳入合計、調定額1,144万8,834円、収入済額1,132万6,333円、収入未済額12万2,501円でございます。

歳出につきましては14、15ページで、詳細は20、21ページにございますが、款、総務費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計、予算現額1,321万円、支出済額1,130万312円でございまして、特に公債費で住宅新築資金等貸付事業借償還元金および利子でございます。不用額は190万9,688円でございます。

22ページをよろしくお願いいたします。22ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1,132万6,333円、歳出総額1,130万312円、歳入歳出差引額2万6,021円でございます。

23ページの財産に関する調書、基金でございますが、決算年度中増減につきましては、減債基金487万2,000円を取り崩したものでございまして、決算年度末現在高は286万4,000円でございます。

また、議案書67ページにお戻りいただきまして、議案第106号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の24ページをお願いいたします。

それによ、別冊の沈昇者、策壯叫「十成」17年炭付別云訂成八成出沈昇者」の24ページを参照し、しよ9。

この特別会計は、小集落地区改良事業用地および公共用地先行取得用地等の買収を行っております。平成17年度の特別会計における事業につきましては、旧愛知川町で完了いたしておりますので、会計の整理をするものでございます。

歳入につきましては25、26ページで、詳細は29、30ページにございますが、款、財産収入、繰入金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計、調定額、収入済額とも同額で245万5,693円でございます。

歳出につきましては27、28ページで、詳細は31、32ページにございますが、款、公債費につきましては、公共用地先行取得等事業借償還利子でございます。公債費、諸支出金を合わせた歳出合計につきましては、予算現額444万9,000円、支出済額245万5,693円、不用額199万3,307円でございます。

33ページをお願いします。33ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額245万5,693円、これは同額でございますが、歳出総額も245万5,693円となりまして、歳入歳出差引額、実質収支額は0円ということになります。

34ページの財産に関する調書の土地でございますが、公共用地先行取得用地で、決算年度中増減高につきましては、愛知川町の決算でご説明申しあげましたが、平成16年度からの繰越明許分で、仮称ではございますが東部地域公園整備計画用地として4,409㎡を買収したものでございます。決算年度末現在高3万9,803㎡となります。

それでは、もう一度議案書68ページにお戻りいただきたいと存じます。

それでは、議案第107号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることにつきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の35ページをお願いいたします。

この特別会計は、秦荘町決算でも申しあげましたが、国民宿舎金剛輪寺荘を設置条例に基づき設置いたしておりますため、建設資金の起債償還用に特別会計を設けたものでございまして、起債の償還は平成12年度に終わっておりますが、近江鉄道との経営委託契約が継続いたしておりますので、この特別会計を存続させておりますが、特に執行経費はございません。

これらのことにより、歳入につきましては36、37ページで、詳細は40、41ページにございますが、実質前年度からの繰越金になりますが、款、国民宿舎事業収益、項、営業外収益で3,441円、歳出につきましては38、39ページで、詳細は42、43ページにございますが、支出済額はございません。

44ページをお願いします。44ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3,441円、歳出総額0円、歳入歳出差引額、実質収支とも同額で3,441円ということになります。

次に、もう一度議案書戻っていただきまして、69ページをお願いいたします。

議案第108号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算」の45ページをお願いいたします。

歳入につきまして46、47ページで、詳細は50ページから57ページにございますが、款、国民健康保険税、使用料および手数料、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金、財産収入、繰入金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額4億1,325万6,570円、収入済額3億790万5,716円、不納欠損額564万6,762円、収入未済額9,970万4,092円でございます。収入未済額のうち、国民健康保険税の収入未済額につきまして、現年課税分で2,577万5,900円、滞納繰越分で7,392万8,192円ございます。不納欠損処分につきましては、外国出国、住所不定、不景気による収入減等々により102件処理をいたしました。収入未済につきましても同様な理由でございますが、より一層収納率の向上のため努力をしてみたいというように思っております。

歳出につきまして48、49ページで、詳細は58ページから67ページにございますが、款、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保険事業費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額3億676万1,000円、支出済額2億9,899万9,714円、不用額776万1,286円でございます。なお、年度末の世帯数は3,169世帯、被保険者総数は6,743人、うち一般被保険者数は4,067人、退職被保険者等1,041人、老人保健医療給付対象者が1,635人となっております。

なお、国民健康保険事業におきまして、一部企業では経済の上昇傾向と言われておりますものの、まだまだ景気低迷の状態が続きまして、人口増加といったこともございますが、国保の加入率が増加してきております。しかしながら、国保老人の加入者は平成15年度を境に減少傾向にございます。また、医療費におきましては、人口の増加とともに年々上昇しております。一般被保険者・退職被保険者とも平均医療、平均高額療養費が増加しております。

一方、国民健康保険税におきましては、人口の増加とともに調定額は増加しておりますが、経済の低迷等反映いた

ひょうして、1億7,000万円の調定額は1億4,000万円に減りました。収支の増減によっても増減してきている状況でございます。今ほども申しあげました収入未済額も増加傾向にございます。

次に、68ページをお願いいたします。68ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3億790万5,716円、歳出総額2億9,899万9,714円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で890万6,002円でございます。69ページの出資による権利につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。基金につきましては876万9,000円を積み立てておりまして、決算年度末現在高は1億4,267万8,721円でございます。

また、議案書70ページにお戻りいただきたいと思います。

議案第109号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の70ページをお願いいたします。

歳入につきましては71、72ページで、詳細は75から78ページにございますが、款、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額、収入済額とも同額で3億7,848万4,307円でございます。

歳出につきましては73、74ページで、詳細は79から82ページにございますが、款、総務費、医療諸費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額3億7,855万9,000円、支出済額3億6,888万4,287円、不用額967万4,713円でございます。

なお、年度末の老人保健医療受給者は2,269人となっております。老人保健医療受給者はにつきましては、再三申しあげておりますが、平成14年10月の制度改正によりまして、対象年齢が75歳に引き上げられましたことから、対象者が減少傾向となっております。

医療費におきましては、一人当たりの費用額は県下の中ぐらいで、診療の中でも入院の割合が高く、また重複多受診者等の医療受給者が多い状況となっております。平成17年度につきましては、冬期のインフルエンザ等の突発的な疾病による医療費の高騰もなく、各種診療別平均値で推移したところでございます。

83ページをお願いいたします。83ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3億7,848万4,307円、歳出総額3億6,888万4,287円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で960万20円でございます。

議案書71ページにお戻りいただきたいと思います。

議案第110号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の84ページをお願いいたします。

平成17年度に旧秦荘町、旧愛知川町で行ってまいりました事業を引き継いだものでございまして、おおむね工事等は着手しておりますので、愛荘町といたしましては経理上の処理を行ったところでございます。

歳入でございますが85、86ページで、詳細は89ページから92ページにございますが、款、分担金および負担金、使用料および手数料、国庫支出金、繰入金、諸収入、町債を合計いたしまして、歳入合計は8億4,230万2,400円、収入済額8億1,196万6,183円、収入未済額3,033万6,217円でございます。収入未済額につきましては、受益者負担金、下水道使用料でございまして、より一層収納率の向上のため努めてまいりたいというように思っております。

歳出につきましては87、88ページで、詳細は93ページから98ページにございますが、款、総務費、下水道事業費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額8億876万7,000円、支出済額8億370万2,361円、不用額506万4,639円でございます。

99ページをお願いいたします。99ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額8億1,196万6,183円、歳出総額8億370万2,361円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額でございますが、826万3,822円でございます。100ページの財産に関する調書で、出資による権利につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

最後に、72ページにもう一度お戻りいただきたいと存じます。

議案第111号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成17年度特別会計歳入歳出決算書」の101ページをお願いいたします。

歳入でございますが、先ほど申しあげておりますが、介護給付費の財源といたしまして、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料により50%がまかなわれておりまして、残りが国25%、県12.5%、町12.5%の負担となっております。また、第1号被保険者の保険料につきましては、第2期介護保険事業計画によりまして算出されており、それぞれ旧町の決算で説明申しあげましたが、旧秦荘町では月額2,800円、旧愛知川町では月額3,200円を徴収いたしております。合併後におきましては、平成17年度末まで旧町の保険料を徴収いたしまして、平成17年度に策定いたしました第2期介護保険事業計画(平成18年度から平成20年度)によりまして、平成18年度からは愛荘町として月額

3,200円を基準額として徴収いたします。

このようなことを踏まえまして、歳入につきましては102、103ページで、詳細は106ページから107ページでございますが、款、保険料、使用料および手数料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額2億4,285万282円、収入済額2億4,108万1,782円、不納欠損額36万7,500円、収入未済額140万1,000円でございます。不納欠損の理由でございますが、対象者は17人で、1名につきましては転出され行方不明となっております。他は、徴収に数回となく訪問いたしましたが応じていただけなかったということで、不納欠損したものでございます。

歳出でございますが、旧秦荘町、旧愛知川町におきまして、介護保険給付費の9ヶ月分(平成17年3月給付分から平成17年11月給付分)支出いたしまして、愛荘町におきましては残りの3カ月分(平成17年12月給付分から平成18年2月給付分)を支出したところでございます。

歳出は104ページ、105ページで、詳細は112ページから121ページでございますが、款、総務費、保険給付費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額2億4,279万7,000円、支出済額2億560万6,539円、不用額3,719万461円でございます。

次に、122ページをお願いいたします。122ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億4,108万1,782円、歳出総額2億560万6,539円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で3,547万5,243円でございます。

123ページの財産に関する調書、基金の決算年度中の増減でございますが、介護保険給付準備基金で554万966円を積み立て、決算年度末現在高は8,582万2,863円となりました。

以上、平成17年度愛荘町におけます一般会計および8つの特別会計の歳入歳出決算の概要を説明申し上げました。ご審議いただき、決算認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) 長時間にわたりご苦労さんでございました。

ここで監査委員の報告を求めます。西澤議員。

〔4番 西澤久仁雄君登壇〕

○4番(西澤久仁雄君) 監査報告をさせていただきます。

平成17年度愛荘町本決算は、旧秦荘町、旧愛知川町両町が合併し、愛荘町になった関係で、平成18年2月13日から平成18年3月31日までの1ヶ月余りで、主な内容は両町からの継続事業になっている。愛荘町の一般会計決算額は、歳入総額26億2,503万円、歳出総額24億7,943万円で、歳入歳出差引額は1億4,560万円となり、平成18年度繰越事業に充てる繰越財源1,547万円を控除した実質収支が1億3,013万円となっている。

ここで、改めて平成18年3月末現在における平成17年度両町全体の決算数値を審査の結果、次の意見とさせていただきます。

まず、地方債について、一般会計と社会教育主事共同設置事業、住宅新築資金等貸付事業、土地取得造成事業、国民宿舎事業の4特別会計を合わせた普通会計の両町全体では、地方債の返済額が9億8,695万円であった。一方、平成17年度は町営住宅の新築、道路の改良、教育施設の整備をするにあたり、新たに12億4,980万円の地方債を発行し、その発行額が元金返済を大きく上回っている。平成18年3月末現在における愛荘町全体では、一般会計と特別会計を合わせて223億6,000万円の地方債残高がある。地方債の発行にあたっては、事業の優先度を見きわめ、後年度の交付税措置が約束された有利な地方債を厳選し、必要最小限におさえられることを要望する。

まだまだ厳しい局面が予想される中、国が進めている三位一体の改革により、国庫補助金の負担の廃止、縮減、地方交付税の見直し、税源移譲、配分の見直しや県の財政構造改革プログラムによる事務事業補助金等の見直し、削減などが見込まれるなど、行財政環境は一層厳しさが増すものと予測されることから、愛荘町においても財政の健全化、中長期展望から模索する重要な時期に差しかかっている。

平成17年度の決算分析数でも示されているように、財政力指数、毎年0.5台を推移しており、経常収支比率は84.9%、地方債残高比率は213.5%、公債費比率は15.6%という結果が出ている。まさにこれらの数値が示すように、当町の財政は決して健全な財政状況とは言えない。新たな住民サービスをするために、次々と地方債を発行する従来の方法を変換して、たとえばわずか1%から2%でも地方債残高の純減をさせねばならないと考える。

収入未済額の件については毎年問題提起されているが、平成17年度決算においても両町合わせて、町税総収入26億6,000万円に対して、平成18年3月末では3億6,100万円もの収入未済となっている。これは、本来収入すべき金額の実に12%を占めていることから、引き続き抜本的対策による具体的回収策を講じられたい。

今後、歳出においては、行政経費の削減による町財政の健全化が合併の最大の目的であったが、いよいよその本来の目的に向かって具体的施策が待たれる時期に入ってきた。義務的経費の中でも、人件費は平成17年度で15億4,800万円と大きなウェートを占めている。人件費を1割一般行政経費である物件費や補助費と、すべての面にわ

たって点検し、経費削減を図られるよう要望する。

また、新たな起債による事業の見直しと経費の削減によって、前述した地方債残高を災害時などの特別年度以外は毎年確実に減らしていくよう強く提案するものである。

平成17年度の両町の入札結果を監察した。今後は、町長が公約されるように、町民から見ても不信を抱くことのないよう、よりよい制度の構築に向け努力されることを期待する。

最後に、かつての地方公共団体は、住民に対し事業を計画して予算を編成し、その予算を正當に執行することでその責任が達成されたと考えられた。しかし、近年はこの予算の執行にとまらず、事業そのものの評価が問われており、今後徐々に行政評価の方法が具体化されると思われる。一つの方策として、予算会計の特徴も勘案しながら、損益会計の概念の取り入れ、町財政が一望できるバランスシートの作成に向け、前向きに検討されることを希望いたします。

以上、意見、指摘、要望して、審査結果は適当と認め、決算報告といたします。

◎延会の宣告

○議長(久保田九右衛門君) お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎休会の宣告

○議長(久保田九右衛門君) お諮りします。議事の都合により、9月15日から9月27日までの13日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、9月15日から9月27日までの13日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は9月28日午前9時です。よろしくお願い申し上げます。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

平成18年9月 愛荘町議会定例会

3日目(平成18年9月28日)

開会:午前9時00分 閉会:午後01時35分

議会日程

- 日程第 1 議案第 88号 平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第 89号 平成17年度秦荘町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第 90号 平成17年度秦荘町国民宿舎特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第 91号 平成17年度秦荘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第 92号 平成17年度秦荘町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第 93号 平成17年度秦荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第 94号 平成17年度秦荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第 95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 9 議案第 96号 平成17年度愛知川町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第10 議案第 97号 平成17年度愛知川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第11 議案第 98号 平成17年度愛知川町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第12 議案第 99号 平成17年度愛知川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第100号 平成17年度愛知川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第101号 平成17年度愛知川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第102号 平成17年度愛知川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第16 議案第103号

平成17年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第17 議案第104号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事
共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第18 議案第105号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて

日程第19 議案第106号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

日程第20 議案第107号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

日程第21 議案第108号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

日程第22 議案第109号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

日程第23 議案第110号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

日程第24 議案第111号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求
めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

追加日程第1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第2 議案第114号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第3 議案第115号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第4 意見書第2号 町教育の振興発展ならびに充実に関する意見書

追加日程第5 議提第12号 愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議

追加日程第6 議提第13号 議員派遣について

出席議員(16名)

1番 辰己 保

2番 上林 貞

3番 森 隆一

4番 西澤久仁雄

5番 河村善一

6番 本田秀樹

7番 小川 勇

8番 珠久清次

9番 竹中秀夫

10番 吉岡あみ子

11番 森野榮次郎

12番 小杉和子

13番 瀧 すみ江

14番 水野清文

15番 宇野義美

16番 久保田九右衛門

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君) 皆さんおはようございます。早朝よりご苦労さんでございます。
ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第88号～議案第102号、議案第103号～議案第111号の質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第1、議案第88号から日程第15、議案第102号まで、日程第16、議案第103号から日程第24、議案第111号までを一括議題とし、9月14日の議事を続けます。

まず、議案第88号 平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付しております決算質疑の順序により分割して行います。

一般会計歳入全部、7ページから27ページについて質疑ありませんか。13番 龍 すみ江君。

○13番(龍 すみ江君) はい、13番 龍 すみ江。7ページの固定資産税の部分にかかわってですが、先日、担当課の方で、旧愛知川町と同じように旧秦荘町では固定資産税の同和減免が行われていたということをお聞きしております。旧愛知川町の場合ですと、対象の住民の方にその内容、固定資産税の方の通知書の中に同和減免のされている旨の内容などを伝えてきているという経過がございます。旧秦荘町の方ではそのような同和行政終結に向けた取り組みをされておられたのであれば、その内容を答弁をお願いしたいと思います。

また、その部分についての到達点についても答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 税務課長。

○税務課長(小杉勝三君) ただいまのご質問に対してお答えをいたします。

固定資産税の同和減免でございますけれども、旧の愛知川町、旧の秦荘町、それぞれ当初の課税明細の送付時に、平成18年度からそれぞれの町の該当者に通知を行っております。

また、同和減免の到達点でございますけれども、固定資産税の同和減免につきましては、地対財特法の一部を改正する法律が失効した時点で全国的に見直しをされ、検討をされてまいりました。しかしながら、旧愛知川町、旧秦荘町におきましては、同和対策の中で残された課題解決のために継続して固定資産税の減免を実施してまいってきたところでございます。

今回、合併を機会に見直しすることとし、減免適用する前の減税に戻すことについての検討を行っておりますけれども、急激に納税者の税負担が大きくなることへの軽減策も考えなければならないと考えております。

したがって、固定資産税にかかる同和対策減免制度の今後の方針、具体的な見直しにつきましては、近隣の市町の現状も参考にし、地域の関係者とも協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費、28ページから総務費、43ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、民生費、43ページから衛生費、56ページまでの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長(久保田九右衛門君) 13番 龍 すみ江君。

○13番(龍 すみ江君) はい、13番 龍 すみ江。民生費の町のデイサービスにかかわってですが、老人福祉費、46ページにかかわってになろうかと思っておりますけれども、私は何年か前に介護保険制度がはじまった時分に、旧の秦荘町の方が町が認定事業者となって介護保険のサービスをされているということで、本当によいことをされているということで担当課の方にも、秦荘町の方に出向き、その内容をお聞きしたこともあるという経過もあるわけなんですけれども、今この合併によって旧の秦荘町の決算にかかわらせていただいたので、この機会にお聞きしたいの

に答弁したい。認定争争有となつてしまつた。答弁に、町が認定争争有となつてしまつた争争効本にない。答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) お答えをいたしたいと思います。

ご承知のように、介護保険制度がはじまって、当初、町の方で事業所としてやっていくというのが旧の秦荘町の当時の町長の方針でもありました。こういう旧の秦荘町でなかなか事業主さんが進出してこれないのではないかとといったような危惧がありまして、当面デイスサービス等については町が事業主体となって、それを社会福祉協議会にその事業を委託して当面進めるべきではないかというような方針で進められたものと承知しております。

ただ、もう介護保険も12年からはじまって7年というようなことでございまして、一定軌道に乗ってきて、また社会福祉協議会も合併をしていただいて、旧の愛知川町の社協ではデイスサービスの事業主として社会福祉協議会がされているというような経緯もありまして、この4月から社会福祉協議会にその事業をお任せしていくという方向で進んできたものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費、56ページから消防費、69ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。旧愛知川町、旧秦荘町とも同じであるわけですから、ここで質疑を行っておきます。

愛知川沿岸に対する協力金、科目が旧町とも出ているわけです。それで、ご存じのように第2ダムに関する裁判結果が出ております。こうしたことから、その愛知川沿岸への協力金が、対してどうであるのか、今後の対応についてどのような見解を持っているのか、そのことについて、拠出に対する考え方ですね、どのように総括をされているのかを、答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) 第2ダムに対します積立金にかかる拠出の件のご質問だと思うんですが、ご承知のように、大阪高裁によりまして判決が出まして、ただいま最高裁の方へ上告中ということでなっております。17年度は積立金を拠出、各地方自治体からしましたけれども、18年度はその判決を見守っていくということで、18年度の執行につきましては予算要求いたしておりません。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。では、今答弁のとおり上級において審議がされていくわけです。しかし、その判決によっては今日までの拠出そのものが問われてくるというふうに考えるわけです。ですから、私は今、単なる経緯を聞いているわけではなくて、そうしたことを含めて、拠出していることへの総括をどのように整理しているのかということを探ねているんです。

○議長(久保田九右衛門君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) 第2ダムの必要性につきましては、もう長年の要望事業でございまして、水不足は深刻な問題でございます。それに関しまして、判決次第によりますけれども、今後見守って、第2ダムの、もし判決がノーと出れば、それにかわる代替措置も必要かと考えております。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。今言われたように、代替措置は地元の永源寺でさえ自然を守るという立場から、要するに貯水池、用水の再利用、排水の再利用ということは訴えられ、当然それに伴った事業が現在も計画的に進められているということです。ですから、水の確保にあって第2ダムありきではなく全体の、要するに面積から、また立地条件、環境等から、当然旧愛知川町においては大きな課題になっているわけです。

ですから、そうした第2ダム云々ではなくて、やはり代替事業によって解決ができるという方向性も示されています。そうしたところから、私はダムへの対応が行政としてもこうした経緯で問われているのではないかとというふうに考えております。

ですから、今答弁があったように、代替事業を考えていかなければならないという発言があったわけですから、私は所管として、また愛荘町として、代替の事業を進めることによって水の確保が可能になるということの方が適切ではないかとというふうに考えられますが、担当課としての考えを聞いておきます。

以上を訴えさせていただきます、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第88号 平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成17年度秦荘町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第89号 平成17年度秦荘町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成17年度秦荘町国民宿舎特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第90号 平成17年度秦荘町国民宿舎特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成17年度秦荘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。私は、この91号に関して、旧愛知川町と同じことになりますので、あわせて答弁を含んでいただかざるを得ないということに思っています。

やはり、この件についても、たび重なる政府において国会において改定がなされてきました。国会でのそうした動きに対して、地方自治でありますので、当然それを遵守していかざるを得ない、その制限はあります。

そうした国保に関する法律改正に伴った影響ですね。どのように、要するに旧町において、こうした国会における改

定が国保会計を安定化させているというふうにご評価をされているのかどうか。また、地方自治においては当然、特に旧愛知川町においては労働者の条件が大きく変わった中で国保加入者が増えるという側面もあります。そうしたことをどのように国保会計の上から、こうした労働条件の変化、また上法の改定、この面からどのような影響、また総括をどうされているのか答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君) 住民課長。

○住民課長(福田俊男君) ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険の改正に向けての考え方でございますが、本年の6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が施行されまして、平成20年4月の医療制度の改正に向けて7段階で改正が順次行われようとしております。この改正の大きなポイントにつきましては、一定医療費が増高しておる中で医療費の適正化計画の推進、これは県が特に計画を作成しながら20年以降推進をしていくものでございますが、それとあわせて新たな高齢者の医療制度体系を確立する部分、それと3点目には保険者の再編、統合という大きな柱、3つの柱でこの改正が行われたところでございます。

その中で、国民健康保険に関する部分につきましても、一定本年の10月から第2段階目として、いわゆる現役世代並みの所得を有しておられます高齢者の方に対する一部負担金等の改正が行われたところでございます。

これらにつきましては、国民健康保険制度につきましては将来にわたって持続可能な国民皆保険制度を維持していくということが大前提でございまして、その中で、こういうふうな現在の制度を支える運営の財政安定基盤を含めて改正がなされたところでございます。

健康保険等に伴っては皆さん方の保険税を財源を主にしまして公費の投入をしながら運営をいたしているところでございますが、一定高齢者率の高齢化に伴ってこれからますます後期高齢者等の医療費の増高も見込まれる中で、平成20年4月からは新たな制度として、現行の老人保健事業から一定75歳以上の方を対象にした後期高齢者医療制度というものが創設されることになっております。

したがって、これらの保険税の財源等に充てる部分については、皆さん方の、先ほど申しました保険料等をもって充てているわけでございますが、一定それぞれの健康保険組合等から拠出する部分も健康保険の中で負担をさせていただきながら運営しているわけでございまして、制度間の医療費の負担の不均衡の調整を図るという意味からも制度の再編が行われてきたところでございます。そういう中で、安定運営を維持していくということも考えながらこの制度が図られたということで認識をさせていただいております。

それから、1点目に健康保険にご加入いただいております保険者が、社会の動向によって景気は持ち直しは見せているというもののまだ横ばいの状態でございまして、保険料等の徴収につきましても努力をさせていただいているところでございますが、被保険者の増高に伴って、調定額は上昇いたしておりますが、1人当たりの調定金額につきましてもやや下降ぎみでございまして、収納率につきましては年々低下しているというふうな状況でございまして、現在この徴収に向けての取り組みをさせていただいているところでございます。

そういう中で、健康保険につきましては、皆さん方の命にかかわる問題として保険対応させていただいているところでございますが、一定、運営につきましては国民健康保険運営協議会で運営全般についてのご審議をいただきながら適正な運営に努めておりますので、今後とも協議会での議論を踏まえて、特に現行は保険料が不均一課税になっております関係から、本年度につきましては平準化、一定、応益応能割りの50%・50%での比率に向けての取り組み、あるいは税率の改正に向けての協議をいたしているところでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。国の改定に伴った、特に国の支援ですね、その変化をお尋ねしておきます。

そうした、当然国民健康保険会計は安定的運営が求められるわけです。ですからそれに伴った、順次、町条例では改定を行っているところです。が、しかし、そうした改定に伴って国の支援がどうなっているのかということはやはり大事であります。そうした社会変化に伴って加入者の増、また加入者はふえるけれども、実際は国保税が払えない実態をつくり出している。こうしたもとで政府からの支援、これがそうした地方自治体の実態を踏まえてどのように変化をしているのか、答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君) 住民課長。

○住民課長(福田俊男君) お答えいたします。

制度改正に伴って国等の支援についてのご質問でございますが、まず、本年改正に伴って18年4月にさかのぼって、現行の高額医療費の共同事業につきましては従来、対象医療費が70万円でございましたが、これが80万円に

引き上げられて、一定保険費の共同事業、高額医療費の共同事業ということで対応をさせていただいております。これについては当然基準額を超える部分の総額に対する補助等が受けているものでございます。

あわせて、この10月からは保険財政共同安定化事業という事業の取り組みに対しての補助がされることになっておりまして、一定、保険者間の、特に小規模保険者の運営を安定化させるために共同安定化事業という交付金の創設がされまして、レセプトにつきましても1件30万円を超えるものについてはこの共同安定化事業で医療費の対象にするということで、これらに伴います支援を受けるものでございます。

大きくは、前段申しあげました国民健康保険制度の財政基盤の強化に向けて、平成17年12月18日に総務大臣あるいは財務大臣、厚生労働大臣、3大臣の合意事項として、これらについては継続をしていくということで創設を見たものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長(久保田九右衛門君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。議案第91号 平成17年度秦荘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対をいたします。

今、答弁でも明らかになりましたように、結果としては、これ今後のことではありますが、30万円以上の医療費対応、そして70万円が80万円への引き上げ、そうしたのを見ても、結果としては地方自治への負担、要するに相互援助、こうした対応で、国そのものの責任を果たそうとしない。それに見合った税源移譲が確保されていない。こうした現状では、本当に国民健康保険、一番身近な町民の皆さんの命と健康を守るべき会計の安定化、しかも限りなく安定が求められている中で政府の力で脅かされているという実態が明らかになったと思います。

私は、やはり医療の予防、本町もそこに力を入れてやっているわけですが、一番大事なそのところを政府自身が見ようとしません。このこと自体が今の医療費総額を大きく引き上げている。このことの原因を私たちはしっかりと国に向かって訴え、それに見合った税源確保が必要になっています。

これに反して、残念ながら政府はただ総額の抑制のみにかかっている。また、この場所で論じておきますが、老健においても同じであります。

このように、弱者、今、医療手だてが欲しい、こうした人たちが病院から遠ざからざるを得ない現状があります。

こうした社会保障の後退は、残念ながら、高額所得階層や大企業の利益を擁護するという、そのためには財源は使う、逆に言えばその負担を軽減する、その肩がわりに国民すべてに負担を押しつけるという傾向があるわけです。

こうした政府の流れをしっかりと私たちは見きわめていかなければ、地方自治の、また一番大切な町民さんの命と健康が守れないんだということをしっかりと私たちは受けとめて、政府に対して物が言えるというそうした地方自治、つくっていくことが非常に求められているということを強く訴えて、反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第91号 平成17年度秦荘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成17年度秦荘町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。よって、議案第92号 平成17年度秦荘町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成17年度秦荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第93号 平成17年度秦荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成17年度秦荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番 龍 すみ江君。

○13番(龍 すみ江君) 13番 龍 すみ江。17年の10月より施設入居者に対しホテルコスト、居住費と、そして食費が原則利用者負担ということになっております。それによって施設側も介護報酬の見直しなどで負担が、負担いうのか経営の状態が大変になってきていることを聞いておりますけれども、こちら秦荘町の方の決算においてであります。総括してお聞きしたいと思います。

制度改正による利用者の負担、そして施設を退所せざるを得ないとか、そのような声、負担が多くなったというような声について、もし把握しておられるようなことがありましたら、その状況について答弁をお願いしたいと思います。また、施設側の方もお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) それでは、今の龍議員の質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、議員おっしゃったとおり、昨年の10月から施設においてホテルコスト分を個人からいただくというようなことで介護保険法が改正をされました。これによって、一定、今まで食費とかホテルコスト分についても保険給付の対象であったわけですが、それが対象外ということになって、入所者におきましては一定それらの負担が増になったということをご承知のとおりであります。

ただ、これにつきましては特定入所者介護サービス費の補足給付というようなことで、所得によりまして一定その満額の差額分については公費負担をさせていただくというような制度もございます。

今のところ、介護保険の改正によって町内の方がその施設から退所されたというようなことは聞き及んでおりません。ただ、施設においても、保険給付の改定がされて平均4%給付額が下がったというようなことでございまして、施設におきましてもそれぞれ経営努力をされて、その減額分を圧縮されて経営をされているということを認識しております。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) 13番 瀧 すみ江。議案第94号 平成17年度秦荘町介護保険特別会計歳入歳出決算について反対を表明します。

特に、先ほど質疑もさせていただきましたが、平成17年度は10月から施設入居者に対し居住費と食費が原則保険給付の対象外となり、自己負担を強いられるようになり、施設側にとっても運営難を導くものとなりました。

改悪はこれだけにとどまらず、18年度には介護保険の大幅な見直しが行われました。軽度から重度まで、すべての利用者に負担増とサービスの低下を押しつける国の方針を批判する立場から、後ほど審議される愛知川町と愛荘町の介護保険特別会計に対してもこの場で反対を表明し、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第94号 平成17年度秦荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付しております決算質疑の順序により分割して行います。

一般会計歳入全部、10ページから45ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費、46ページから総務費、71ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、民生費、72ページから衛生費、95ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、労働費、94ページから消防費、115ページまでの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、教育費、116ページから予備費、145ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

最後に、歳出全般についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。工事入札について質疑を行います。

旧の愛知川町の工事事業、当然、毎年度予算計上され、その旨執行され、決算認定を受けていくという手続きを踏んでいます。が、愛荘町になって工事の入札制度の変化が、旧の愛知川町の工事入札のあり方、これは自然として問われてこざるを得ないというふうに思うわけです。

愛荘町になって落札率が90%を超えているという状況を、今の私から知り得る範囲では、ないという状況です。しかし、旧町の、しかも平成17年度の工事入札の結果を見ると、70数%がたしか2、3件、あとほとんど97%以上という現実があります。

こうした旧町の入札制度についてどうであったのか、どのような認識を持っているのかについて、この答弁はだれがなすべきかは非常に難しい。で、総務主監に答弁をいただくかというふうに思っています。

次に、先ほども出ていたわけですが、同和減免について。これも非常に、ここで質疑をしなければならないという難しさがあります。

先ほどもあったんですが、私は旧の愛知川町の場合、たび重なる質疑を行っています。返ってくる答えは、同対事業がまだ差別があるからと、そうした言葉、それ以上の言葉も出てこないわけです。やはり事業効果というものがどうであるのかは検証すべきです。ですから、同和減免を実施してきた事業効果、皆さんは自立を求めて、また自立のために同対事業を促進する、こうした観点からも、この同和減免の継続がどうであるのか、こうした総括は必要です。また、新たに設置されたコミュニティづくり実行委員会補助金、それについても、もう言葉を多く語る必要はないわけですが、旧秦荘町において同対事業が終結していないのかどうかも含めて、愛荘町の観点から旧町の評価を求めておきます。

○議長(久保田九右衛門君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) 今いただきました入札制度の質問でございますけれども、ご承知のように、旧町では指名競争入札というような方式で行ってまいりました。新町になりましてから入札の制度の大幅な見直しをさせていただいて、ほとんどの事業につきましては条件付きの一般競争入札というような形で仕組みを変えさせていただきました。

結果、質問にもございましたように、落札の率については大幅に異なった結果というような数字があらわれておりますけれども、それは結果でありまして、旧の方式がどうであったというようなことについての検証というものはできないであろうというふうに思っております。あくまでもそれは制度の改正による結果であるというように認識をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 私からも一言コメントさせていただきたいんですが、4月以降、入札制度の透明・公正・競争性の確保ということで大幅な改正をさせていただきました。地元の業者の皆さんにとっては本当につらいところも大変あったかと思ひますし、結果として本当に骨身を削ってこの制度の理解をいただいて、今頑張って入札をいただいているというふうに私は大変敬意を表している次第でございます。

これからぜひ、非常に厳しい中でございますが、技術力を高め、また競争力を高めていただけないというふうに思っておりまして、現段階では大変なご努力をいただいていることに対して心から敬意を表している次第でございます。

○議長(久保田九右衛門君) 税務課長。

○税務課長(小杉勝三君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

固定資産税の同対減免につきましては、昭和40年の同和対策審議会の答申の精神を踏まえまして、歴史的、あるいは社会的理由により生活環境等の安定、向上が阻害された地域を改善し、経済力を養い、住民生活の安定及び福祉の増進等を図るため、昭和53年度より実施をまいったところでございます。その結果、住環境等の物質的な生活環境につきましては改善が進んだわけでございますけれども、就労あるいは教育、産業などの分野においてはなお解決すべき課題が残されており、今なお誤った差別意識の中で依然として差別事象が発生しているわけでございます。

こうしたことから、固定資産に係る同対減免の制度の今後の方針、具体的な見通しにつきましては、先ほども申しましたように、近隣の市町の状況も参考にいたしながら地域の関係者と協議をさせていただき、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申しあげます。

○議長(久保田九右衛門君) 人権政策課長。

○人権政策課長(西川都々子君) 失礼します。コミュニティ実行委員会の関係でございますけれども、同和問題の早期解決と、それから地区の自立支援、向上のための活動に対して補助金を交付させていただいております。これも以前からたびたび同じことを申しあげているわけでございますけれども、同和問題が一日も早く解決するために、この補助金については継続させていただいているところでございます。

そして、旧の秦荘地区の長塚地区につきましては、ハード事業の方につきましてはすべて完了いたしております。このコミュニティづくり実行委員会の補助金につきましては、旧の秦荘町の長塚地域においては交付されておりましたけれども、平成17年度に実施した同和対策事業の完了に伴い、平成18年度より、旧の秦荘町の長塚地区に限り、この補助金を交付してまいりたいと考えております。

んどしたけれども、平成18年度におさまし（合併とともに見直しをさせ（い）にたさし、それぞれは地区同様に取り扱いをさせていただくような形で現在進めさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久保田九右衛門君） 1番 辰己君。

○1番（辰己 保君） 1番 辰己。今、特に入札問題については当然制度に違って違いが出てくるということで、検証するしないは、また全体として今後の議論ということになっていくだろうというふうに思います。

また、同和対策事業にかかわる種々の事業、それについても、残念ながら、その施策を実行する中で事業効果はどうであるのかという質疑をしているわけです。続けさせていただくとか、そうしたことの質疑をしているわけではない。これは決算ですから、事業効果を検証しているわけです。残念ながら非常に無理があるということだけが明らかになりました。

この件についても、旧町のそれぞれの質疑に対してどのように答えていくのかというのは、残念ながら愛荘町になって人事が行われているわけですから、また旧町についての答弁もなかなか整理をするというところまでいっていないのかもしれない。が、やはり事業効果についてどうであるのかだけは避けて通れない。新町に対してどういうまちづくりが必要なのかということが、おのずと答えが出てくるからです。

だれもが答弁できないのならもうこれで結構ですが、一応質疑を行っておきます。

○議長（久保田九右衛門君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） 同和減免の事業効果等々についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、同和減免の件というのは、今ほども税務課長が申しあげたとおりでございまして、もともと小集落地区改善事業等で地区住民の方々の出費が多かったという中で、少しでも軽減措置を図るというようなことで実施されたものでございますが、そうしたものでずっとやってきまして、一定、生活改善はなされたんじゃないかなというように理解いたしますが、本来ならば法失効の段階で見直すべき事項であったかと思うんですが、その時点ではまだ差別が温存していたという問題もございまして、旧両町では継続してきたということでございます。

したがって、今までの同和減免の効果というのは、当然それなりに地区住民には効果はあったというように理解をいたしております。

しかしながら、これをどこまで続けるのかということにつきましては議論があるところでございますので、いわゆる前回の一般質問にもお答えしましたけれども、周辺市町村の動向等々を見きわめながら、やはり事業効果といえども今後どうしていくかということについては見直しも含めて検討させていただきたいということでございますので、今日までの事業については当然効果があったというように理解をいたしております。

○議長（久保田九右衛門君） ほかに質疑ありませんか。13番 瀧 すみ江君。

○13番（瀧 すみ江君） はい、13番 瀧 すみ江。環境衛生費にかかわって、90ページですけども、旧愛知川町で町民の方の声を反映させて実現してこられた施策で、ごみの年間週2回収集の実施、そして犬死体処理補助金がございまして。これは本当に町民の方の声をとらえていただき、実施に持っていかれたものです。これはやはり事業効果という面では認められるからこそ新町にも広げられたというふうに考えます。この2つの施策、旧愛知川町における事業効果についての見解を、住民課長の答弁を求めます。

○議長（久保田九右衛門君） 住民課長。

○住民課長（福田俊男君） お答えをさせていただきます。

ごみ収集の完全週2回収集と、あわせて犬死体処理の補助金の事業効果ということでございますが、まず、ごみ収集に関しましては、一定ごみの減量化等に、分別収集とあわせて取り組みをさせていただいておりますが、非常にごみの量というのは年々人口増加とともに増加をいたしております。

そういう中で、従来、夏場の週2回収集のみを行っておりましたが、一定ごみの生ごみ処理器等の減量化に向けての施策も取り組みをさせていただいておりますが、土地等のお持ちでない方等が多くおられる中で、収集回数を増やしながら、一定ごみ収集の回数を完全週2回に展開をさせていただいたというふうな経緯がございます。

また、犬の死体処理につきましても、愛知郡の広域斎場につきましては開設当初から一定、人のみの火葬場ということでスタートいたしております。施設全体にそれらの処理をする施設構造になっておりません関係から、環境保全の観点からも、犬等の死体につきましての処分を民間事業者等でされた場合について補助をさせていただくということで取り組みをさせていただきました。

いずれも一定、住宅事情等の関係もございまして、今申しあげましたように環境保全の観点からそれらの事業の取り組みをさせていただいて、これらにつきましては一定皆さん方の生活衛生に関します意識の向上と利便性の向上ができたものと理解をさせていただいております。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（久保田九右衛門君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者あり）

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 1番 辰己。議案第95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算について反対をいたします。

今、質疑の中でも明らかになったと考えます。税金の使い方という問題を論点として私は行いました。やはり新町になっての対比ではありますけれども、旧町のそうした入札制度のあり方がどうであったのかは、やはり検証をしなければならぬ。97%以上の落札率が、勝手な換算率ではありますけれども、85%に換算すれば1億円の財源が作り出せる。指名業者5社の事業において換算をすれば、約5,000万円の不用額をつくり出す。この額は、やはり税金を住民のサービスに使う、この目線にあれば何らかの方策があったのではなかろうかと、この17年度の決算において推察をすることができるということになります。5,000万円、1億円というこの地方自治においての財源確保は、皆さん方が言っているように、緊縮財政のもとでの財政運営、このような中でいかにそのことも改めて検証をしていかなければならぬ。こうしたことを私はあえて訴えているのは、新しい愛荘町が住民サービス、住民の生活向上、支援、こうしたところに使われていくことを切に訴えて反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第95号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前11時29分

○議長(久保田九右衛門君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第96号 平成17年度愛知川町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第96号 平成17年度愛知川町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成17年度愛知川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第97号 平成17年度愛知川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成17年度愛知川町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。13番 龍 すみ江君。

○13番(龍 すみ江君) 13番 龍 すみ江。反対討論を行います。

議案第98号 平成17年度愛知川町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算に対し、反対を表明します。

平成16年度公共事業用地先行取得事業の繰越明許として公共事業用地の先行取得をしています。合併後に使用方法を協議するが、土地だけは先に買っておくとして、愛知川町行政は東部地域公園用地を起債して買い上げました。使用目的も起債の償還も合併後に見送りとなり、愛荘町においては新たに管理費も発生しました。このように、先の見通しを持たずに目的のない土地を先行取得した愛知川町行政の無責任な姿勢は許されないものです。

また、後ほど審議される議案第106号 愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算においても、目的のない土地取得に起因した利息の拠出は断じて許されないことをあわせて訴え、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第98号 平成17年度愛知川町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成17年度愛知川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第99号 平成17年度愛知川町国民健

康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成17年度愛知川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第100号 平成17年度愛知川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成17年度愛知川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第101号 平成17年度愛知川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成17年度愛知川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第102号 平成17年度愛知川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 平成17年度愛知川町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付しております決算質疑の順序により分割して行います。

一般会計歳入全部、10ページから45ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費、46ページから総務費、61ページまでの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、民生費、60ページから衛生費の79ページまでの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、労働費、78ページから消防費、91ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

次に、教育費、90ページから予備費の123ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

最後に、歳出全般についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) はい、13番 瀧 すみ江。最後のページ、基金のところですけども、旧秦荘町、旧愛知川町、それぞれの基金がありましたけれども、この基金、合併されてどの基金とどの基金というふうに、基金の構成が変わっていますので、もともと旧町にあってこの場所のない基金はどのようにまとめられたというような説明を求めたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時48分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(山田清孝君) 基金の調整関係について、2町の状況を説明させていただきます。

まず、財政調整基金の関係でございますが、これにつきましては愛知川、秦荘、両町にありましたので、それを足したものを財政調整基金にいたしております。

次に、減債基金の関係でございますが、これも同様で、愛知川町、秦荘町にあったものを足して減債基金に統合しております。

次に、地域基盤づくり推進基金の関係でございますが、申しあげます。愛知川町にありました地域づくり推進基金、それから同じく愛知川町の地域振興基金、愛知川町の公共公益整備基金、それと秦荘町のふるさと創生基金、同じく秦荘町の地域基盤整備基金、これをあわせたものを地域基盤づくり推進基金とさせていただきます。

次に、福祉保健基金の関係でございます。愛知川町にありました地域福祉基金と秦荘町にありました地域保健推進基金をあわせて福祉保健基金とさせていただきます。

次に、ふるさと水と土基金でございますが、愛知川町にございましたふるさと水と土基金と秦荘町にありましたふるさと水と土保全基金をあわせて、ふるさと水と土基金という形にさせていただきました。

シンボルリバー基金の関係でございますが、これは秦荘町にございましたシンボルリバー基金をそのままシンボルリバー基金とさせていただきます。

次に、町営住宅建設整備基金でございますが、これは愛知川町にございました町営住宅建設整備基金の分をそのままスライドさせたものでございます。

防災基金につきましても、同じく愛知川町にございました防災行政無線整備基金ですか、その分を防災基金としたものでございます。

次に、教育振興基金の関係でございますが、これは愛知川町にありました教育振興整備基金と秦荘町にありました教育振

次に、教育振興基金の関係でございますが、愛知川町にありました教育施設整備基金と秦荘町にありました体育振興基金、文化振興基金の3つをあわせて教育振興基金とさせていただいたものでございます。

町史編さん基金につきましては、秦荘町にあったものを挿入させていただきました。

都市開発基金につきましては、そのまま、両町にございましたので、足させてもらったものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第103号 平成17年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第104号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第104号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第105号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第106号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第107号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第108号 平成17年度愛荘町国民健

康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第109号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第110号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第111号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(久保田九右衛門君) お諮りします。ただいま人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、議案2件、意見書1件、議提2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、議案2件、意見書1件、議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(久保田九右衛門君) 追加日程第1、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

〔議会事務局長 村木一夫君登壇〕

○議会事務局長(村木一夫君) それでは、私の方から人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

この人権擁護委員につきましては、秦荘地域3名、愛知川地域3名の計6名を任期3年をお願いをいたしております。

現在、人権擁護委員であります川原623番地にお住まいの辻野康司さんが平成18年12月31日をもって任期満了となります。このことから、大津地方司法局から人権擁護委員の推薦依頼がございました。

新任の候補者として、川原766番地3にお住まいの辻野逸司さんを推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長より議会の意見を求められております。適任であるか否かの意見を願います。

人権擁護委員さんの役割、使命につきましては、国民の基本的な人権が侵害をされることのないよう監視し、これが侵害された場合にはその救済のために速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及、高揚に努めていただくことになってございます。

また、任期につきましては、法務大臣から任命がされるものでございますが、委嘱発令日の統一化によりまして平成19年1月1日から3年間となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) これより意見の発言を求めます。14番 水野君。

〔14番 水野清文君登壇〕

○14番(水野清文君) 人権擁護委員の推薦について、意見を申し上げます。

辻野逸司さんは、住所、愛荘町川原766番地3、昭和25年7月9日生まれの56歳の方で、今日までに地元川原地区分館長、青少年育成協議会委員を務められ、また平成15年度からは2年間にわたり川原地区同和教育推進協議会会長を歴任されるなど、主に人権問題に精通されてこられた方であり、国民に保障されている基本的人権の擁護や自由人権思想の普及のため活躍をされてこられました。

辻野さんは人格、識見高く、資性温厚で円満、誠実な人柄であり、社会貢献の精神に基づいて今後、人権擁護委員としてのその使命を発揮されるものと考えております。こういった極めて適性な方を人権擁護委員に推薦されることはまことに適切な人事であると思います。

したがって、適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) ただいま水野議員から発言のありました「適任である」との意見を議会の意見として町長に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、「適任である」との意見を町長に回答することに決定しました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 追加日程第2、議案第114号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

〇〇〇〇

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第114号 契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

- 1、契約の目的、平成18年度工事第49号、愛知川西面整備工事(国8御幸工区)。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約金額、3,769万5,000円。
- 4、契約の相手方、住所、滋賀県東近江市東沖野3丁目8番17号。氏名、満田工業株式会社、代表取締役、田中博。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第114号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 追加日程第3、議案第115号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、議案第115号でございます。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

- 1、契約の目的、平成18年度工事第50号、愛知川西面整備工事(愛知川～国8工区)。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約金額、9,471万円。
- 4、契約の相手方、住所、滋賀県大津市中庄1丁目15番18号クレストビル2階。氏名、ライト工業株式会社京滋営業所、所長、岩本正幸。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第115号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 追加日程第4、意見書第2号 町教育の振興発展ならびに充実に関する意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。14番 水野君。

〔14番 水野清文君登壇〕

○14番(水野清文君) 町教育の振興発展ならびに充実に関する意見書。

県下13町の教育委員会は、教育改革が目指す理念のもと、学校教育はもとより、生涯学習の拡充、体育・スポーツの振興、芸術・文化の振興、教育行政の活性化等、広範な教育諸課題に取り組み、地域住民の付託に応えるため鋭意努力を重ねているところであります。

昭和38年に、当時文部省は市町村教育委員会、中でも町村教育委員会の指導体制を確立するために充て指導主事制度を発足させ、本県では昭和49年度より、県内43町村に対して、校長職の優秀な充て指導主事(教育参事)1名を配置していただき、本町においても教育の振興発展に多大な成果をあげてまいりました。

また、急激な社会の変化や動向に対応して、県民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる生涯学習社会を築いていくことが強く求められ、昭和49年度より指導的立場の中核にある派遣社会教育主事制度が発足したことも周知のとおりであります。

本県の派遣社会教育主事は、PTA活動の指導や青少年対策等、学校と地域や家庭をつなぐ活動の推進に携わっており、特に、学校週5日制に伴う学校外活動にも、関係機関相互の連絡調整役として活動しております。また、スポーツ担当は、各町村の体育指導委員協議会、体育協会、スポーツ少年団等への助言や、総合型地域スポーツクラブ等の組織づくりと運営の指導に努め、更には地域スポーツ指導者の養成、スポーツ行事の企画や運営等に携わり、生涯スポーツの推進に大きく貢献しているところであります。

しかしながら、三位一体改革の進展や新しい教育のあり方が議論される中、さらに、本県の厳しい財政状況のもと教育分野においても、施策や事業が見直され、平成18年度をもって、この両制度が廃止されることとなりました。この制度を崩すことは、今日までの学校教育並びに社会教育の推進に重大な影響を及ぼすものと危惧するところであります。

つきましては、下記事項を是非とも実現されるよう強く要望いたします。

記。

1. 充て指導主事(教育参事)並びに派遣社会教育主事制度に代わる新たな県費による制度の創設を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより意見書第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。よって、意見書第2号 町教育の振興発展ならびに充実に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議提第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 追加日程第5、議提第12号 愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議を議題とします。

提案者の説明を求めます。1番 辰己君。

〔1番 辰己 保君登壇〕

○1番(辰己 保君) 愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議をご提案申しあげます。

愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議。

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成18年9月28日。

提出者、愛荘町議会議員、辰己 保。

賛成者、愛荘町議会議員、河村善一。

賛成者、愛荘町議会議員、森 隆一。

賛成者、愛荘町議会議員、小川 勇。

賛成者、愛荘町議会議員、珠久清次。

賛成者、愛荘町議会議員、小杉和子。

愛荘町議会議長、久保田九右衛門様。

朗読をもってかえさせていただきます。

愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議。

世界の平和と安全は、人類共通の願いです。

しかし、現在この地球上には数多くの核兵器が存在し、また、戦争や紛争も後を絶たず、人類の生存や自然環境に大きな脅威と不安をもたらしています。

世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴えていかなければなりません。

ここに愛荘町は、新町誕生を機に、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、安心して安全な町民生活を守ること

を決意し、「非核・平和都市」を宣言します。

平成18年9月28日。

愛荘町議会。

どうか、旧町の2町がそろってこの都市宣言を行っています。新町になったこの契機に、何としても皆さんのお力をかりて宣言をしていただきますよう、ご審議をいただきますようお願い申しあげまして提案とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議提第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議提第12号 愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎議提第13号の上程、採決

○議長(久保田九右衛門君) 追加日程第6、議提第13号 議員派遣についてを議題とします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議提第13号 議員派遣については、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで 議事録の訂正の依頼が執行部から出ておりますので 報告をします。

定例会の2日目、9月14日の決算の説明におきまして、平成17年度秦荘町一般会計歳入歳出決算書の26ページの説明のときに、県道目加田湖東線の精算金等を説明しましたが、それが誤りで、県道雨降野今在家八日市線の誤りでしたから、これを訂正させていただきますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。ちょっとご報告しておきます。

◎閉会の宣告

○議長(久保田九右衛門君) これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成18年9月愛荘町議会定例会を開会いたします。

閉会 午後 1時35分

○議長(久保田九右衛門君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年9月定例会を9月13日に開会させていただき、本日までの16日間にわたり会期をもたせていただきました。その間、各常任・特別委員会協議会をもっていただき、平成17年度の旧町及び新町の一般会計ほか各特別会計決算のご審議、また現在の事業の進捗状況等についての調査をしていただきました。

そして、本日最終日となりましたが、議員各位には提案されました議案を大変長時間にわたりまして慎重審議していただき、すべて議了していただきましたこと、高壇からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位には、特に定例会や委員会を通じまして、審議中、各議員より出されました決算に関する意見等に十分配慮をされ、次年度の予算編成や行政運営、予算執行に生かされるようお願いするところであります。

今後とも愛荘町発展のため特段のご尽力をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

大変皆さんご苦労さんでございました。

町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 今期会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼申し上げます。

今議会は、平成17年度各会計の決算承認をいただくことを中心に議会を開会いただきました。合併前の旧秦荘町、旧愛知川町、また合併後の愛荘町のそれぞれ一般会計ならびに各特別会計決算、合わせて24会計につきまして慎重にご審議いただき、すべてご認定賜りましたこと、本当にありがとうございました。

また、監査委員におかれましては長時間にわたりまして慎重な決算監査をいただき、大変貴重なご意見を賜りました。

これらいただきましたご意見、ご指導事項につきましては、今後の行政運営に生かさせていただきたいと考えております。

また、今議会に提案の平成18年度一般会計ならびに特別会計補正予算、条例の制定ならびに条例一部改正、契約議決案件など、精力的に、かつ活発にご審議いただきまして、追加議案を含め12議案すべて可決賜りまして、まことにありがとうございました。

最後に、議会ならびに各委員会協議会においていろいろいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえまして、誠心誠意、職員とも一丸となって今後の行政運営に努力を重ねてまいりたいと考えております。

今後とも議員をはじめ町民皆様のご指導、ご支援をお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長(久保田九右衛門君) それでは、大変皆さんご苦労さんでございました。